

南砺市国土強靭化地域計画

令和3年3月

はじめに

私たちのまち南砺市は、豊かな自然と門前町や市場町の市街地、屋敷林に囲まれた家々が点在する散居の田園地帯、世界遺産の合掌集落が形成された五箇山地方など、風土に根ざした独自の歴史や文化を育み日本の原風景を有しています。

平成20年7月28日に市内で発生した豪雨災害では、1時間に120ミリを超える猛烈な雨により、住宅の全半壊や浸水被害、道路の陥没や土砂崩れ、田畠の冠水など市内各地に大きな被害が出ました。幸い人的被害は軽症者2名と少なかったものの、河川・砂防・道路などの公共土木施設や農林水産関係の被害は、空前の規模となりました。

他方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により未曾有の被害をもたらしました。また、近年、全国各地で地震災害や集中豪雨による浸水災害、台風による土砂災害など、様々な大規模災害が毎年のように発生しており、災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。この法に基づき、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定され、強靱な国づくりが計画的に進められています。

本市におきましても、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする強靱な地域を作り上げるため、強靱化に関する指針となる「南砺市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は本計画を基本として、国、県、関係機関と一体となって地域の強靱化に関する施策を計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり関係された皆さまに対し、心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進にあたり、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

南砺市長 田中幹夫



～ 目 次 ～

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け等の設定	3
3. 地域の現状と課題の整理	6
3-1 地形的特性	6
3-2 気象的特性	9
3-3 社会経済的特性	11
3-4 災害履歴	37
3-5 地域の課題まとめ	41
4. 計画の対象とするリスクの設定	43
4-1 計画の対象とするリスク（市内）	44
4-2 計画の対象とするリスク（市外）	50
5. 地域を強靭化する上で目標の明確化	51
6. リスクシナリオ、施策分野の設定	54
7. 脆弱の分析・評価、課題の検討（脆弱性評価）	58
7-1 脆弱性評価の考え方	58
7-2 脆弱性評価	59
8. リスクへの対応方策の検討（推進方針）	63
8-1 推進方針	63
8-2 施策分野ごとの強靭化の推進方針	64
9. 計画の推進	85
9-1 推進方針の重点化	85
9-2 アクションプランの策定とP D C Aサイクル	85
9-3 計画の見直し	85
9-4 重要業績指標（KPI）	87
卷末資料	
1. 計画策定の過程	
2. 検討委員会名簿	

別冊

別紙	参考) 脆弱性評価と推進方針
別表	事業一覧表

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の策定趣旨

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行、平成 26 年 6 月に「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靭化を進めていくための枠組みが整備された。

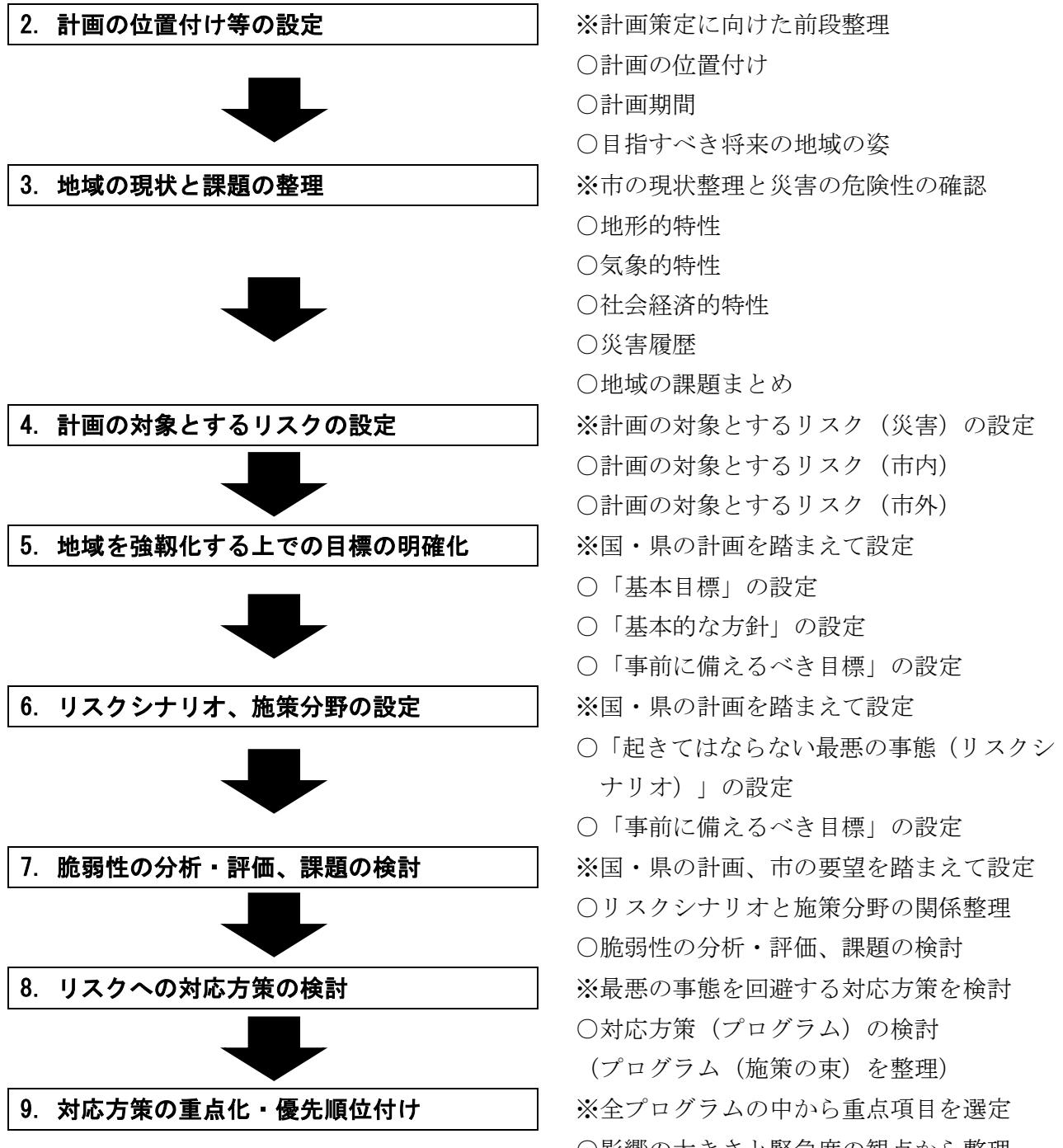
基本法第 13 条で、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

南砺市は、平野部が少なくほとんどが急峻な山地で形成されており、古くから水害や雪害等に見舞われてきたことから、予想される被害の特徴を理解したうえで、災害への対策を講ずる必要がある。

そのため、南砺市国土強靭化地域計画は、これまで進めてきた市民協働やエコビレッジ構想、S D G s 未来都市、小規模多機能自治、地域包括医療ケアなどの取組を生かして、「災害に強く持続可能な協働の地域づくりといつまでも元気であり続ける強靭な南砺市」をつくりあげていくために策定するものである。

(2) 計画検討の流れ

本計画検討の流れを以下に示す。



資料：国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編（R2.6）

図 1-1 計画検討の流れ

2. 計画の位置付け等の設定

(1) 計画の位置付け

南砺市国土強靭化地域計画は、基本計画及び富山県国土強靭化地域計画との調和を図りながら、南砺市の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

そのため、南砺市の総合計画などと整合を図りながら、各分野別計画の指針とするものである。

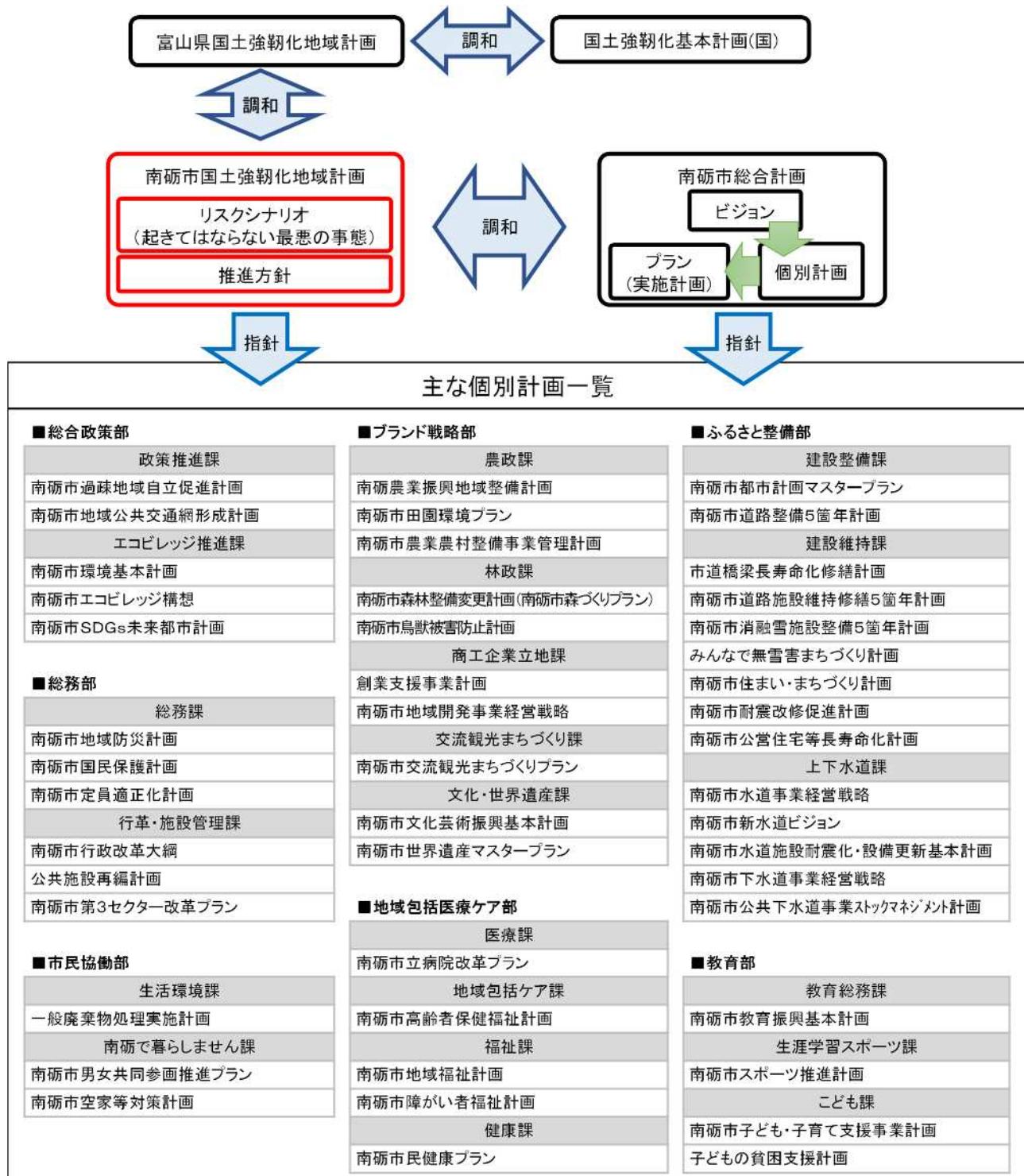


図 2-1 計画の位置付け

(2) 計画期間

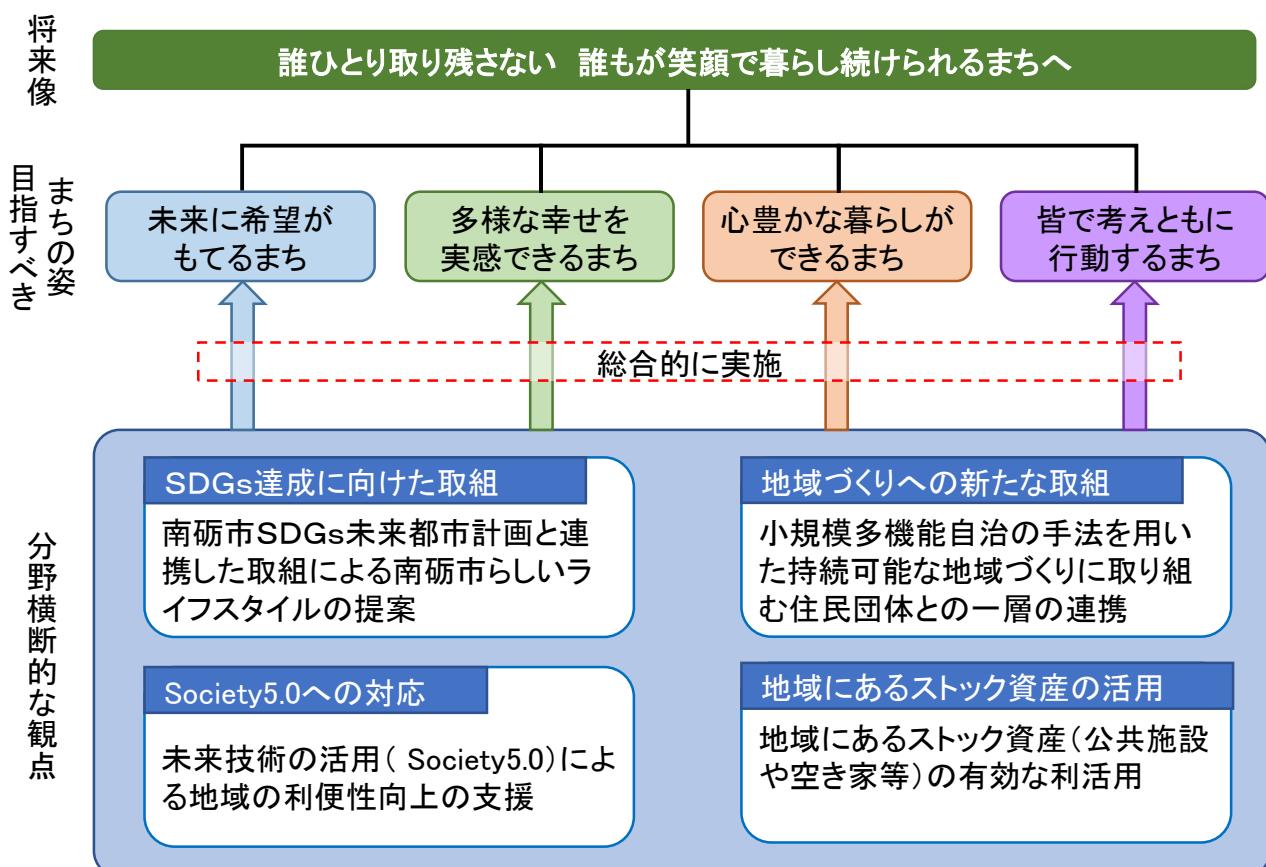
地域計画が対象とする期間は、令和3（2021）年度から概ね5年間とする。

(3) 目指すべき将来の地域の姿

第2次南砺市総合計画（2020年3月）において、本市が目指す将来の地域の姿は、「南砺」が有する自然や伝統、文化といった世界に誇れる財産を活かし、市民一人ひとりがお互いを認め、支え合いながら行動していくことの重要性を考慮し、『南砺に暮らす私たち市民が、この土地の豊かさと暮らしに感謝と誇りをもち、互いに信頼し、誰ひとり取り残さない地域社会である「一流の田舎」、そして次代を担う子どもたちが笑顔で暮らし続けるまち』の実現としている。

上記を踏まえ、総合計画における将来像は、「誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ」、将来像の実現に向けての4つの柱を「未来に希望がもてるまち」「多様な幸せを実感できるまち」「心豊かな暮らしができるまち」「皆で考えともに行動するまち」と定めている。

上記の確実な実現に向けて、時代の潮流である「SDGs」や「Society5.0」、「新たな地域づくり」や「地域にあるストック資産の活用」を分野横断的な観点とし、各施策を総合的に実施していくこととしている。



資料：第2次南砺市総合計画（2020年3月）

図 2-2 目指す将来の地域の姿



エスティージーズ SDGsって?

サステナブル
Sustainable Development
持続可能な開発目標

SDGsを理解して
できることから
始めてみよう!



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 持続可能な開発目標	2 飲食をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 貧の多い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 繁栄がいいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 土の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

SDGsとは

SDGsは、2030年までに達成すべき世界共通の目標として、2015年に国連で採択されました。「世界中の誰一人取り残さない」をキーワードとし、貧困、福祉、教育、人権、環境など、様々な分野の目標が設定されています。

「世界の話で私たちには関係ない」と思われるかもしれません、17個の目標の中には私たちの生活と密接に関係しているものが多くあります。



南砺市

資料：南砺市 SDGs 未来都市パンフレットより

図 2-3 SDGs 説明

3. 地域の現状と課題の整理

3-1 地形的特性

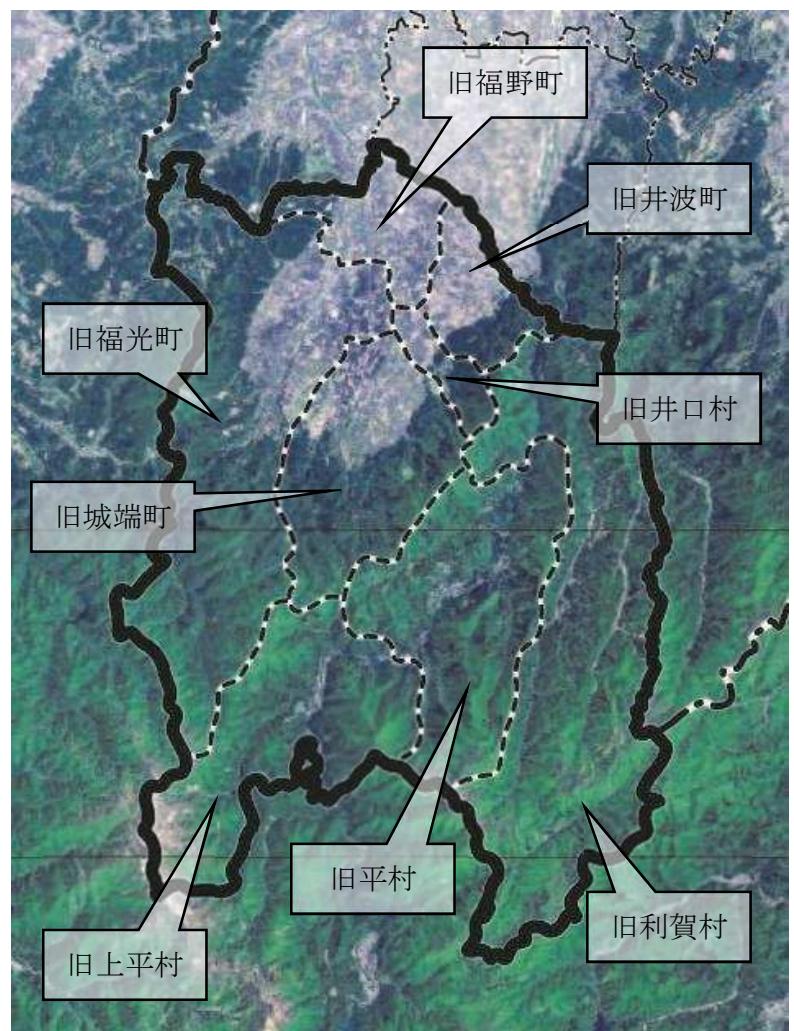
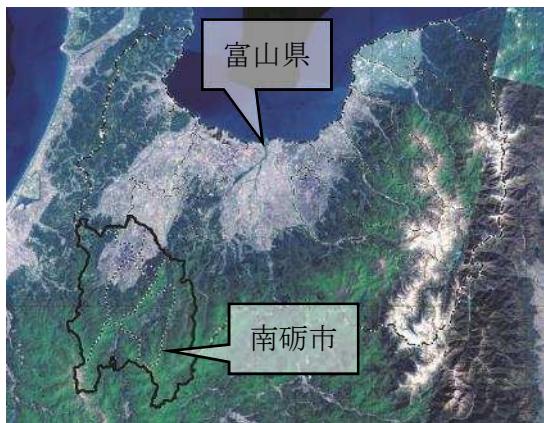
(1) 位置

【現状】

○南砺市は、富山県の南西部に位置し、西は石川県、南は岐阜県に隣接している。

○東西に約 26km、南北に約 39km、面積は 668.6km²あり、三方を山に囲まれ、中央北側には平野が広がったまとまりのよい地形をしている。

○南砺市は、平成 16 年 11 月に旧 8 町村が合併して誕生した。旧町村の地形的特徴をみると、①一部の山麓部を含む主に平野部の「旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町」と、②山間部の旧平村、旧上平村、旧利賀村に大別される。



★旧町村の地形的特徴

①平野部

旧城端町、旧井波町、旧井口村、
旧福野町、旧福光町

②山間部

旧平村、旧上平村、旧利賀村

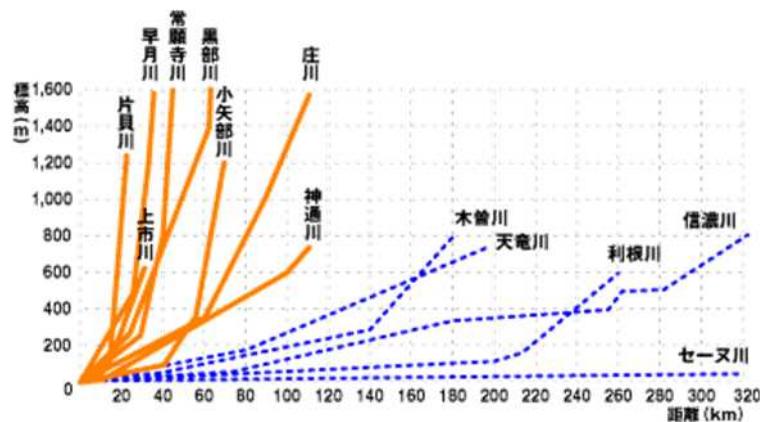
資料：地理院地図（国土地理院）

図 3-1 南砺市の位置

(2) 地形

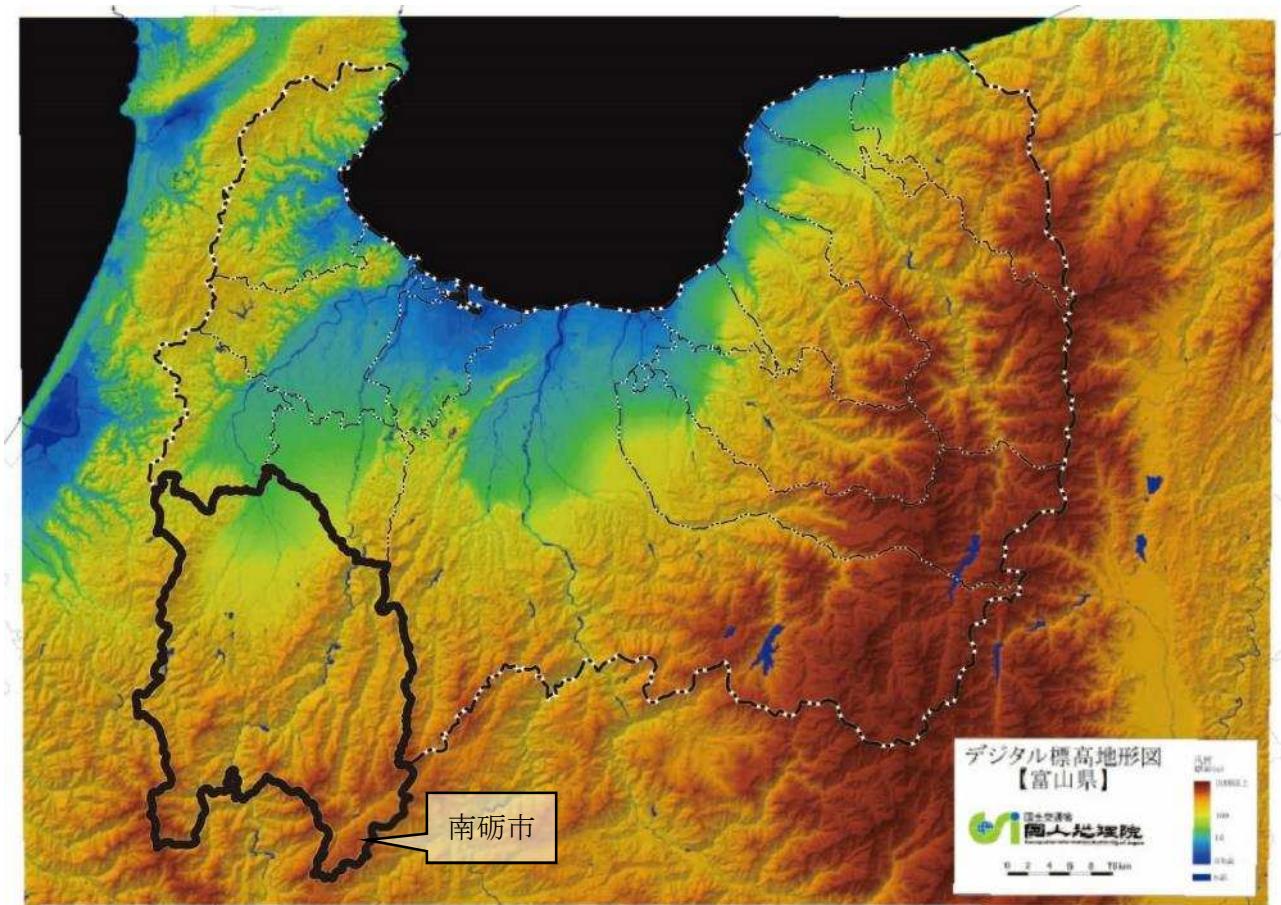
【現状】

○南砺市は、1,000m級の山々が連なる白山山地や飛騨高地と、ここに源を発する庄川、小矢部川、山田川、旅川など一級河川のほか多くの急流河川や溪流があり、その下流には、緑に包まれた砺波平野に至るまで、高低差1,000m以上の変化に富んだ地形を有している。



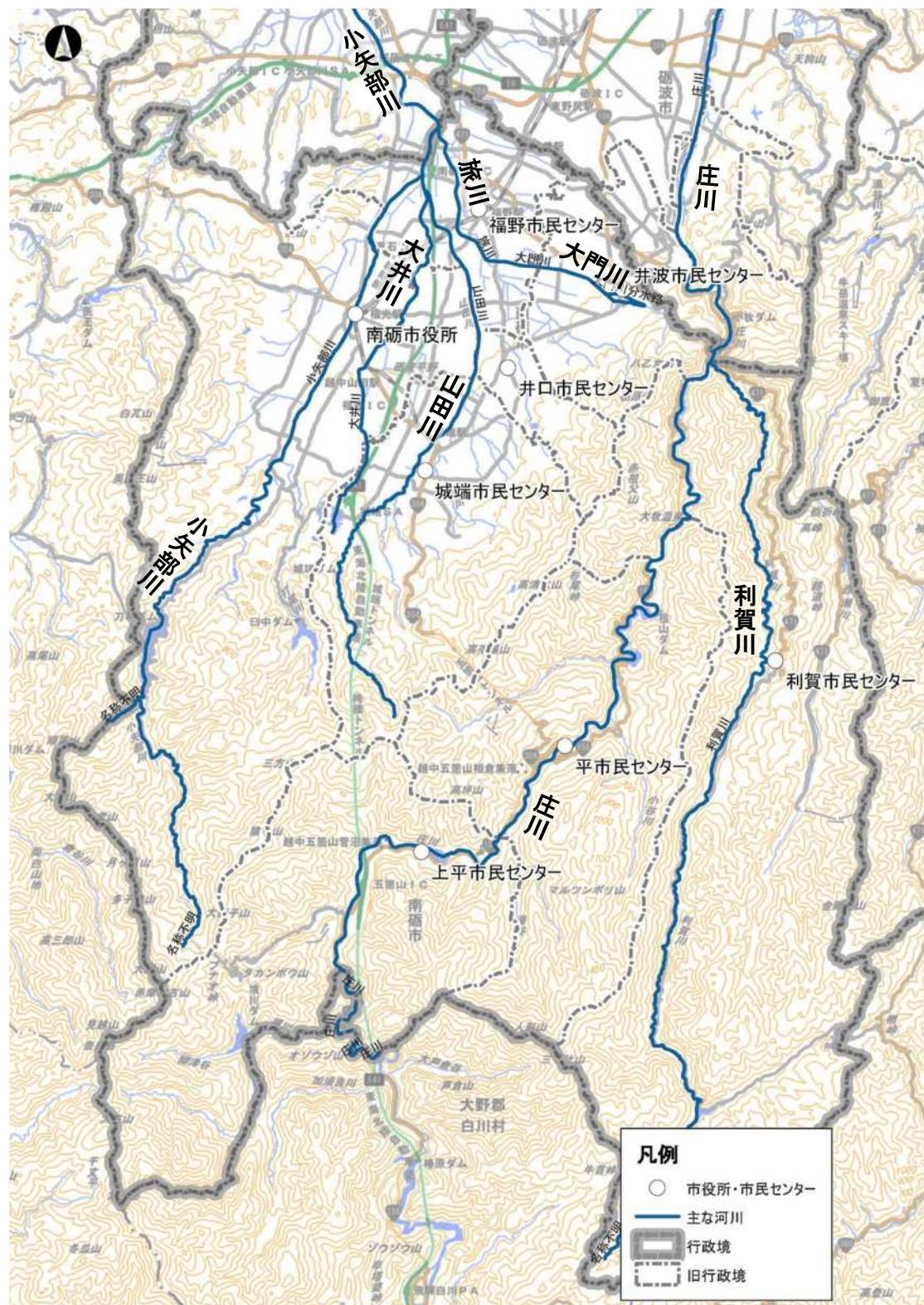
出典：富山県HP（富山県 県民生活課 水雪土地対策班）

図 3-2 河川縦断概略図



資料：地理院地図（国土地理院）

図 3-3 標高地形図【富山県】



資料：地理院地図（国土地理院）

図 3-4 河川位置図【南砺市】

3-2 気象的特性

(1) 降雪

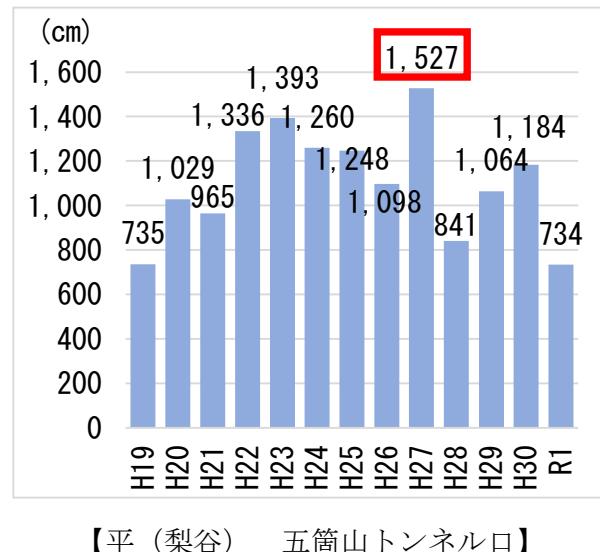
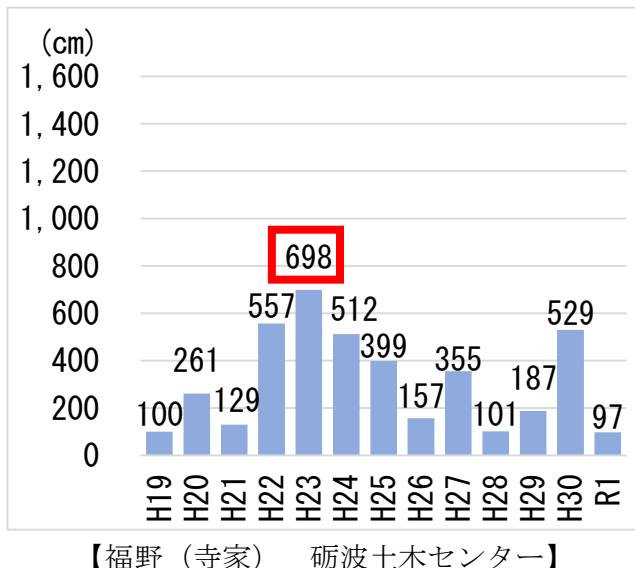
【現状】

○南砺市は、日本海側気候に属し、冬の大雪 (S38, S56, S59, H18 豪雪) を特徴としている。

○南砺市の最深積雪量は、平野部でも 100cm 前後、山間部では 400cm 弱と多い。

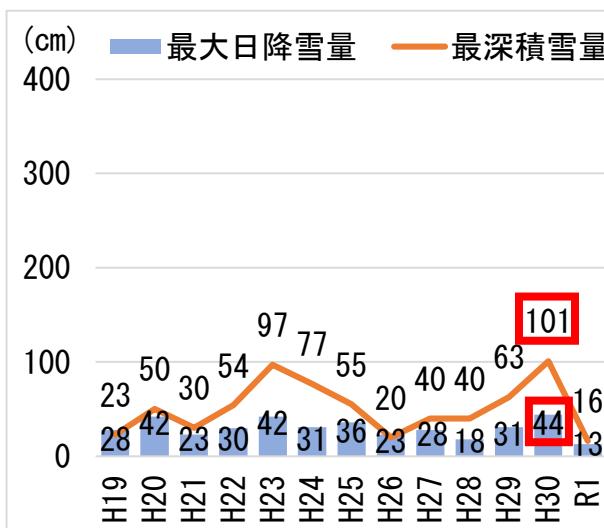
【課題】

○降雪は、市民の生活や移動性を阻害するとともに、物流や生産性にも大きく影響する。



資料：富山県提供資料

図 3-5 累計降雪量の推移



資料：富山県提供資料

図 3-6 最大日降雪と最深積雪の推移

(2) 降雨・乾燥等

【現状】

- 春先と夏季は、低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5°C~10°Cも高くなり空気が乾燥する特徴がある。また、「井波風」や「医王おろし」と呼ばれる強い季節風がある。
- 近年、短時間における集中豪雨が起きるようになり、特に梅雨期は集中豪雨が起きやすくなっている。
- 夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まる。
- 国土交通省により流域のダムの「洪水調節機能強化に関する治水協定」が締結されている。

【課題】

- フェーン現象下では、火災の危険が極めて大きく、特に3月から5月にかけては、融雪洪水、なだれ等の気象災害をもたらし、夏季には水稻の育成・品質等に障害を及ぼす。
- 集中豪雨に伴う水量の増加は、急流河川における流水エネルギーの増大、計画高水位より低い水位においても浸食・洗掘による堤防の決壊が懸念され、河川氾濫が発生する可能性が高い。
- 台風の影響は比較的小さいものの、過去にはいくつかの大きな災害を記録している。
- 水害に対し、既存ダムの治水調整機能強化や利賀ダム建設事業等のハード対策が必要である。



資料：富山県提供資料（南砺高宮）

図 3-7 年間降水量と最大日降水量の推移



資料：富山県提供資料（平・五箇山）

図 3-8 年間降水量と最大日降水量の推移

3-3 社会経済的特性

(1) 既成市街地の保全

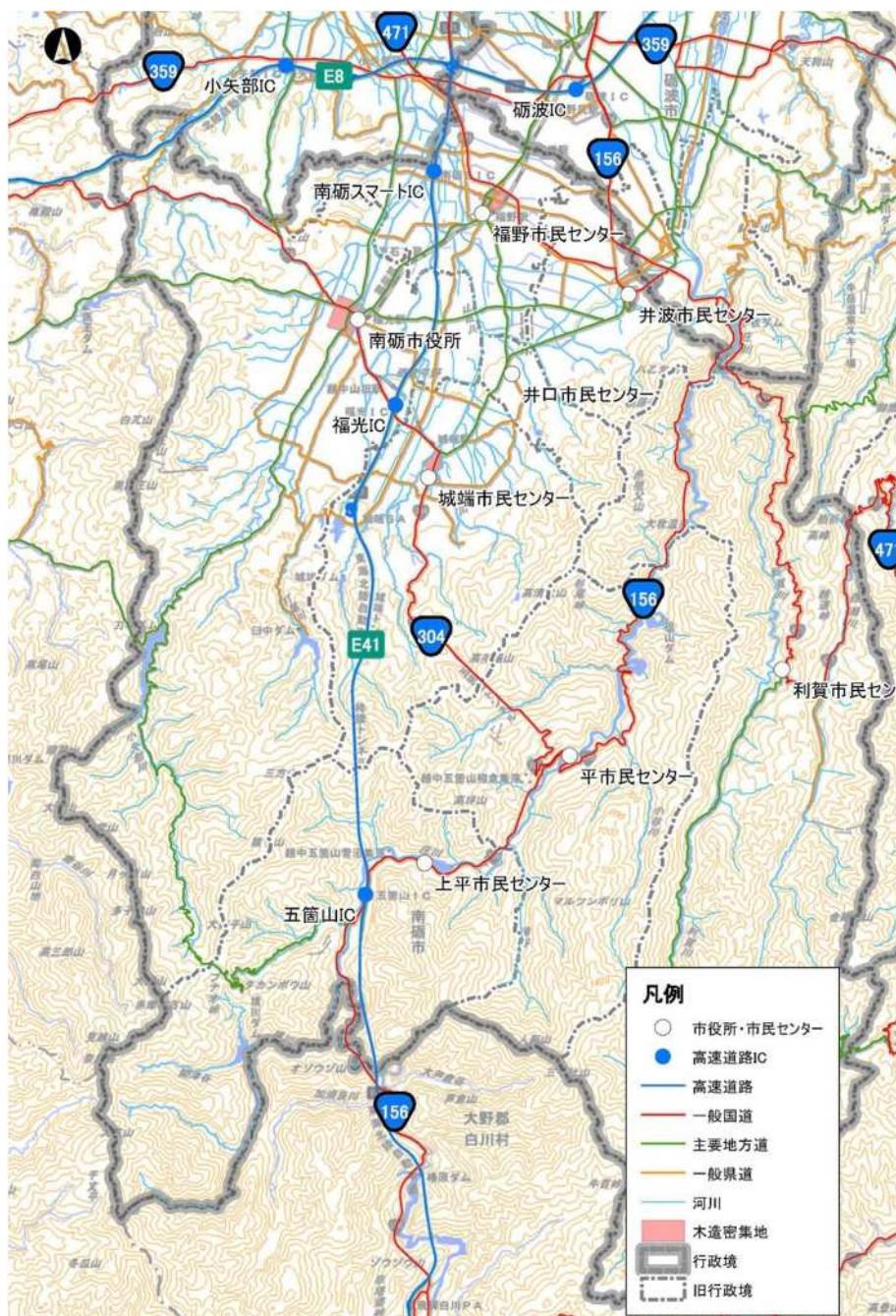
1) 木造密集地

【現状】

○城端、井波、福野及び福光地域の市街地は、街路が狭く、木造密集地が存在している。

【課題】

○災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大が懸念される。



【福野市街地】



【福光市街地】

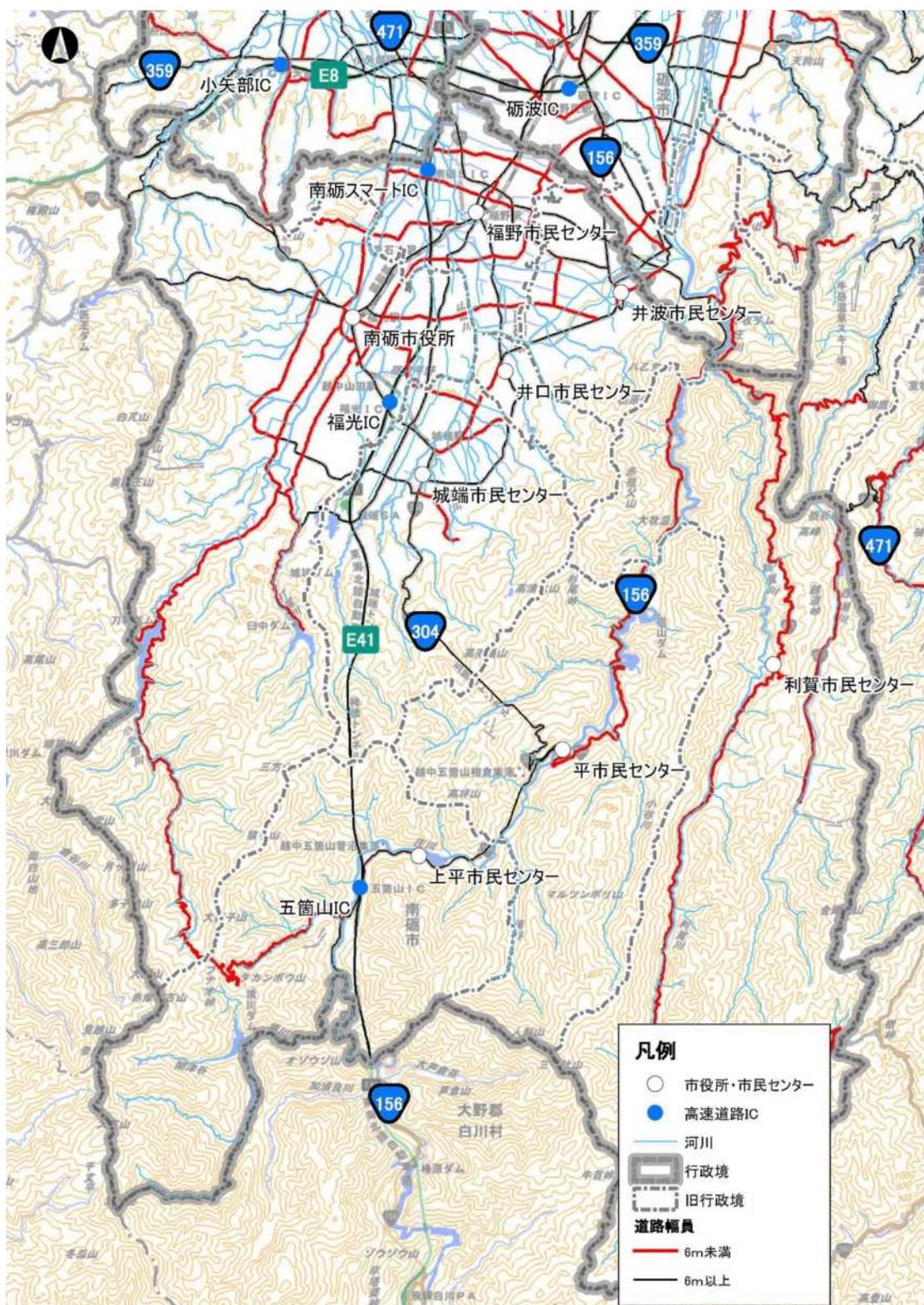


【城端市街地】

▲市街地内の細街路と
低層木造建築物

資料：砺波地域消防組合

図 3-9 砧波地域消防組合が火災の可能性を危険視する地区（木造密集地）



注：狭幅員道路は、道路種級の第3種第3級相当の車道幅員6.0m未満を対象とした。
資料：道路情報（DRM）

図 3-10 狹幅員道路

2) 建物の耐震化

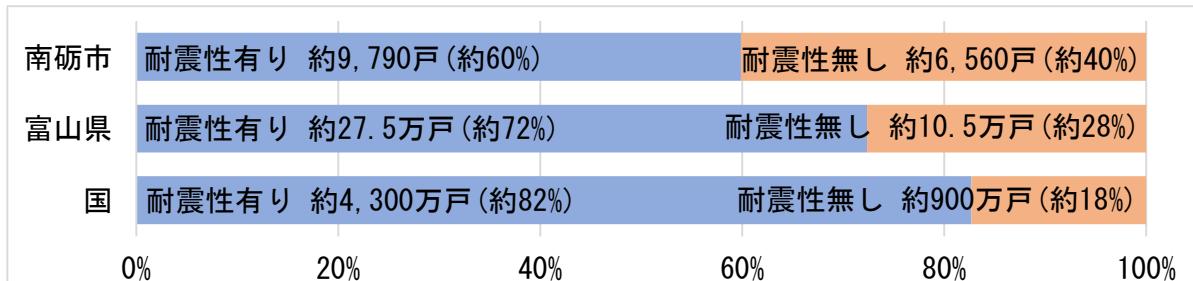
【現状】

○南砺市の居住世帯有りの住宅総数 16,350 戸のうち、耐震性があると考えられる住宅は約 9,790 戸と推計され、耐震化率は約 60%である。

○多数の者が利用する建築物の総数は、公有施設と民間施設を合わせて市内に 143 棟あり、このうち耐震性のあると思われる棟数は 123 棟、耐震化率は約 86%である。

【課題】

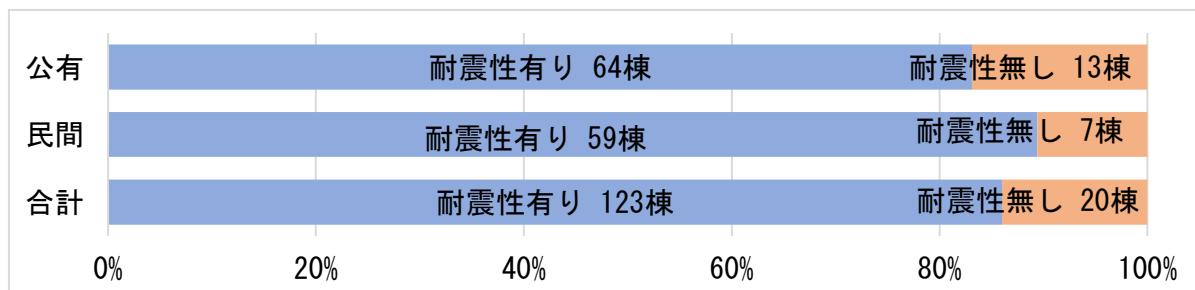
○住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率の向上が課題である。



【住宅の耐震化率の現状（H25 年）比較（南砺市、富山県、国）】

	現在	目標		
	平成 25 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 7 年
南砺市	60%	—	68%	72%
富山県	72%	—	85%	90%
国	82%	95%	—	概ね 100%

【国・県・市の住宅の耐震化目標の比較】



【多数の者が利用する建築物の所有別耐震化の状況】

	現在	目標
南砺市	86%	95%（令和 7 年度）
富山県	82%	95%（令和 7 年度）
国	85%	95%（令和 2 年度）

【国・県・市の多数の者が利用する建築物の耐震化目標の比較】

資料：総務省「H25 年住宅・土地統計調査」

資料：南砺市耐震改修促進計画（H21 策定、H30 年改訂）

図 3-11 建物の耐震性

3) 危険物設置施設等

【現状】

- 防火対象物の届出状況では、南砺市には、火を使用する設備等の設置に関する届出件数は2,636件あり、そのうち約4割は少量危険物貯蔵取扱届である。

【課題】

- 災害時における火災の延焼地域拡大等、被害の拡大が懸念される。

表 3-1 火災予防条例等関係届出状況

届出種別(届出)名	件数	構成比
炉 設置届	103	3.9%
放電加工機設置届出書	20	0.8%
変電設備設置届出書	442	16.8%
発電設備設置届出書	129	4.9%
蓄電池設備設置届出書	103	3.9%
厨房設備設置届	7	0.3%
少量危険物貯蔵取扱届	1,133	43.0%
指定可燃物貯蔵取扱届	44	1.7%
給湯湯沸設備設置届	49	1.9%
乾燥設備設置届	80	3.0%
核燃料物質等の貯蔵・取扱	1	0.0%
火花を発生する設備設置届	1	0.0%
温風暖房機設置届出書	31	1.2%
ボイラー設置届	403	15.3%
ヒートポンプ冷暖房機設置届	71	2.7%
ネオン管灯設備設置届出書	2	0.1%
サウナ設備設置届	17	0.6%
合計	2,636	100.0%

資料：砺波地域消防組合

(2) 工業用地の保全

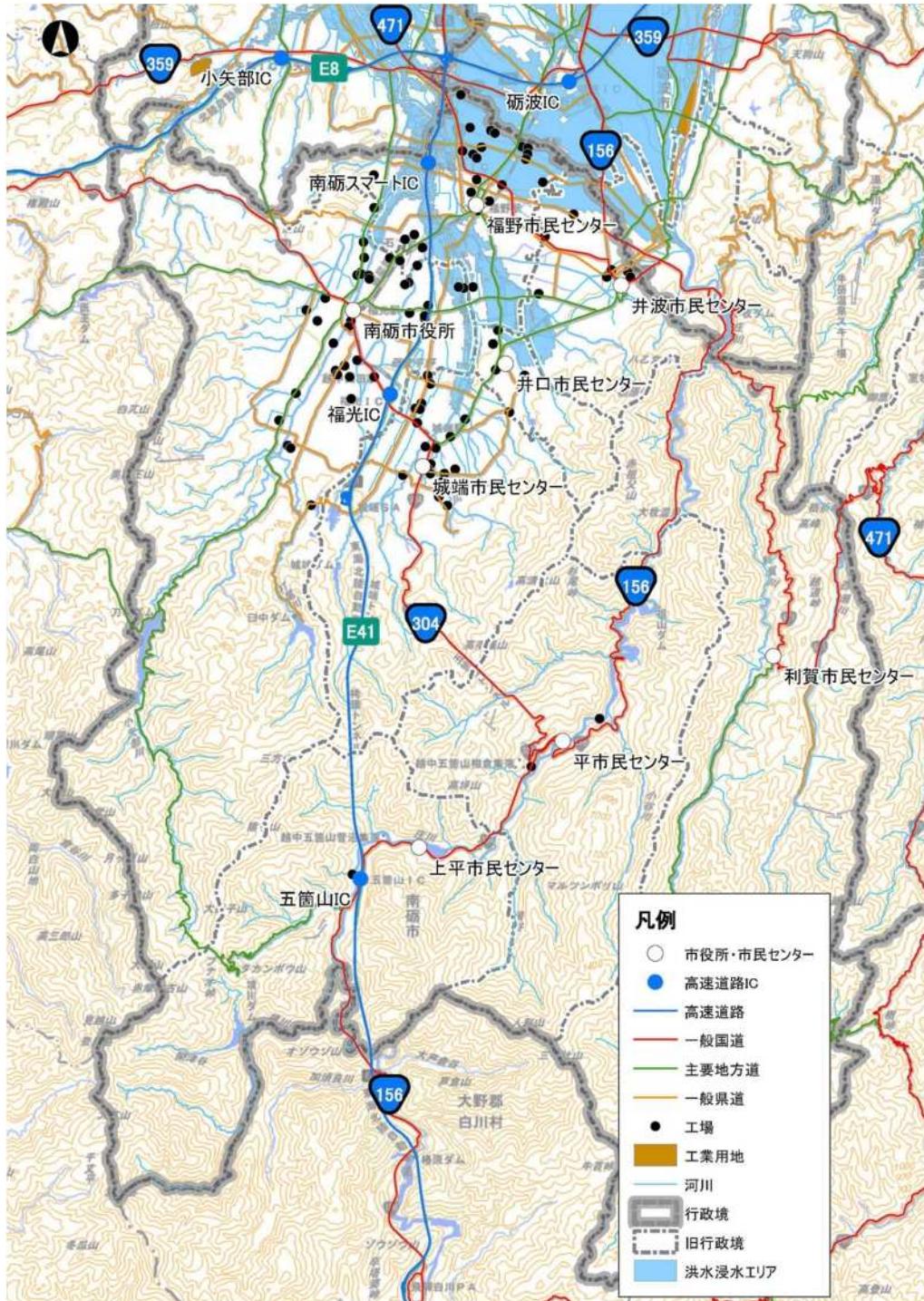
【現状】

○南砺市の平野部には、工業用地や工場が広範囲に渡って立地している。

【課題】

○市内の工業用地や工場には、河川の氾濫に伴い、浸水被害が発生する区域にあるものが多い。

被害が予想されるのは、城端、井波、井口、福野、福光地域である。



注：工場は、事業所名に工場を含む施設としている。

資料：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）、GoogleMap

図 3-12 工業用途地域と洪水浸水区域

(3) 道路ネットワークの確保

【現状】

○自動車の利用は著しく増加しており、北陸自動車道や東海北陸自動車道といった高速交通網の整備により太平洋側の三大都市圏との往来の利便性が向上した。

○大量輸送機関である北陸新幹線からの二次交通に、JR 城端線や高速バス等が活用されている。

【課題】

○自動車は、ガソリン等の危険物を内蔵して出火・延焼の原因になるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱は避難の遅延と被害拡大が懸念される。

○旧町村を結ぶ合併支援道路の改良整備が強く望まれている。



図 3-13 自動車走行台数の変化

1) 交通事故の危険性

【現状】

○南砺市は年間1千件以上の交通事故が発生し、物損事故の約9割は平野部で発生している。

【課題】

○道路空間のうち、山間部を通過する橋梁やトンネルでの自然災害や交通事故災害が発生した場合、多数の被害者または影響の発生等が懸念される。



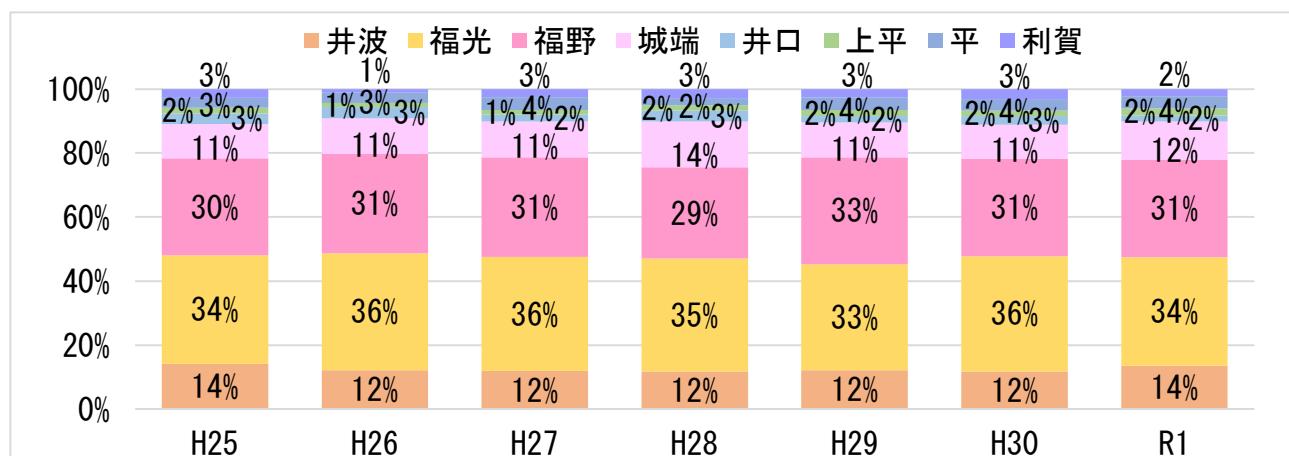
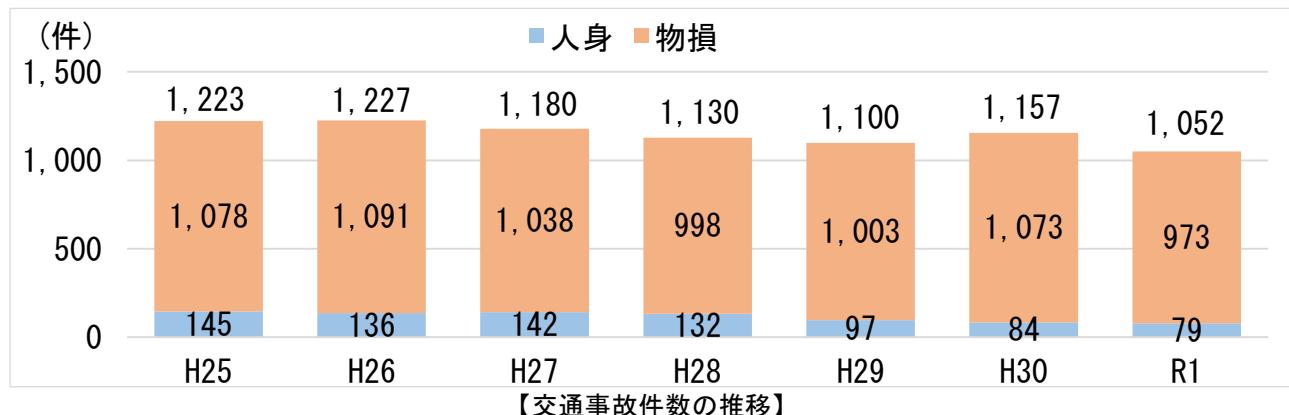
令和元年5月25日 上下線ともに通行止め
東海北陸自動車道下り袴腰トンネル内

資料：南砺市資料



平成31年4月19日 上下線ともに通行止め
国道304号新蔵原トンネル

図 3-14 交通事故の発生状況写真



資料：富山県警察南砺署提供資料

図 3-15 地区別交通事故状況

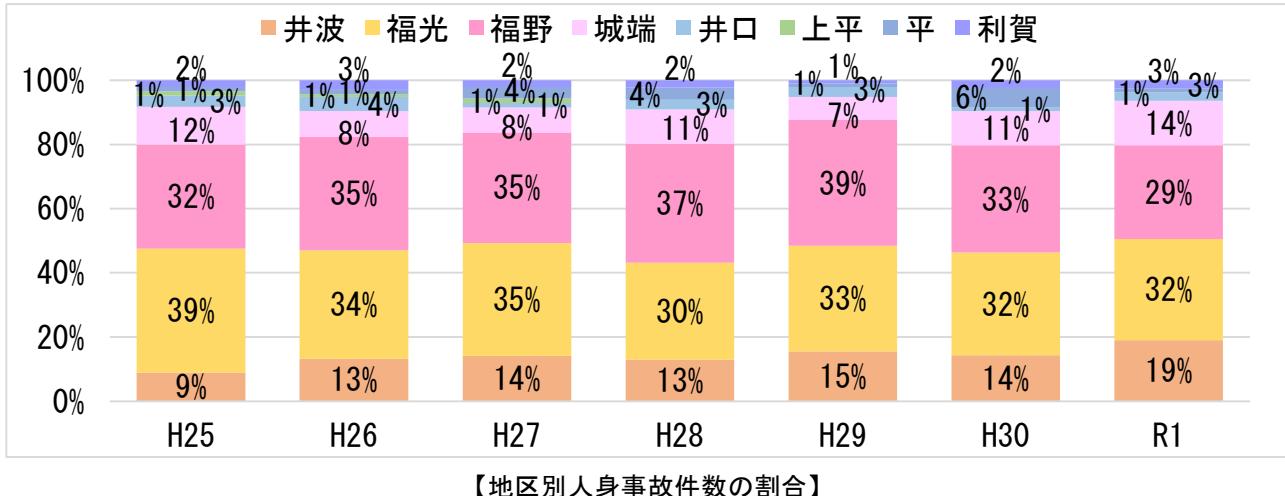
【現状】

○南砺市で発生している人身事故のうち約9割が平野部で発生している。

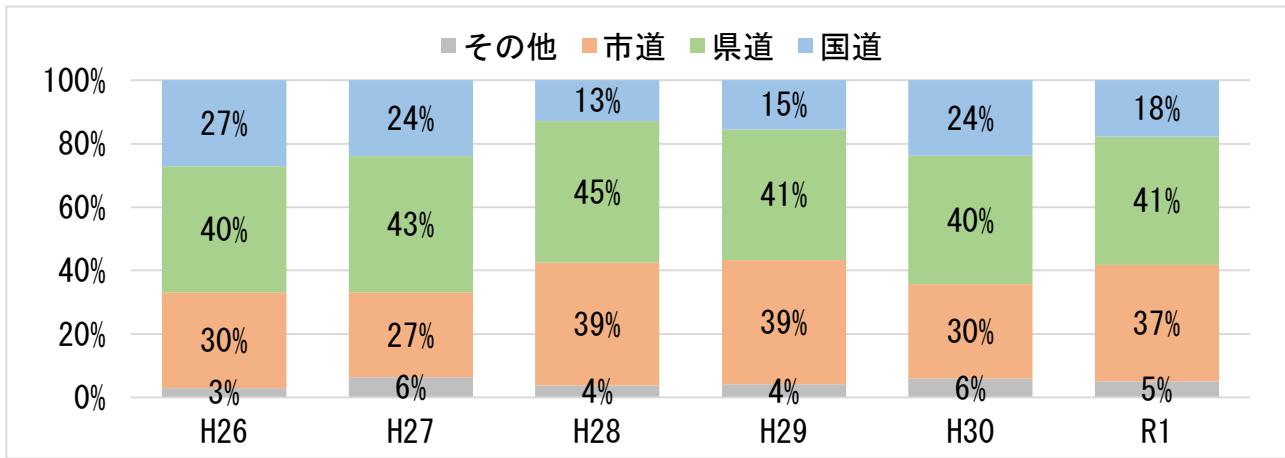
○道路種別でみると、県道と市道が約8割を占め、出会い頭・追突事故が比較的多い。

【課題】

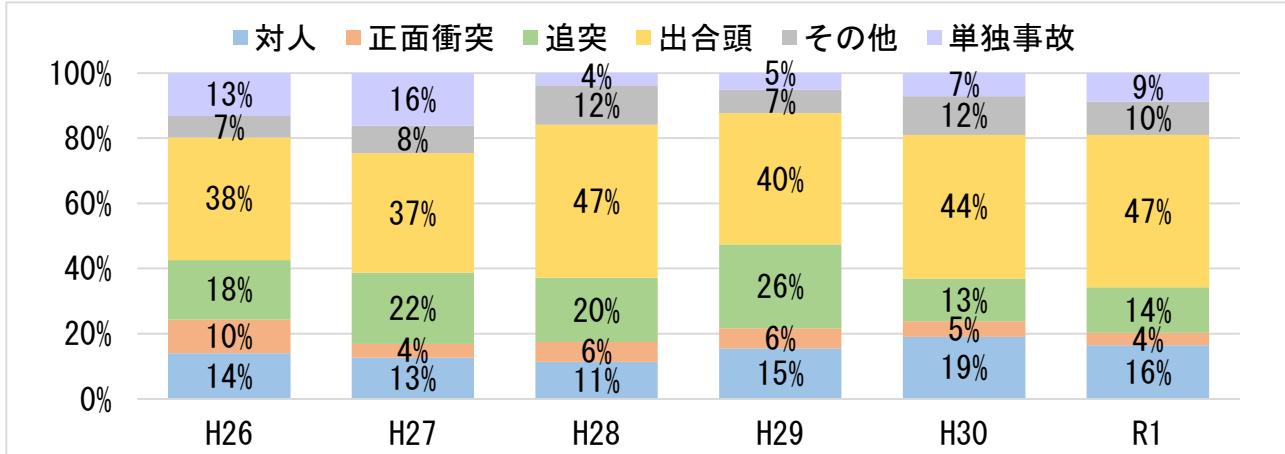
○人身事故は出会い頭や追突、対人などの割合が高く、県道や市道で多く発生しており、身近な道路の危険性が高い。



【地区別人身事故件数の割合】



【道路種別別人身事故件数の割合】



【事故種類別人身事故件数の割合】

資料：富山県警察南砺署提供資料

図 3-16 人身事故の発生状況

2) 橋梁の保全

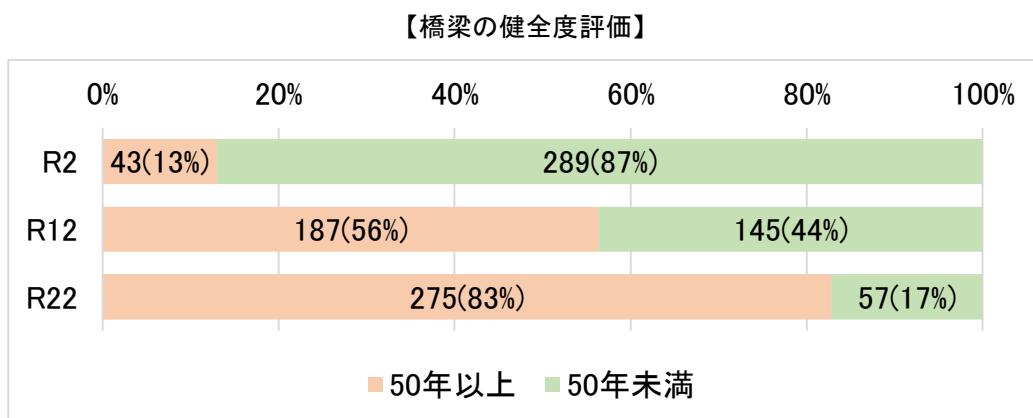
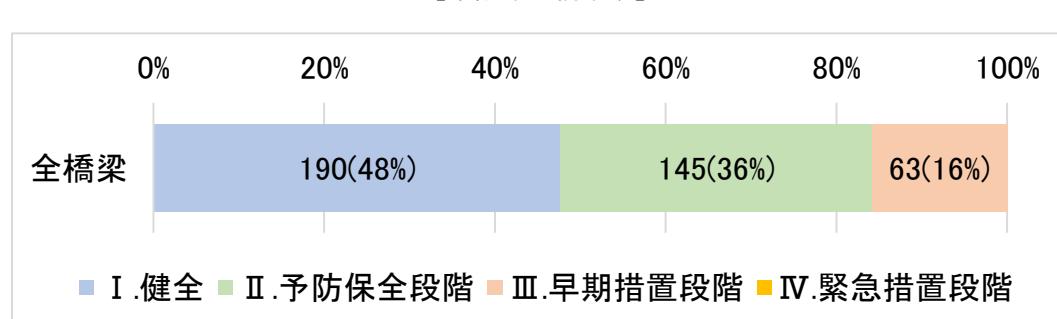
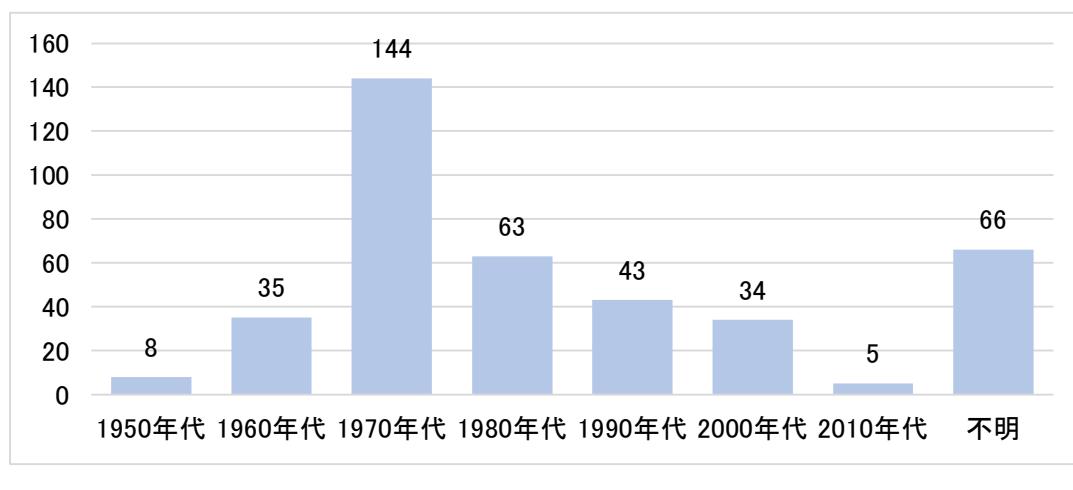
【現状】

○南砺市が管理する橋梁（809 橋）のうち、南砺市長寿命化計画の対象としている橋梁は 398 橋あり、その半数弱は 1970 年代に架設されている。

○橋梁の健全度評価結果をみると、4 段階中最も悪い緊急措置段階の橋梁はないが、3 段階目の早期措置段階の橋梁は 2 割弱を占めている。

【課題】

○橋梁の架設後 50 年を超える割合は、現状は 1 割強と低いが、10 年後には 6 割弱、20 年後には 8 割強と増加するため、計画的な橋梁の補修・補強及び架替の実施が必要となる。



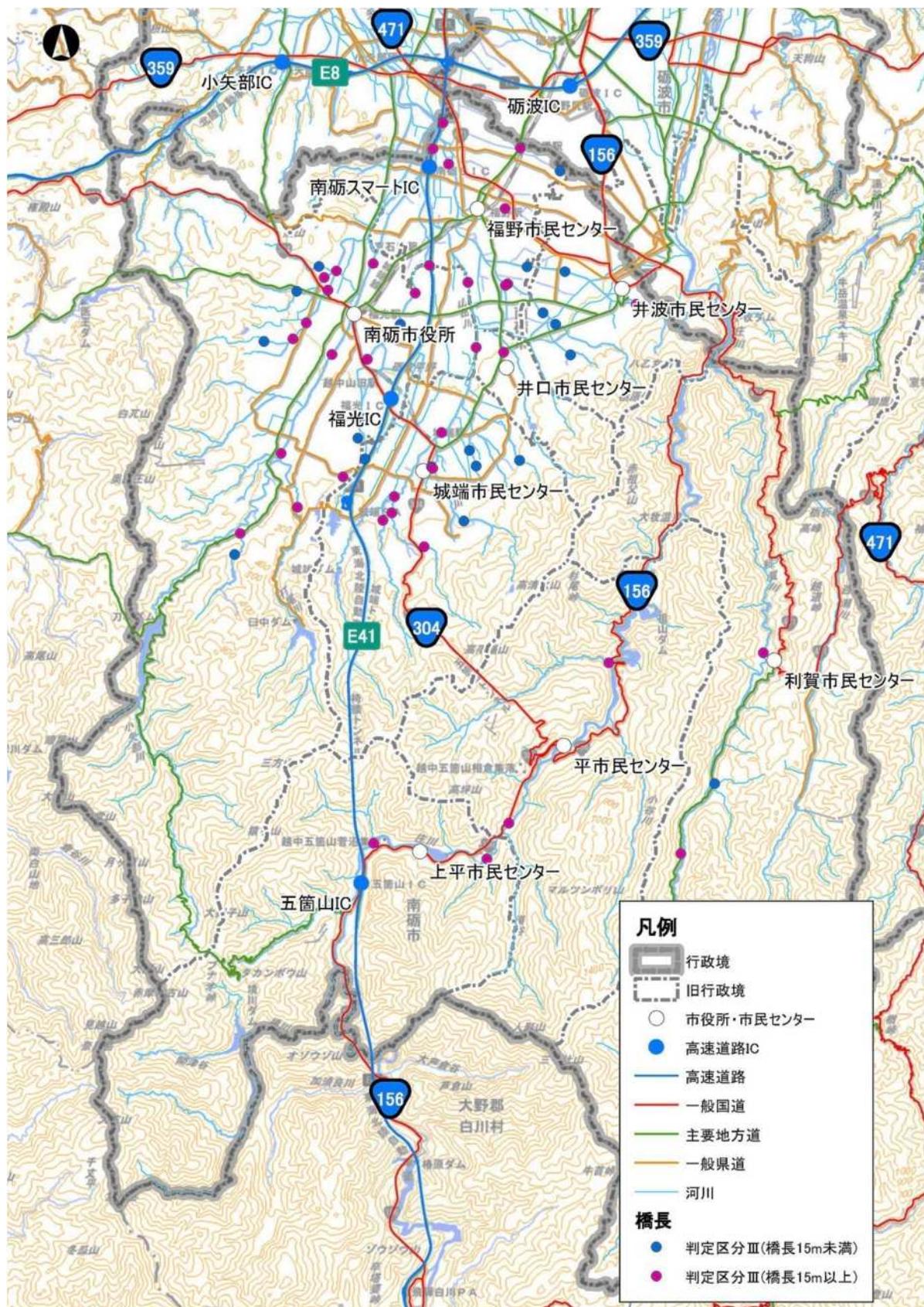
【橋梁の架設経過年数の変化】

資料：南砺市橋梁長寿命化計画

図 3-17 橋梁の健全度評価等

【現状】

○判定区分Ⅲ. 早期措置段階の橋梁は、南砺市内に広く分布している。



資料：南砺市橋梁長寿命化計画

図 3-18 判定区分Ⅲ. 早期措置段階の橋梁の位置

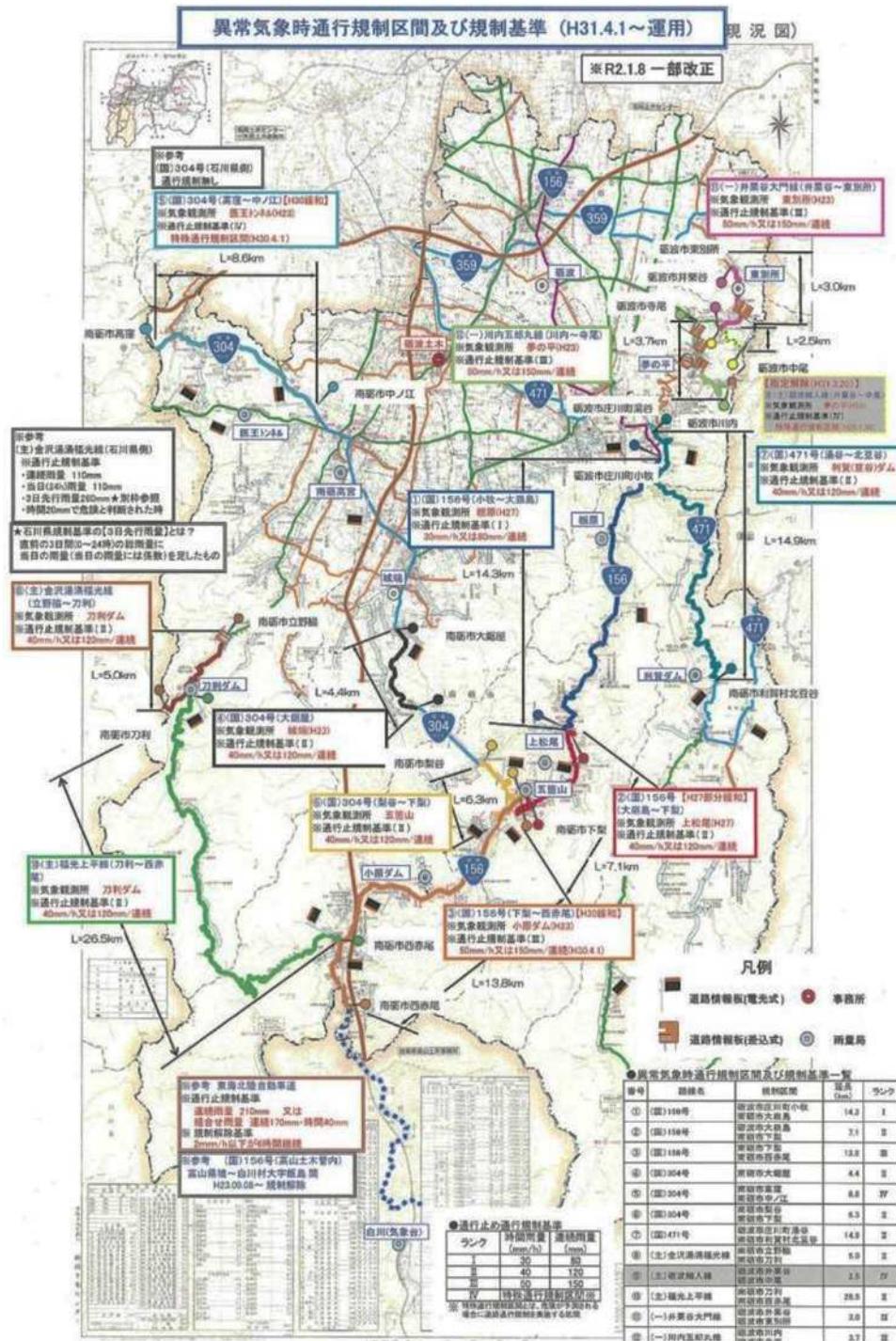
3) 異常気象時通行規制区間

【現状】

○南砺市の山間部に異常気象時通行規制区間が多数存在している。

【課題】

○集中豪雨などの発生に伴い、広い範囲で通行規制が生じる可能性や、孤立集落の発生が懸念される。



資料：富山県提供資料

図 3-19 異常気象時通行規制区間の指定状況

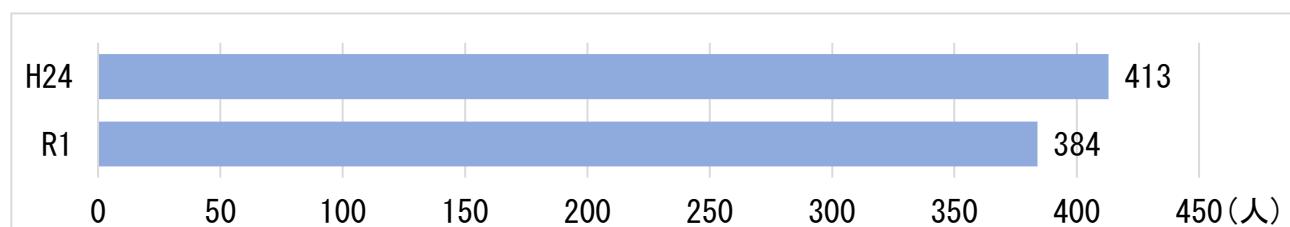
4) 除雪オペレーター

【現状】

- 南砺市の除雪オペレーターは400人前後確保しているが、減少傾向にある。
- 経験年数の構成をみると11年以上のベテランが過半数を占めており、年齢構成をみると40代以上の熟年層が8割弱を占める。

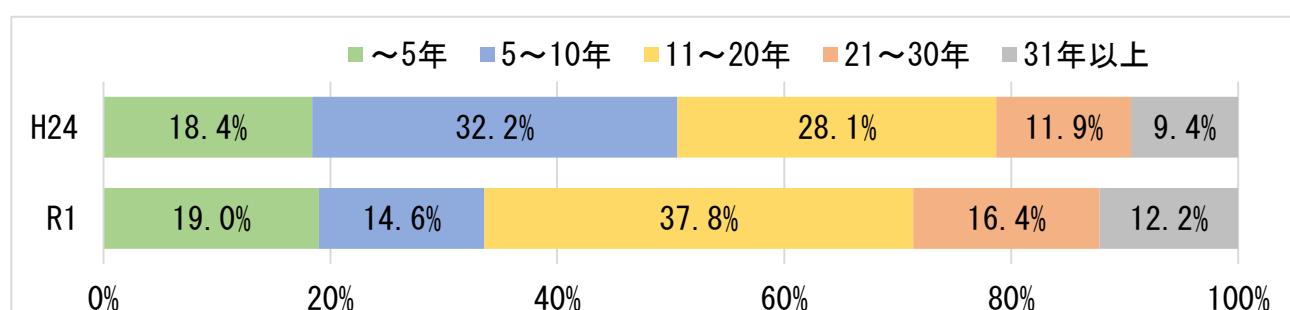
【課題】

- 除雪オペレーターの高齢化が進んでおり、若年層の募集と除雪技術の継承が課題である。



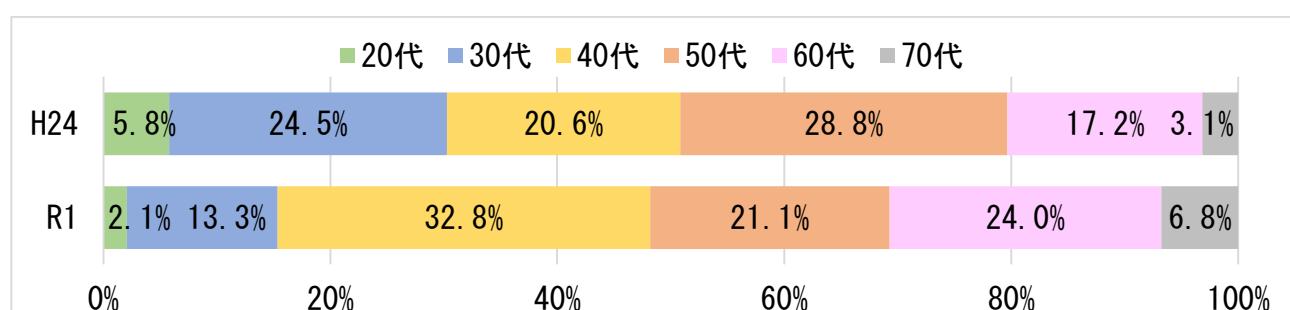
資料：南砺市資料

図 3-20 南砺市の除雪オペレーター数の変化



資料：南砺市資料

図 3-21 南砺市の除雪オペレーターの経験年数の変化



資料：南砺市資料

図 3-22 南砺市の除雪オペレーターの年齢構成の変化

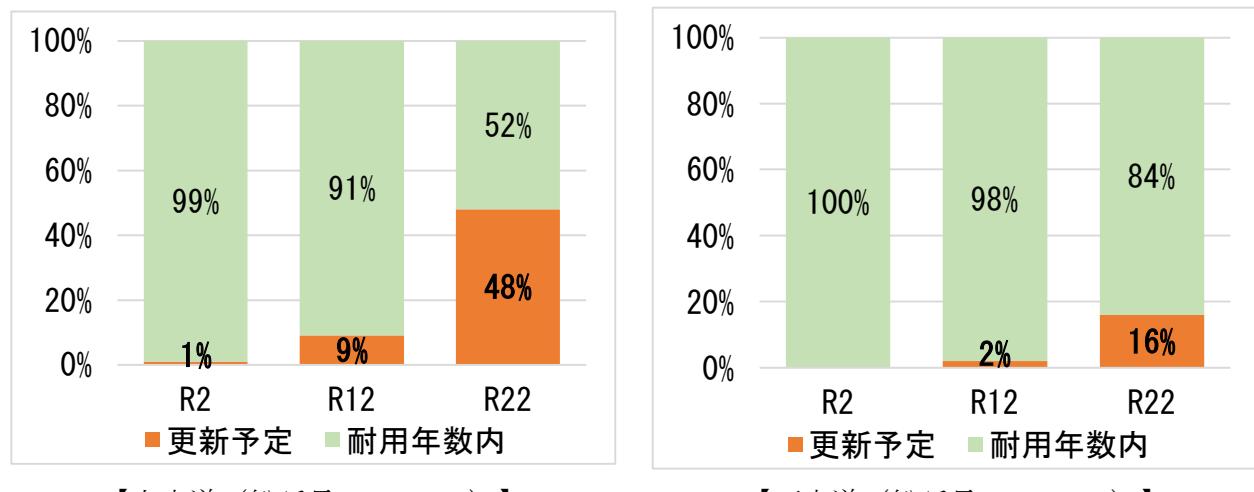
(4) 日常生活の確保

【現状】

- 電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピュータ、情報通信ネットワークなど、日常生活の利便性向上とその依存度が高まっている。

【課題】

- 近代化した生活様式の依存度の高まりは、施設の被害が発生した場合、その復旧に時間要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。
- 利用者によっては、情報不足や生活の不便性等が、不安増大につながる。

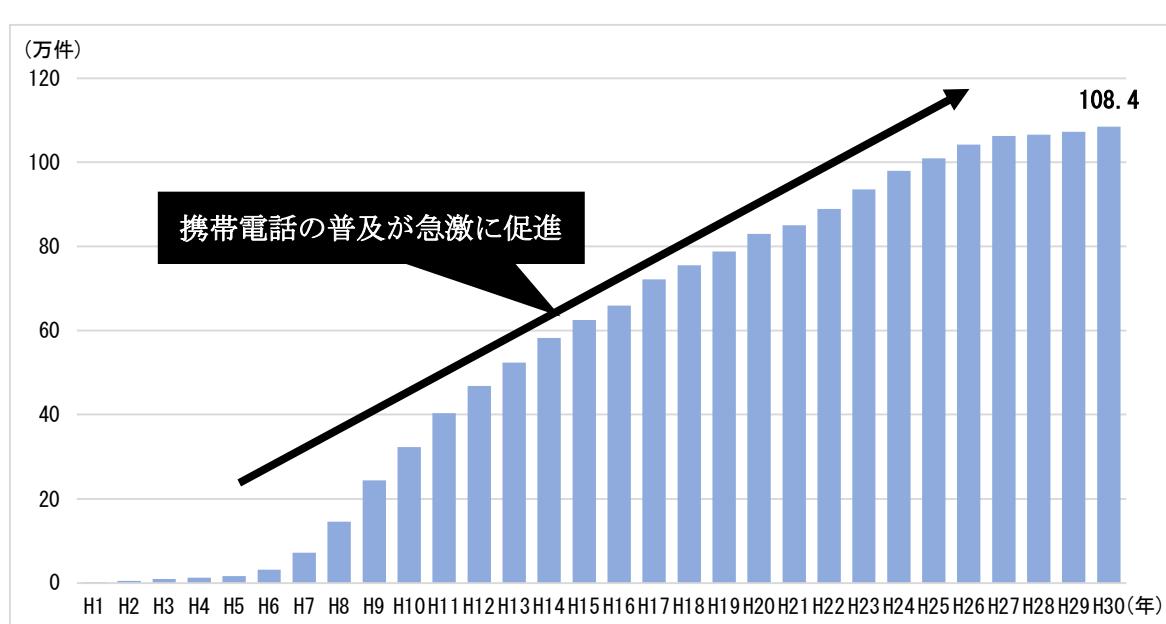


注：耐用年数は、上水道は40年、下水道は50年としている。

R12年はR3～R12の間に、R22年はR13～R22の間に更新を予定している延長割合を示す。

資料：南砺市資料

図 3-23 上下水道施設の更新予定



資料：総務省北陸総合通信局 県別（北陸3県）の携帯電話契約数の推移

図 3-24 携帯電話の普及台数（富山県）

(5) 避難所と自主防災組織

【現状】

○南砺市は、116の避難所を指定しているものの、避難所の約半数は災害リスクがある。

○南砺市には、36の自主防災組織数があり、組織率は99.9%と非常に高い。

【課題】

○災害リスクのある避難所に対し、耐震化や地すべり対策、利賀ダム建設事業等のハード対策などの災害対策が必要である。

○南砺市の各地域における自主防災組織の機能の強化を図る。

表 3-2 避難所と災害リスクの想定

	避難所	うち災害リスク			
		ありの施設	うち地震	うち地すべり等	うち浸水
平 地域	7	5(71%)	2	5	0
上平地域	7	6(86%)	1	6	0
利賀地域	11	9(82%)	4	9	0
山間部計	25	20(80%)	7	20	0
城端地域	17	7(41%)	5	2	0
井波地域	12	0(0%)	0	0	0
井口地域	5	0(0%)	0	0	0
福野地域	27	12(44%)	1	1	11
福光地域	30	14(47%)	6	3	5
平野部計	91	33(36%)	12	6	16
合 計	116	53(46%)	19	26	16

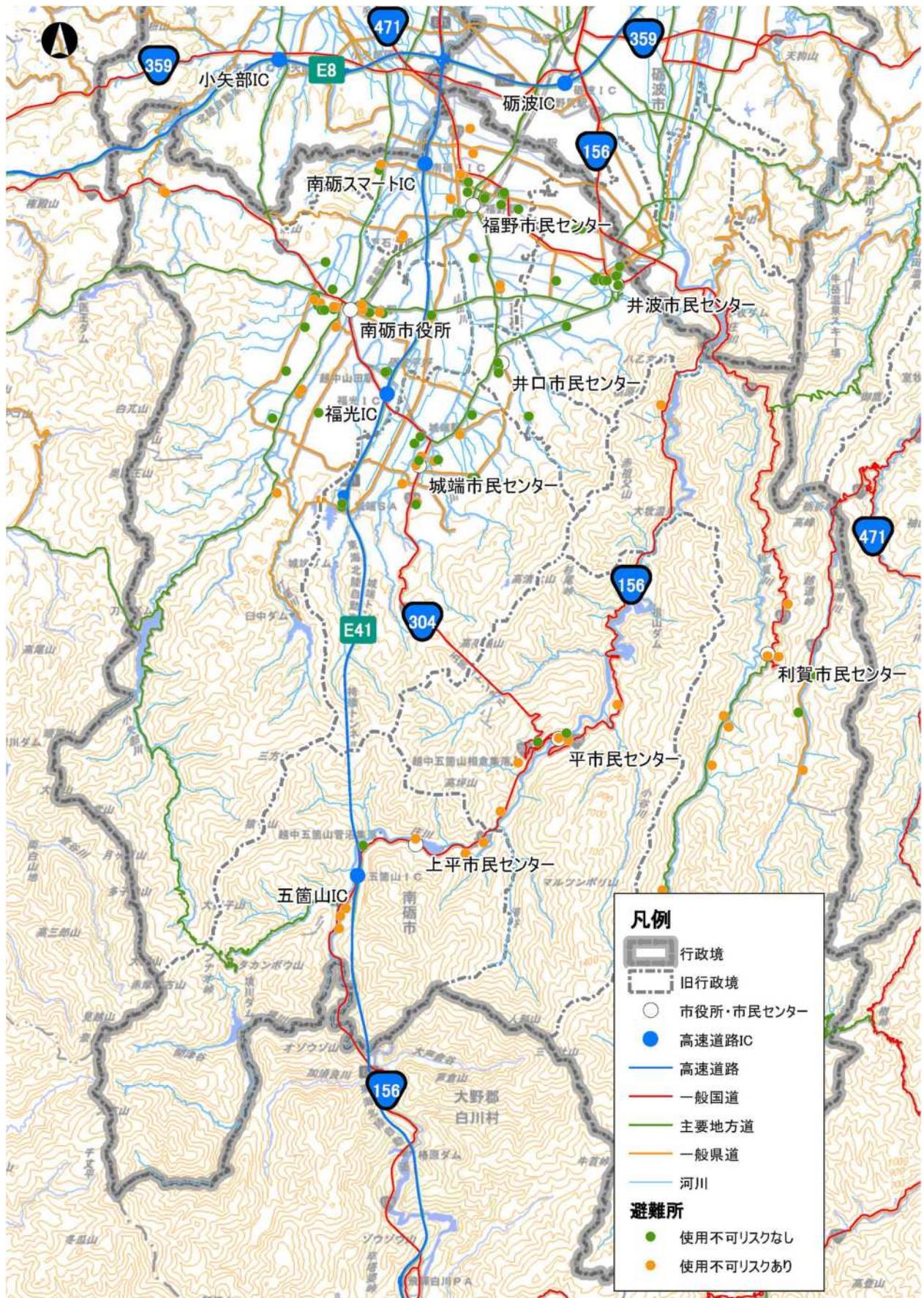
表 3-3 自主防災組織数と組織率

管内 (令和2年9月)	管内世帯数A	自主防災組織数	隊員数B	組織されている 地域の世帯数C	組織率	
					C/A %	B/C %
1 城端	3,026	5	588	3,026	100.0%	19.4%
2 平	342	3	342	342	100.0%	100.0%
3 上平	198	2	198	198	100.0%	100.0%
4 利賀	202	3	183	183	90.6%	100.0%
5 井波	2,964	4	2,964	2,964	100.0%	100.0%
6 井口	390	1	390	390	100.0%	100.0%
7 福野	4,604	7	4,604	4,604	100.0%	100.0%
8 福光	5,959	11	3,832	5,959	100.0%	64.3%
合 計	17,685	36	13,101	17,666	99.9%	74.2%

※ 管内世帯数は住民基本台帳人口及び世帯数(毎月31日現在を翌月に反映)による。

(例)4月1日現在に対する管内世帯数は、3月31日現在の住民基本台帳人口及び世帯数より引用。

資料：砺波地域消防組合提供資料



資料：南砺市土砂災害ハザードマップ

図 3-25 避難場所の指定状況

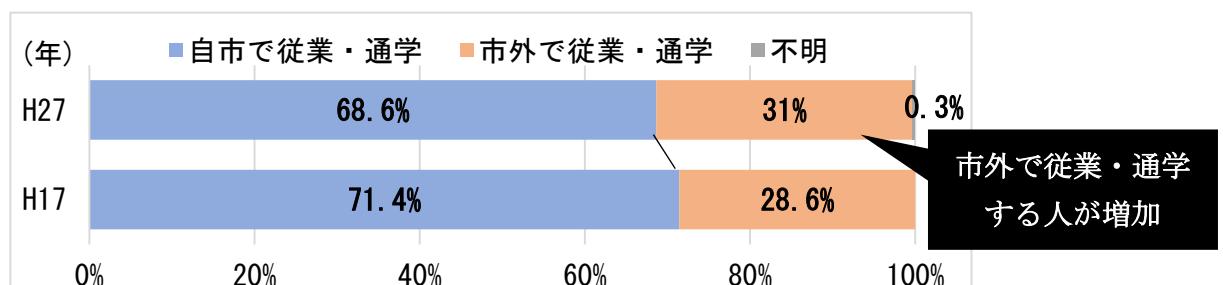
(6) コミュニティ活動の停滞

【現状】

- 南砺市は、地域によって人口の減少が著しく、市外通勤者・通学者が増大している。
- 自宅外の通勤者・通学者の交通手段は自家用車が89%(H22)と最も多い。

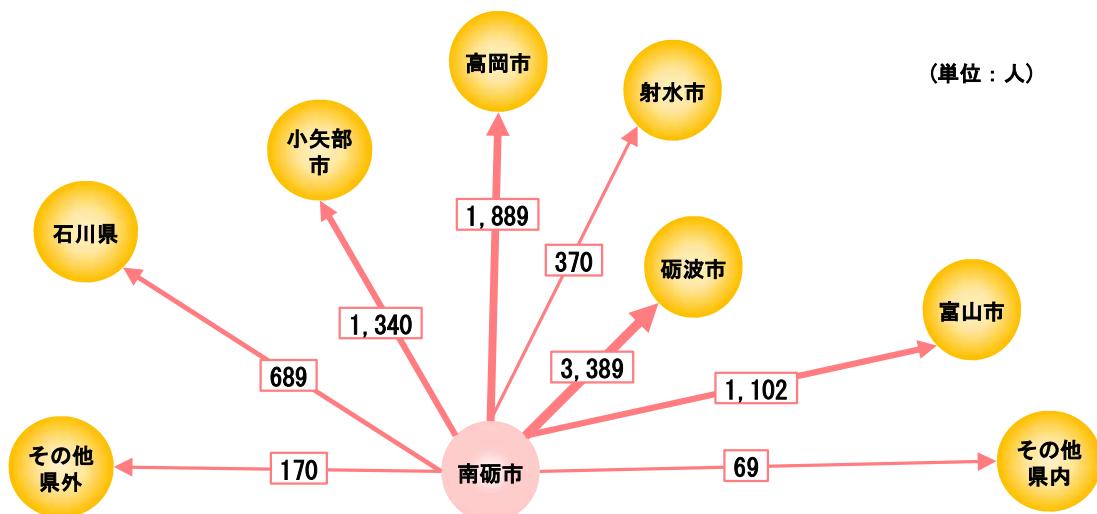
【課題】

- 市街地における地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されている。
- 一方、農山村においては、人口が減少しコミュニティの維持に困難をきたしている中、地域の被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。



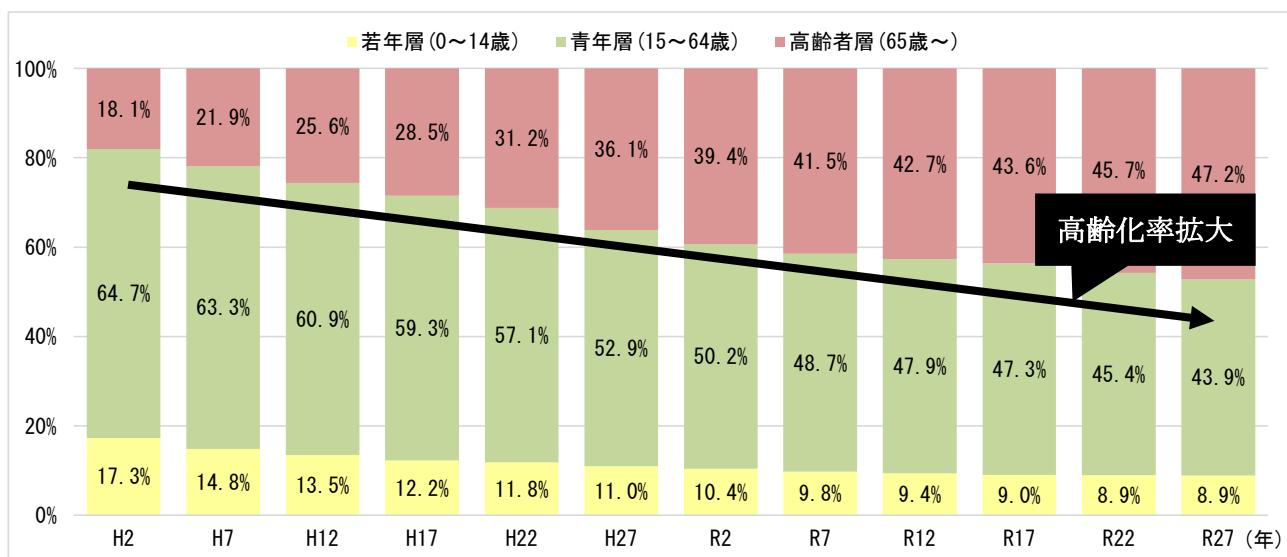
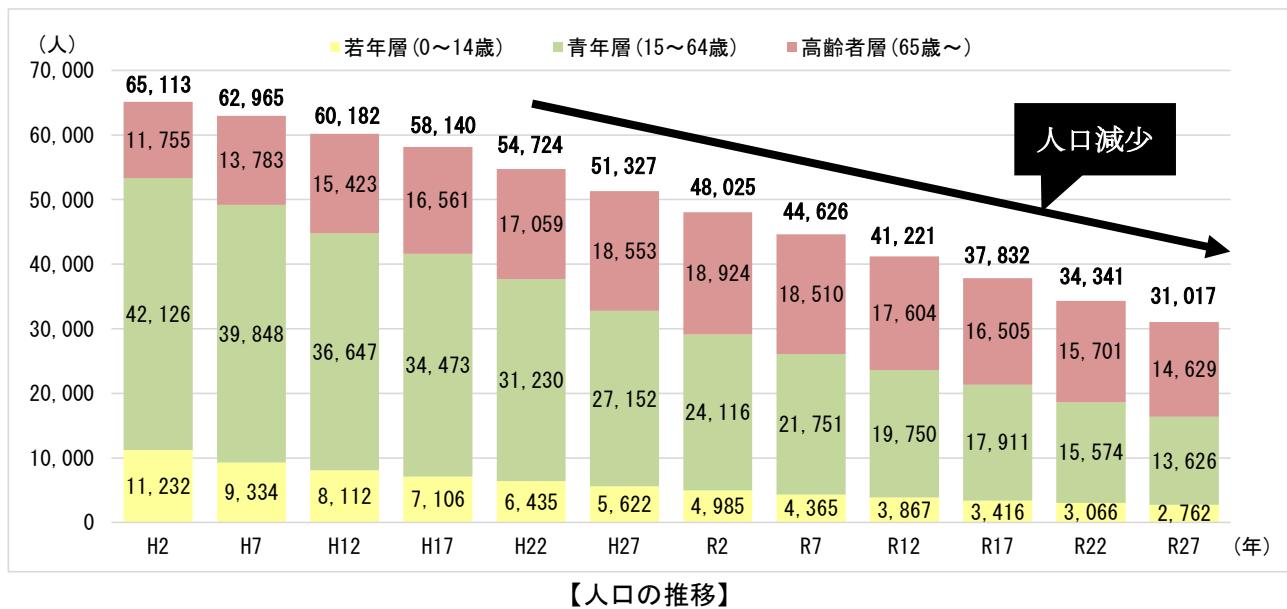
資料：国勢調査(H17, H27)

図 3-26 通勤・通学者数の推移



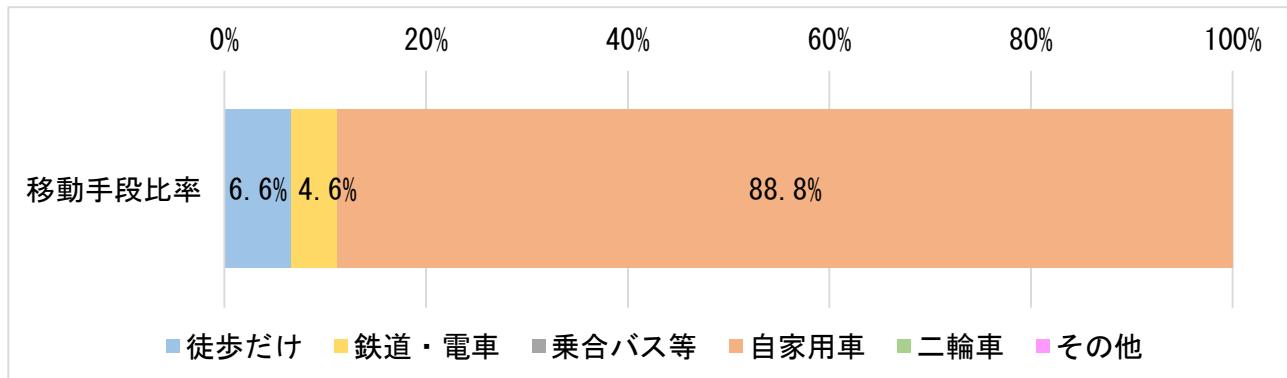
資料：国勢調査(H27)

図 3-27 通勤・通学地の実態 (H27)



資料：とやまけん統計ワールド、将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

図 3-28 人口の推移



資料：国勢調査(H22) ※複数回答あり

図 3-29 通勤・通学移動手段

(7) 要配慮者の増加

【現状】

- 高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、外国人等の災害時要配慮者が増加している。
- 要配慮者利用施設（保育園や老人ホーム等）のうち4割弱は浸水被害や土砂災害のリスクがある。

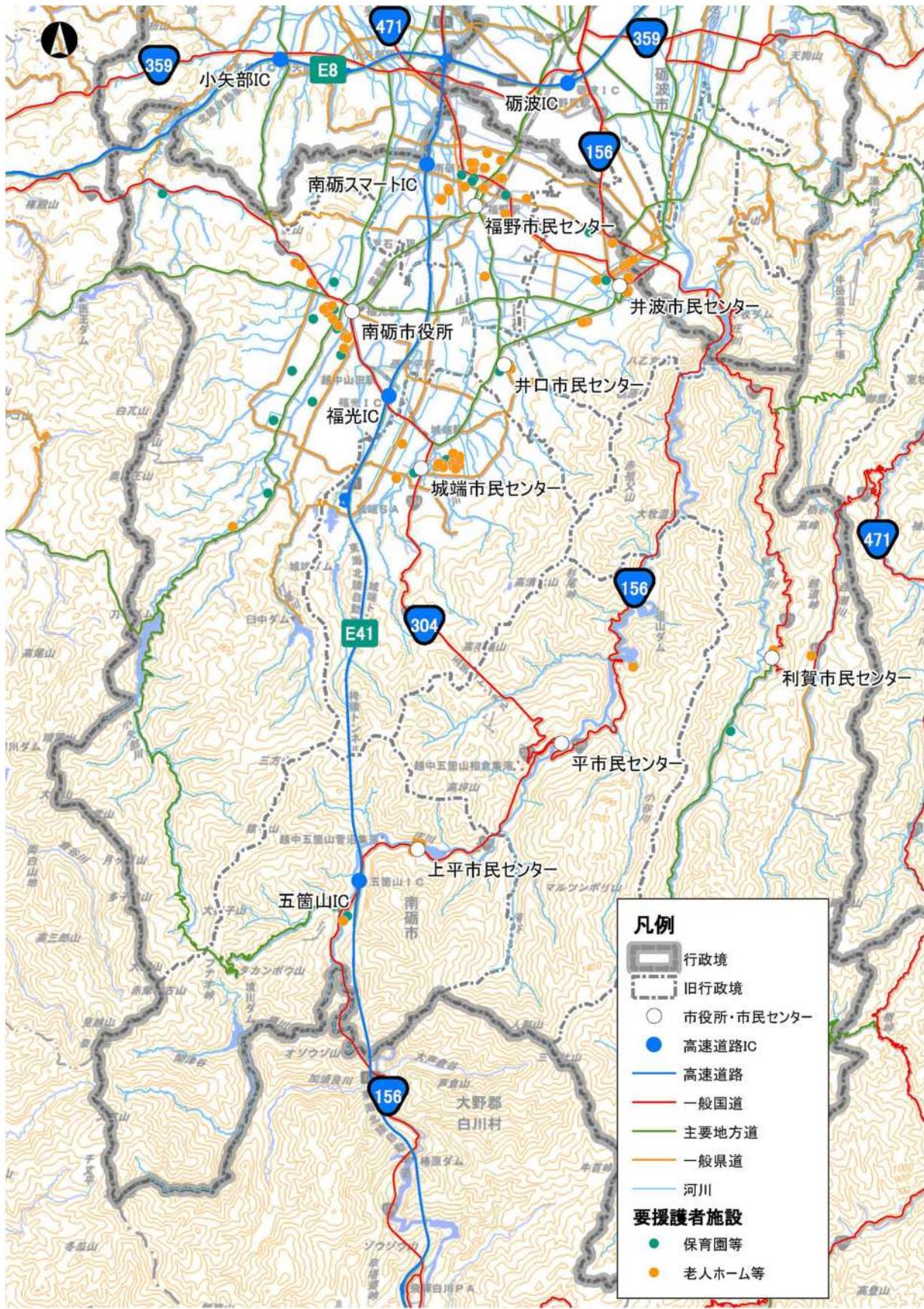
【課題】

- 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の防災の様々な場所において、要配慮者への防災施策の展開を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。
- 特に災害被害が大きく予想される要配慮者利用施設（保育園や老人ホーム等）に対する浸水被害・土砂災害等の対策を講じることが必要である。

表 3-4 要配慮者利用施設の被災想定

	要配慮者 利用施設	うち災害リスク ありの施設	うち浸水害		うち土砂災害
			うち浸水害	うち土砂災害	
平 地域	4	2(50%)	0	2	
上平地域	5	4(80%)	0	4	
利賀地域	5	5(100%)	0	5	
山間部計	14	11(79%)	0	11	
城端地域	18	1(6%)	0	1	
井波地域	16	6(38%)	1	5	
井口地域	7	0(0%)	0	0	
福野地域	29	15(52%)	15	0	
福光地域	38	14(37%)	11	3	
平野部計	108	36(33%)	27	9	
合 計	122	47(39%)	27	20	

資料：南砺市資料(R2.11.1現在)



資料：南砺市土砂災害ハザードマップ

図 3-30 要配慮者利用施設の配置状況

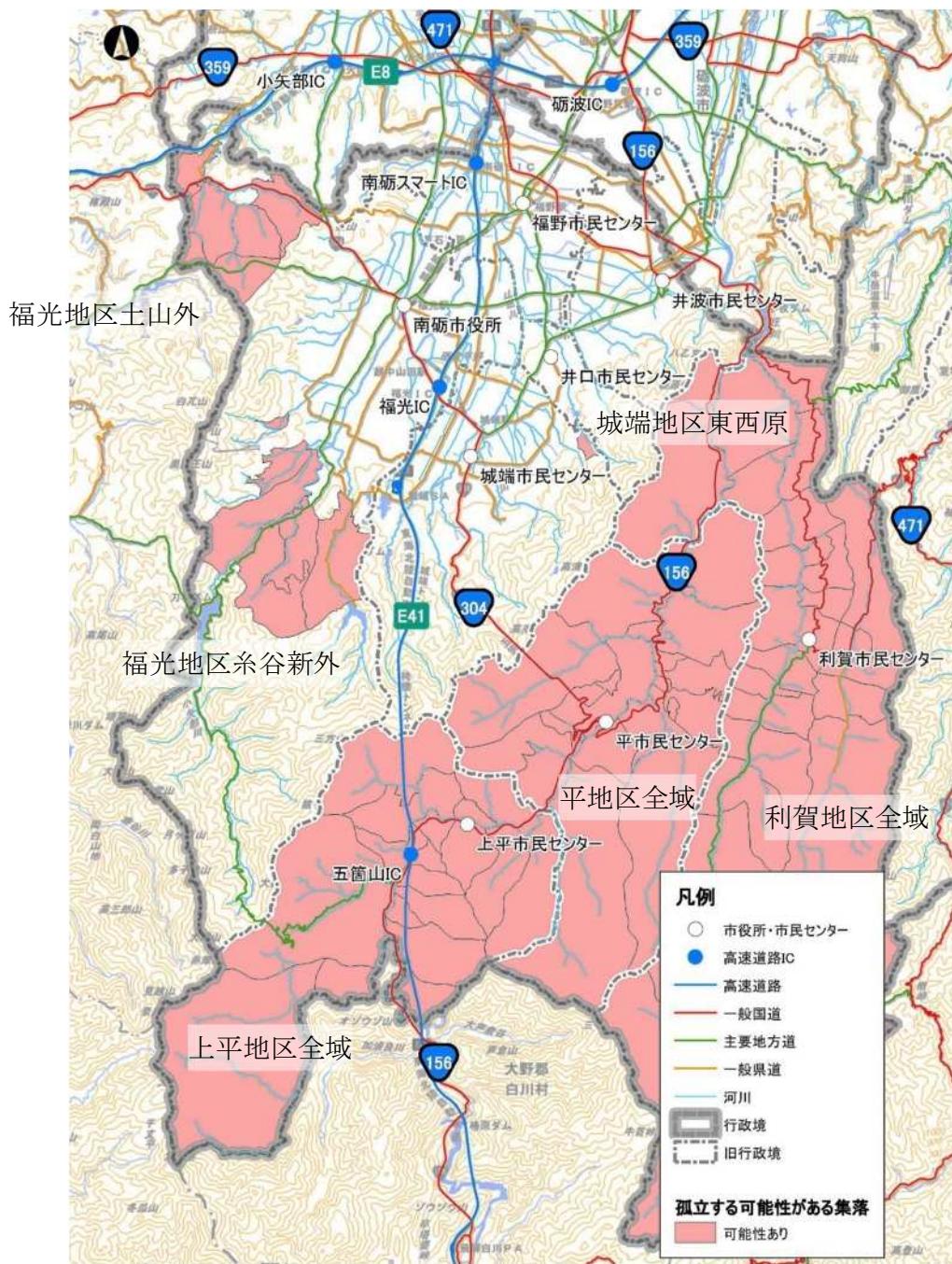
(8) 分散した集落の形成

【現状】

- 南砺市は区域が広く、特に山間部は集落が点在している。
- 孤立する可能性がある集落は、平・上平・利賀全域のほか、城端と福光地域の一部にある。

【課題】

- 災害の発生時に孤立集落発生の危険性を十分配慮しておく必要がある。



資料：南砺市地域防災計画

図 3-31 孤立の可能性がある集落位置図（平成 26 年 2 月 1 日現在）

地域	No.	集落名	世帯数	人口	地域	No.	集落名	世帯数	人口	
城端	1	東西原	1 9	6 8	利賀	1 3	成出	3	1 0	
	1	下梨	8 1	1 8 8		1 4	西赤尾	3 2	1 1 2	
	2	大島	3 3	1 1 2		1 5	下島	1 5	4 7	
	3	籠渡	1 7	5 3		1	下原	2	5	
	4	下出	2 5	8 2		2	北原・長崎	6	1 1	
	5	東中江	1 4	4 2		3	柄原	1	1	
	6	高草嶺	2 0	3 5		4	高沼	2	3	
	7	夏焼	3	7		5	栗当	1	2	
	8	入谷	1 3	2 6		6	北豆谷	9	2 0	
	9	寿川	8	2 7		7	大豆谷	1 0	2 4	
	1 0	大崩島	1 1	3 5		8	岩渕・北島	9	1 9	
	1 1	杉尾	7	2 1		9	利賀上村	2 5	7 3	
	1 2	渡原	1	2		1 0	利賀下村	1 1	3 1	
	1 3	祖山	1 4	3 7		1 1	上畠	1 5	3 2	
	1 4	上松尾	2	3		1 2	細島	5	1 7	
	1 5	梨谷	0	0		1 3	坂上	3 3	1 1 1	
	1 6	小来栖	1 5	3 9		1 4	阿別當	2 1	5 4	
	1 7	来栖	1 4	4 9		1 5	千束・中口	7	1 5	
	1 8	中畑	1 4	4 7		1 6	大勘場	1	2	
	1 9	見座	1 5	5 0		1 7	上百瀬	2 8	8 6	
	2 0	相倉	1 9	5 5		1 8	中村	6	1 3	
	2 1	上梨	3 0	1 0 5		1 9	島地	2 2	6 1	
	2 2	田向	1 4	4 8		2 0	入谷・谷内	6	1 5	
平	1	小瀬	2	3	福光	1	糸谷新	6	1 7	
	2	漆谷	5	1 4		2	小二又	1 4	5 5	
	3	皆葎	3 6	1 3 5		3	野地	1 2	5 1	
	4	猪谷	1 8	6 3		4	小院瀬見	5	1 1	
	5	小原	1 7	4 5		5	吉見	2 0	6 2	
	6	上平細島	1 9	7 0		6	綱掛	5	7	
	7	菅沼	5	2 6		7	立野脇	7	1 3	
	8	田下	5	2 2		8	樋瀬戸	6	1 6	
	9	新屋	2 4	8 6		9	高窪	3 1	8 4	
	1 0	東赤尾	3	7		1 0	小又	2 2	5 5	
	1 1	真木	4	9		1 1	土山	2 8	8 6	
	1 2	楮	1 7	6 8		1 2	能美	5	1 1	
						1 3	湯谷	1 2	4 0	
						1 4	藏原	3 2	1 3 4	
						合計	7 2	1 , 0 1 9	3 , 0 9 4	

資料：南砺市地域防災計画

図 3-32 孤立の可能性がある集落一覧（平成 26 年 2 月 1 日現在）

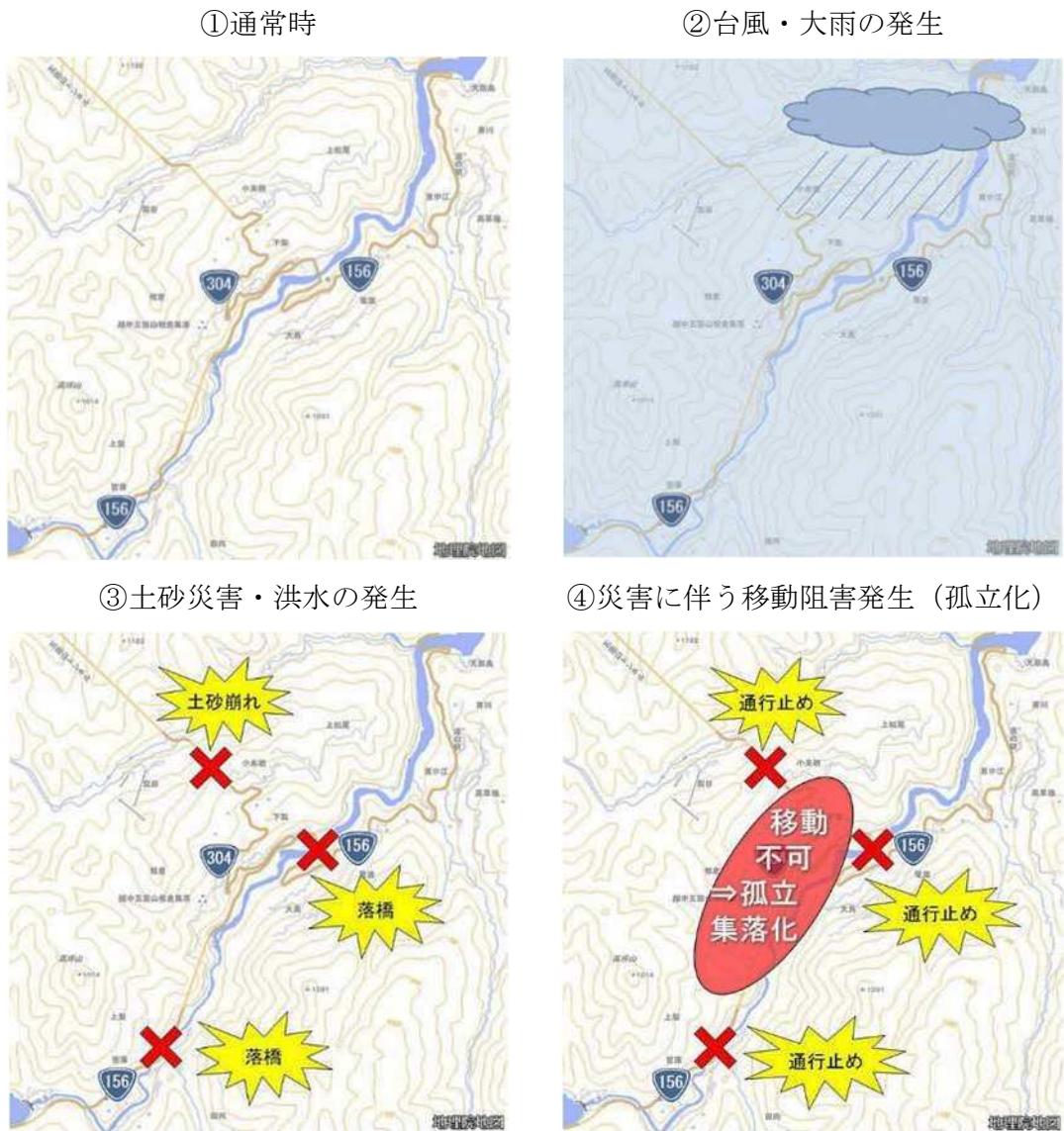


図 3-33 孤立集落発生の例

(9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災

【現状】

- 男女双方の視点に配慮した防災を進めることが必要である。

【課題】

- 防災に関する政策や方針の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

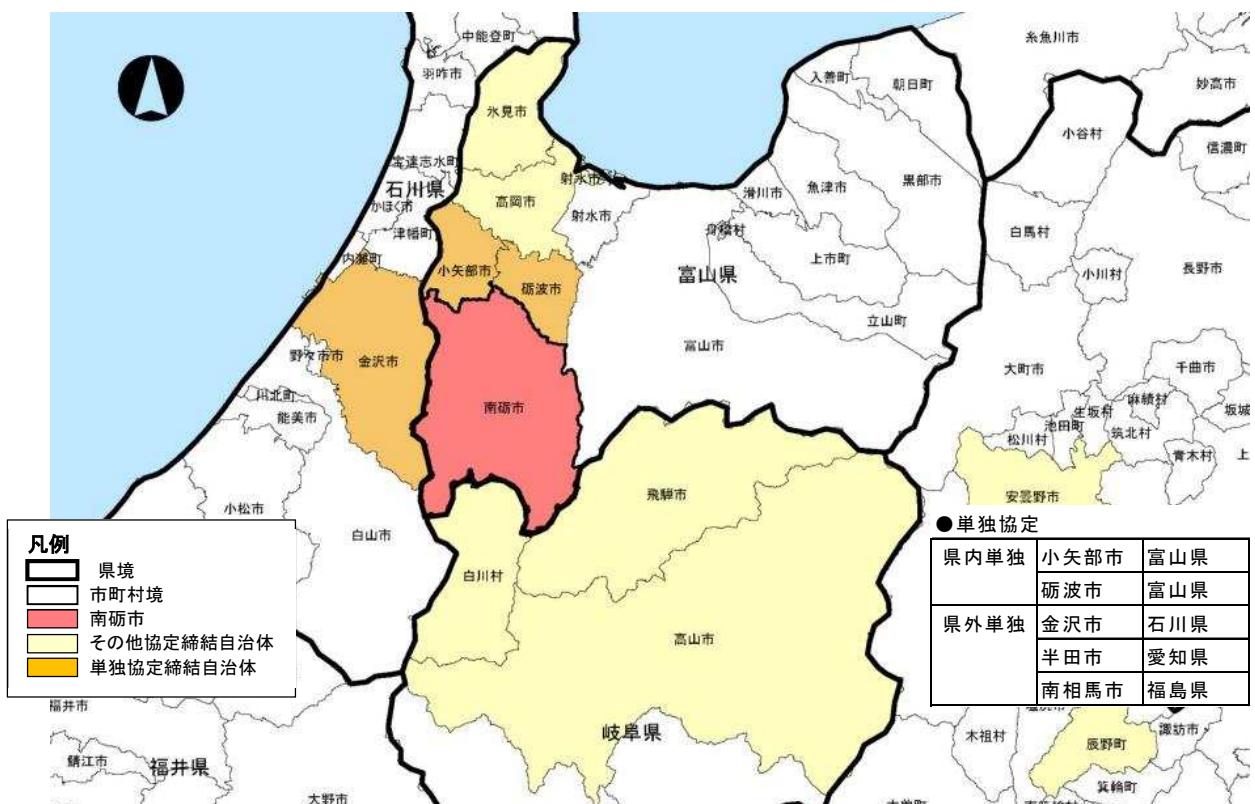
(10) 災害時等応援協定

【現状】

○南砺市は、国・県の防災関係機関との情報交換や支援協定のほか、友好都市など全国の 58 自治体と災害時応援協定や消防相互応援協定、42 の民間企業などと応急対策業務などの防災協定を締結している。

【課題】

○近隣自治体とはもちろんのこと、同時被災が想定しにくい自治体とも連携強化が重要である。
○公共施設の再編による縮減が進む中、災害リスクのない避難所を確保するために、民間企業等との避難所使用に関する協定が重要となっている。



●武蔵野市交流市町村協議会（安曇野市サミット宣言）

長岡市	新潟県	遠野市	岩手県	武藏野市	東京都
安曇野市	長野県	酒田市	山形県	大崎上島町	広島県
川上村	長野県	南房総市	千葉県	岩美町	鳥取県

●日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体災害時相互応援協定

阿智村	長野県	最上町	山形県	美浜町	愛知県
辰野町	長野県	遊佐町	山形県	日本福祉大学	愛知県
宮田村	長野県				

●中国紹興市友好交流都市災害時相互応援協定

西宮市	兵庫県	あわら市	福井県
富士宮市	静岡県	小山市	栃木県

●全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定

むつ市	青森県	美浜町	福井県	大台町	三重県
登米市	宮城県	富士河口湖町	山梨県	高石市	大阪府
由利本荘市	秋田県	下諏訪町	長野県	豊岡市	兵庫県
大潟村	秋田県	大潟村	岐阜県	加古川市	兵庫県
喜多方市	福島県	海津市	岐阜県	遠賀町	福岡県
潮来市	茨城県	愛西市	愛知県	菊池市	熊本県
戸田市	埼玉県	東郷町	愛知県	日田市	大分県
香取市	千葉県	高浜市	愛知県	薩摩川内市	鹿児島県
阿賀町	新潟県	桑名市	三重県		

資料：南砺市資料

図 3-34 災害時等応援協定、消防相互応援協定

(11) ドクターへリ・ドクターカー

【現状】

- ドクターへリとドクターカーは、医療機器や医薬品を搭載し、要請に応じて迅速に救急現場等に向かい、同乗した医師・看護師による救急医療を行うことができる。
- 病院から遠い地域からの搬送時間が短縮できるだけでなく、医療スタッフが重篤な救急患者に対してより早期に接触して必要な診断や処置を行いながら、的確な搬送先病院を選択でき、救命率の向上や後遺症の軽減が期待される。
- 南砺市内には、ドクターへリのランデブーポイントが78箇所存在する。
- 南砺市民病院プレホスピタルケアセンターにドクターカーを配備し、「地域密着型ドクターカー」を運用している。

【課題】

- 積雪時等の場合によっては使用不可となるランデブーポイントが存在し、常時利用が望まれる。

表 3-5 ドクターへリランデブーポイント

	ドクターへリ ランデブーポイント箇所
平 地域	10
上平地域	4
利賀地域	5
山間部計	19
城端地域	11
井波地域	11
井口地域	4
福野地域	12
福光地域	21
平野部計	59
合 計	78

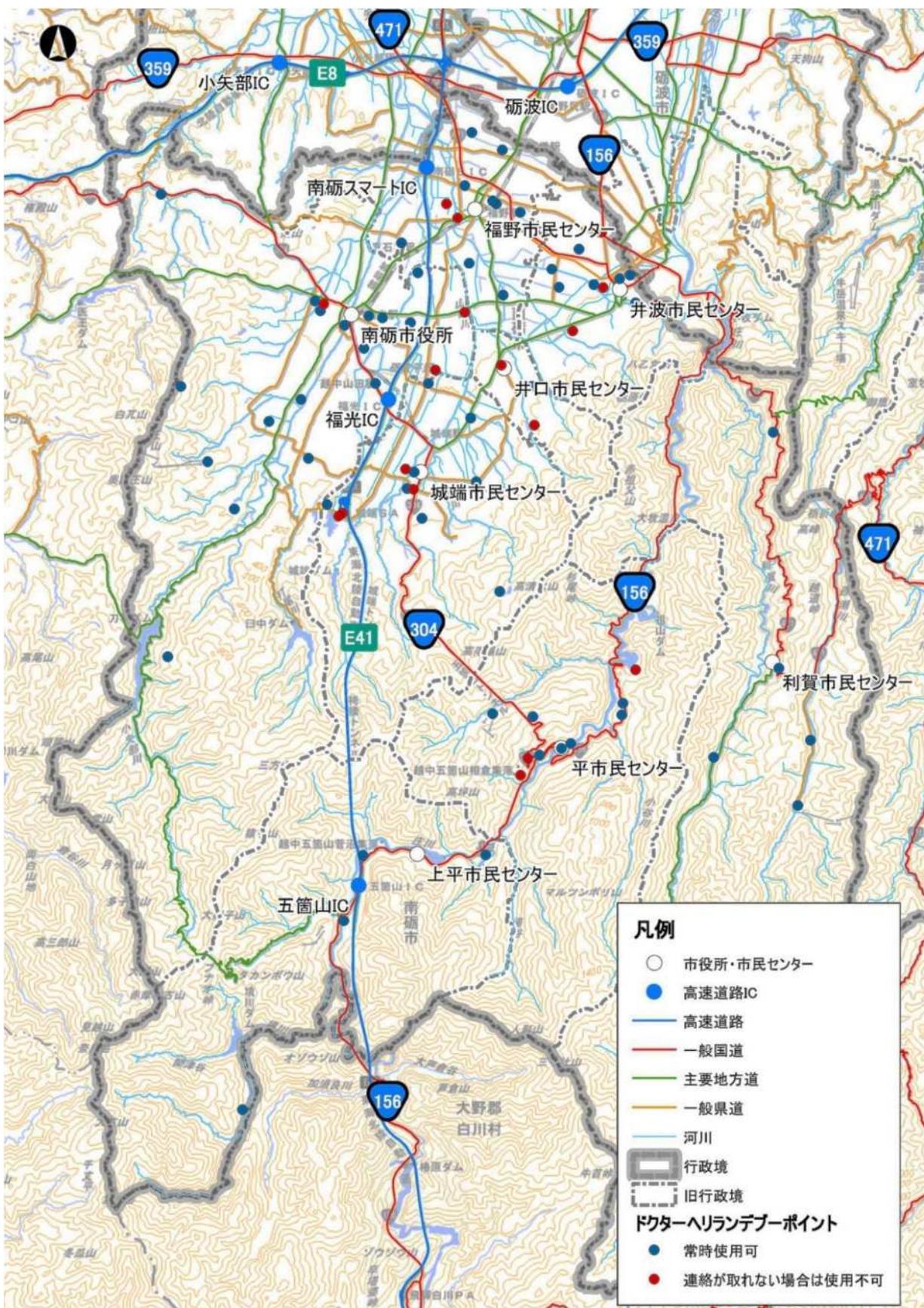


図 3-35 南砺市ドクターヘリランデブーポイント

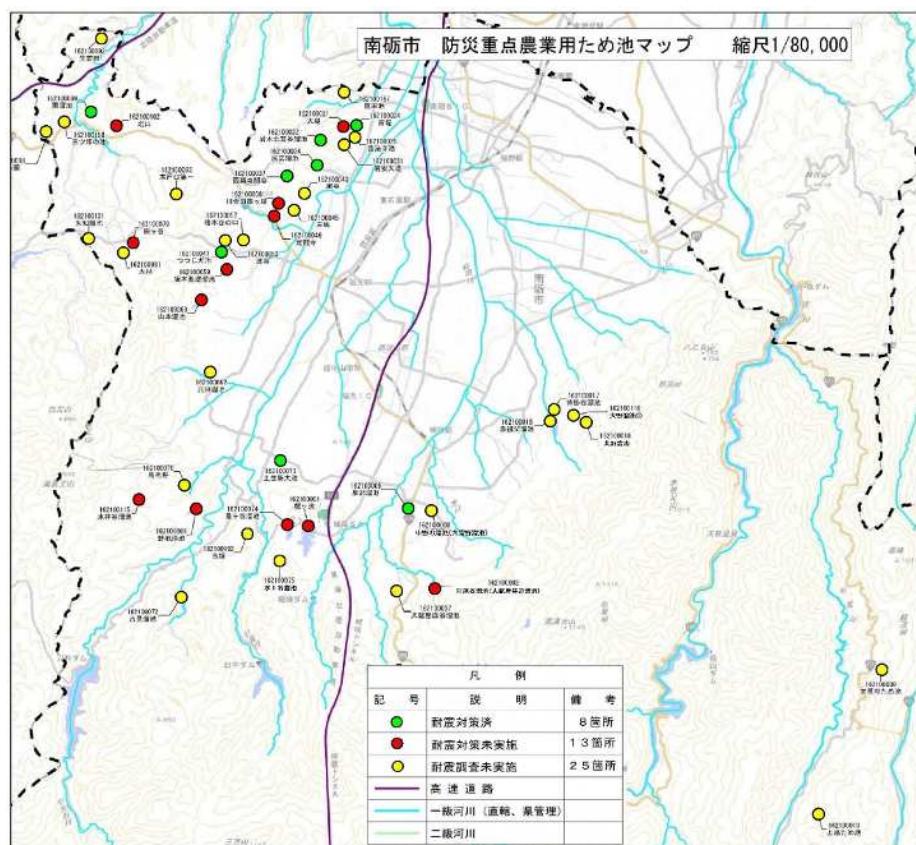
(12) 農林振興

【現状】

- 南砺市は、桜ヶ池や赤祖父ため池などの大規模なため池を有する。また、防災重点ため池 46 箇所の耐震調査を計画的に実施、ハザードマップを作成・公表しており、耐震化整備を推進している。
- 小矢部川水系の灌漑ダム（刀利ダム、臼中ダムほか）について、国土交通省において既存ダムの「洪水調節機能強化に関する治水協定」が締結（R2.5.29）され、有効貯水容量を活用した洪水調節機能の拡充強化が図られている。
- 間伐や植栽などによる林地の適正管理・保全、流木防止対策などの治山事業などにより、災害に強い森づくりを推進している。
- 機能保全計画に基づいて整備する基幹的農業用用排水路の整備を推進するとともに、農業用水を利用した小水力発電施設の整備（臼中、山田新田用水、高瀬）による電力の安定供給を推進している。

【課題】

- 集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を防止・抑制するにあたり、既存ダムの有効貯水容量を活用した洪水調節機能の拡充強化を図るほか利賀ダム建設事業等のハード対策や、ため池の耐震・豪雨対策が必要である。
- 森林の荒廃防止と国土保全機能発揮を促すため、林地の適正管理（保全）が必要である。



資料：富山県のため池情報について

図 3-36 南砺市 防災重点ため池マップ

3-4 災害履歴

(1) 地震災害

【現状】

- 富山県内に被害をもたらした過去の地震のうち、1858 年の安政の大地震は甚大な被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。
- 1933 年以降、富山県内の震度観測点において震度 4 以上を記録した地震は 9 回となっている。そのうち、2007 年の能登半島地震の際には本市でも震度 4 を記録している。

■富山県内で震度 4 以上を記録した地震一覧

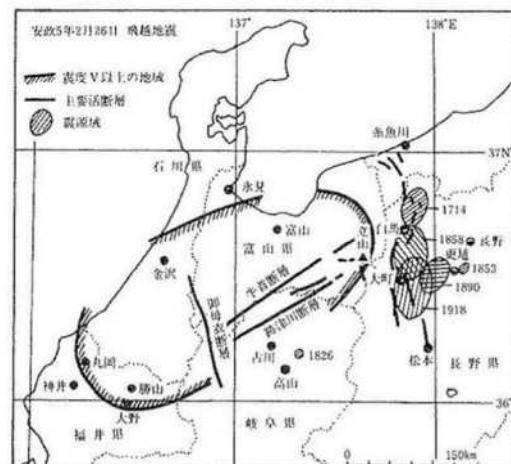
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木 4
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良 4
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日 4
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部 4

「理科年表」(国立天文台、平成 13 年) 及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和 45 年) 等による。

■1858 年の安政の大地震の概要 (「地震を見る」(富山県 [立山博物館]、1993 年) より抜粋

- ・発生日時：1858 年 4 月 9 日（安政 5 年 2 月 26 日）の真夜中
- ・規模：M7.0～7.1
- ・震源：跡津川断層とみられている
- ・震度 5 以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ
- ・富山県内での被害：県東部は震度 6 で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者 36 名。県西部では、震度 5 で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鳶・小鳶の山崩れが起り、湯川、真川を堰き止め、約 2 週間後に長野県大町近くで発生した M5.7 の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等 1,612 戸、死者 140 人にのぼった。



1858 年 4 月 9 日（安政 5 年 2 月 26 日）の M7.0～7.1 の安政の大地震による震度 V の広がり。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫、1987 年) による。

出典：南砺市地域防災計画（地域防災計画には詳細情報記載あり）

図 3-37 過去の地震災害

(2) 水害

【現状】

- 記憶に新しいところでは、平成20年7月28日未明から早朝にかけて市内を豪雨が襲い、城端・平・福光地域では、1時間に120ミリを超える猛烈な雨が降り、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が発令、城端・福光地域には避難勧告が発令された。
- この猛烈な大雨は、城端・平・福光地域を中心に、住宅の全半壊や浸水被害、道路の陥没や土砂崩れ、田畠の冠水、停電・断水、道路の通行止めによる集落の孤立状態など、市内各地に大きな被害をもたらした。



異常に増水した山田川
(福野地域田屋地区)



山田川の氾濫で
流木に埋まる水田
(城端地域野口地区)



水に浸かる住宅街
(城端地域東新田地区)



太谷川の氾濫で流れ着いた
流木と全壊した納屋
(福光地域才川七地区)

日	時刻	出来事
7月28日(月)	午前 5時26分	富山県西部南に大雨洪水警報発令
	午前 7時 3分	土砂災害警戒情報発表
	午前 7時50分	池川避難勧告発令(城端地域)
	午前 8時38分	城端現地対策本部設置
	午前 8時57分	小矢部川川崎橋付近避難勧告発令(福野地域)
	午後 1時20分	東海北陸自動車道通行止め解除(上下線)
	午後 1時45分	国道156号通行止め解除(西赤尾町～下梨)
	午後 2時	緊急災害対策会議開催(被害状況把握、応急対策(停電・断水・孤立等))
7月29日(火)	午後 2時	石井知事被災地視察
	午後 5時	国道471号通行止め解除(利賀～湯谷)
	午後 7時	南砺市災害対策本部設置
7月30日(水)	午後 5時	南砺市ボランティアセンター本格始動(～3日) 第1回豪雨災害対策会議開催(以降毎日開催)
7月31日(木)	—	豪雨災害義援金受付開始
8月 1日(金)	午前10時	立野脇地区(福光地域)の孤立解除をもって、市内の孤立世帯解消
8月 2日(土)	午前 8時30分	吉見地区(福光地域)の上水道復旧をもって、市内の断水集落解消
8月 5日(火)	午前10時	国道304号通行止め解除(下梨～大鋸屋) 東海北陸自動車道料金無料措置終了(五箇山IC～福光IC)
8月 7日(木)	午前 9時	高齢者生活福祉センターツツジ荘へ避難していた2世帯3名の同施設入居をもって、市内全避難所閉鎖
8月 8日(金)	—	住宅の被害状況調査実施(～10日)
8月12日(火)	—	『被災者支援情報(第1号)』発行

7.28豪雨被害の流れ

人的被害	住宅被害	非住宅被害 (車庫・倉庫・納屋・作業場等)
------	------	--------------------------

軽傷 2名

区分	棟数
全棟	4
大規模半壊	1
半壊	6
一部損壊・床上浸水	48
床上浸水	173
計	232

区分	棟数
全棟	9
半壊	3
一部損壊	21
浸水	205
計	238

被害状況

※平成20年8月15日(金)現在

出典：「砂防と治水189号」～7.28豪雨災害の教訓～

図 3-38 過去の水害

1) 小矢部川

【現状】

小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多い。

過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

近年においても、平成2年9月洪水、平成10年9月洪水、平成20年7月洪水で家屋等の浸水被害が発生している。

【課題】

水害対策が必要。



▲小矢部川水系山田川の洪水の状況
(南砺市: 平成20年7月洪水)

表 3-6 小矢部川の主な災害

発生日	発生原因	被災市町村	被害状況
1905(明治38)年8月	—	石動町(現小矢部市)等20町村	堤防決壊1,600間余 流出家屋13棟 山崩れ123箇所 橋梁流出21箇所
1918(大正7年)9月	台風	—	堤防決壊数箇所 死者1人 床上浸水200棟余 床下浸水無数
1919(大正8年)7月	台風	—	堤防決壊211間 被災家屋516棟
1922(大正11年)8月	—	—	堤防決壊7箇所 行方不明者2人
1924(大正13年)2月	融雪	—	堤防決壊21箇所 延長301.5間
1933(昭和8年)7月	台風	—	堤防決壊31箇所 橋梁流失8箇所 浸水家屋100棟余
1953(昭和28年)9月	台風13号	—	死者6人 行方不明者2人 負傷者6人 全壊家屋1棟 半壊家屋46棟 流出家屋5棟 一部破壊172棟 床上浸水3,474棟 床下浸水5,712棟 浸水面積3,800ha
1963(昭和38年)6月	台風2号	—	左右岩数箇所で堤防決壊 死者2人 負傷者2人 半壊家屋1棟 床上浸水111棟 床下浸水983棟 浸水面積4,900ha
1964(昭和39年)7月	前線	高岡市 小杉町・新湊市(現射水市) 小矢部市 研波市 福光町・井波町(現南砺市)	全壊・流失家屋2棟 半壊・床上浸水1,859棟 床下浸水4,411棟 浸水面積4,220ha
1990(平成2年)9月	台風19号	高岡市	床下浸水29棟 浸水面積96ha
1998(平成10年)9月	台風7号	高岡市	住宅半壊1棟 床上浸水52棟 床下浸水674棟 浸水面積267ha
2008(平成20年)7月	前線	小矢部市、南砺市	住宅全壊1戸、半壊2戸 床上浸水92戸 床下浸水273戸

資料: 国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/0413_oyabe/0413_oyabe_02.html)

2) 庄川

【現状】

庄川流域は、梅雨、台風、冬季の降雪と年間を通じて降水量が豊富で、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものである。

庄川流域において発生した洪水は江戸時代だけでも數十回記録され、明治時代でも 30 回を数え、昭和以降も、昭和 9 年、34 年、39 年、50 年、51 年、56 年、58 年、平成 16 年と頻繁に発生している。



▲下流部氾濫区域

表 3-7 庄川の主な災害

発生日	発生原因	被災市町村	被害状況
1871(明治 4 年)10 月	—	—	大門町にて堤防決壊。人家 5 棟流失 死者 3 人
1873(明治 6 年)4 月	—	—	中野村(現砺波市)にて堤防 350 間決壊 田畠約 50ha 流出
1881(明治 14 年)4 月	—	—	中野村(現砺波市)堤防決壊、沿岸の田畠流失により皇室より 7,000 円を下賜された。
1885(明治 18 年)4 月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊 人家流失 41 棟 田畠約 20ha 流失
1896(明治 29 年)7 月	—	—	数箇所で決壊 流失家屋 248 棟 浸水家屋 2,605 棟、耐水面積 180ha
1899(明治 32 年)9 月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊 田地 30ha 流失、新湊(現射水市)にて人家 1,719 戸浸水、橋 2 本落橋
1910(明治 43 年)9 月	—	—	射水郡、東砺波郡、西砺波郡にて 1,163ha の氾濫。
1934(昭和 9 年)7 月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊し射水郡の大半が浸水。死者 20 人 負傷者 240 人 流失家屋 94 棟 民家破損 5,418 棟 浸水家屋 4,009 棟 田畠冠水(田 3,986ha、畑 182ha)
1975(昭和 50 年)8 月	—	—	家屋 13 棟浸水、農地・宅地 1ha 浸水
1976(昭和 51 年)9 月	台風 17 号	—	流失家屋 8 棟 浸水家屋 42 棟 農地・宅地 11ha 浸水 加越能鉄道橋落橋
1983(昭和 58 年)9 月	台風 10 号	—	浸水家屋 15 棟
1985(昭和 60 年)6 月	梅雨前線	—	床下浸水 9 棟
2004(平成 16 年)10 月	台風 23 号	—	高岡市、新湊市(現射水市)で初の避難勧告発令。

資料：国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/0412_shogawa/0412_shogawa_02.html)

3-5 地域の課題まとめ

表 3-8 南砺市の地域の現状と課題

	地域の現状	地域の課題
1 地形的特性		
(1) 位置	<ul style="list-style-type: none"> 三方を山に囲まれ、中央北側には平野が広がる 旧町村の地形的特徴をみると、平野部・山麓部が混合する平野部と山間部に大別 	
(2) 地形	<ul style="list-style-type: none"> 多くの急流河川や渓流があり、高低差 1,000m 以上の変化に富んだ地形 	
2 気象的特性		
(1) 降雪	<ul style="list-style-type: none"> 冬の大雪 (S38, S56, S59, H18 豪雪) が特徴 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活や移動性を阻害し、物流や生産性にも大きく影響
(2) 降雨・乾燥等	<ul style="list-style-type: none"> フェーン現象が起きると、強い南風とともに平常の気温よりも高くなり空気が乾燥 梅雨期は集中豪雨が起きやすく、夏は台風が接近 	<ul style="list-style-type: none"> 「井波風」「医王おろし」など地域特有の強い季節風があり、火災の危険が極めて大きい 浸食・洗掘による堤防の決壊が懸念され、河川氾濫が発生する可能性が高い 既存ダムの治水調整機能強化や利賀ダム建設事業等のハード対策
3 社会経済的特性		
(1) 既成市街地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 城端、井波、福野及び福光地域には、街路が狭く、木造密集地が存在 住宅の耐震化率は約 60%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は約 86% 火を使用する設備等の設置に関する届出件数は 2,636 件 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大が懸念 住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率の向上
(2) 工業用地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 平野部には、工業用地や工場が広範囲に立地 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の工業用地や工場には、河川の氾濫に伴い、浸水被害が発生する危険性がある
(3) 道路ネットワークの確保	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の利用は著しく増加 東海北陸自動車道といった高速交通網の整備 年間 1 千件以上の交通事故が発生 人身事故のうち約 9 割が平野部で発生 橋梁の半数弱は 1970 年代に架設 山間部に異常気象時通行規制区間が多数存在 除雪オペレーターの年齢構成は 40 代以上の熟年層が 8 割弱 	<ul style="list-style-type: none"> 大量の自動車によって引き起こされる交通混亂は避難の遅延と被害拡大が懸念 合併支援道路の改良整備が強く望まれる 山間部の橋梁やトンネルでの自然災害や交通事故災害は、多数の被害者または影響等が懸念 身近な道路の危険性が高い 架設後 50 年を超える割合は、20 年後には 8 割強と増加するため、計画的な橋梁の補修・補強および架替の実施が必要 広い範囲で通行規制が生じる可能性や、孤立集落の発生が懸念 除雪オペレーターの高齢化が進んでおり、若年層の募集と除雪技術の継承が課題
(4) 日常生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の利便性向上とその依存度が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被害が発生した場合、その復旧に時間を要する 情報不足や生活の不便性等が、不安増大につながる
(5) 避難所と自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の約半数は災害リスクがある 市内には 36 の自主防災組織があり、組織率は 99.9% と非常に高い 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化や地すべり対策、利賀ダム建設事業等のハード対策などの災害対策が必要 各地域における自主防災組織の機能の強化が必要
(6) コミュニティ活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 人口の減少、市外への通勤者・通学者が増大 通勤者・通学者の交通手段は自家用車が 89% 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動の停滞 地域における防災行動力の向上が必要
(7) 要配慮者の増加	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、外国人等の災害時要配慮者が増加 要配慮者利用施設のうち 4 割弱は災害リスクあり 	<ul style="list-style-type: none"> 防災の様々な場所において要配慮者への防災施策の展開 要配慮者利用施設に対する災害対策が必要
(8) 分散した集落の形成	<ul style="list-style-type: none"> 南砺市は区域が広い上に、特に山間部は、集落が点在 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生時に孤立集落発生の危険性に配慮
(9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災	<ul style="list-style-type: none"> 男女双方の視点に配慮した防災を進めることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
(10) 災害時等応援協定	<ul style="list-style-type: none"> 防災協定を全 58 自治体と締結済 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体や同時被災が想定しにくい自治体との連携強化や民間企業との避難所使用に関する協定が重要
(11) ドクターへリ・ドクターカー	<ul style="list-style-type: none"> ドクターへリのランデブーポイントが 78 箇所存在 地域密着型ドクターカーを運用 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては使用不可となるランデブーポイントが存在
(12) 農林振興	<ul style="list-style-type: none"> 桜ヶ池や赤祖父ため池などの大規模なため池を有する 林地の適正管理・保全、流木防止対策など、災害に強い森づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ため池の耐震・豪雨対策が必要 林地の適正管理（保全）が必要
4 災害履歴		
(1) 地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 過去に震度 4 以上の地震は 9 回発生 	<ul style="list-style-type: none"> 地震や水害への対策が必要
(2) 水害	<ul style="list-style-type: none"> 過去から幾度となく台風や梅雨前線による水害が発生 	

4. 計画の対象とするリスクの設定

南砺市の地形や気候、社会経済特性、災害履歴から、本市で発生が想定される災害は以下のとおりである。

表 4-1 南砺市で発生が想定される災害

大項目	小項目	備考
I) 風水害の想定	i) 風害（強風）	
	ii) 水害（大雨）	
	iii) 土砂災害（地すべり等）	
II) 雪害の想定		
III) 火災の想定		
IV) 地震災害の想定		市外を含む
V) その他事故災害の想定	i) 鉄道事故災害	
	ii) 道路事故災害	
	iii) 危険物等事故災害	
	iv) 原子力事故災害	市外を含む

4-1 計画の対象とするリスク（市内）

(1) 風水害の想定

1) 風害（強風）

春先の低気圧のもたらす風とともに、夏から秋にかけて襲来する台風は、南風となってフェーン現象を誘発し、空気が乾燥して火災の起こりやすい状態となる。

また、台風のコースによって北西からの風が吹く時は、建物や農作物に大きな被害が発生する。

一部の地域では、「井波風」「医王おろし」など地域特有の暴風が発生する。

2) 水害（大雨）

山間部では、集中豪雨時の土石流による被害、あるいは河岸（かわぎし）の浸食決壊、用排水路からあふれた水等による被害、これらに起因する道路の決壊やがけ崩れなど、副次的な災害の発生によって集落が孤立する可能性がある。

平野部においては、小矢部川、山田川、旅川、大井川、大門川等、過去に氾濫を繰り返している河川があり、河川改修等の治水対策が進められている。特に、この地域の河川は、南砺山麓の用排水路の性格を有しており、上流地域での集中豪雨などにも警戒が必要である。

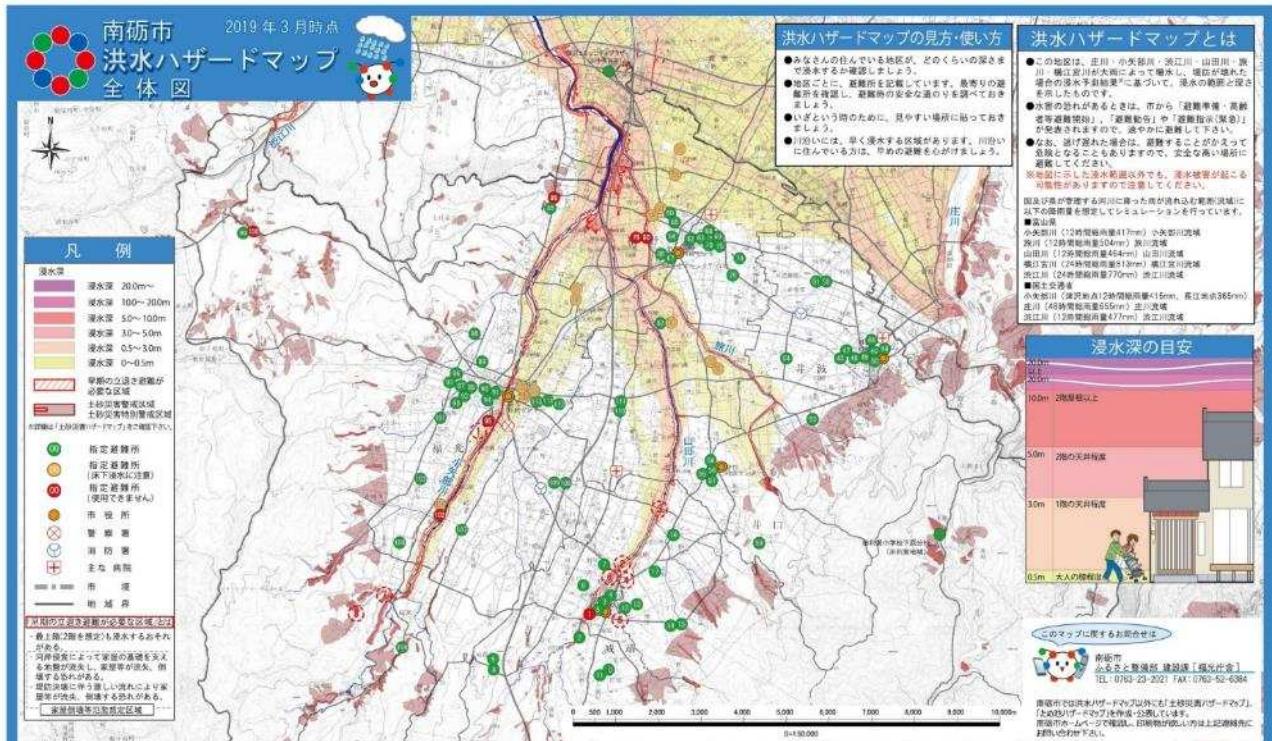


図 4-1 南砺市洪水ハザードマップ

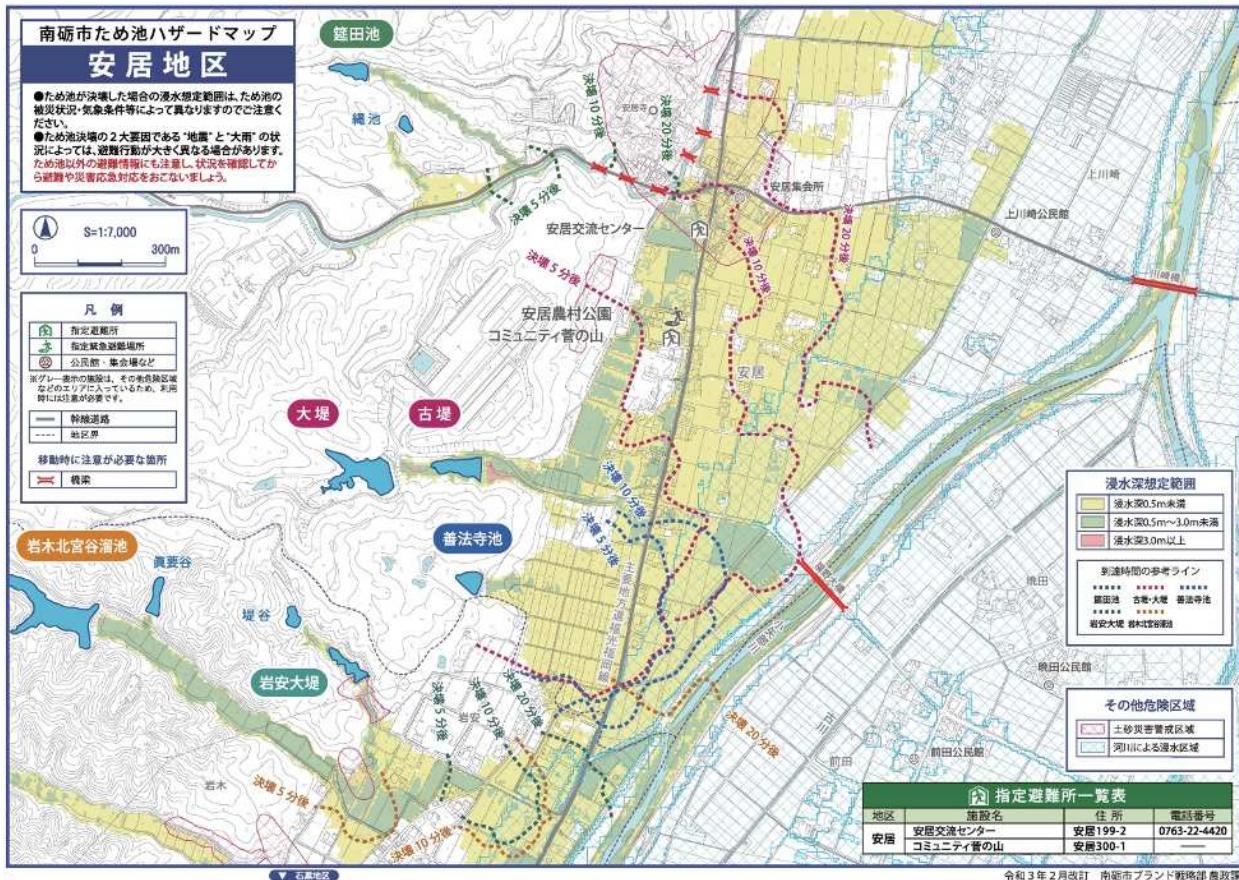
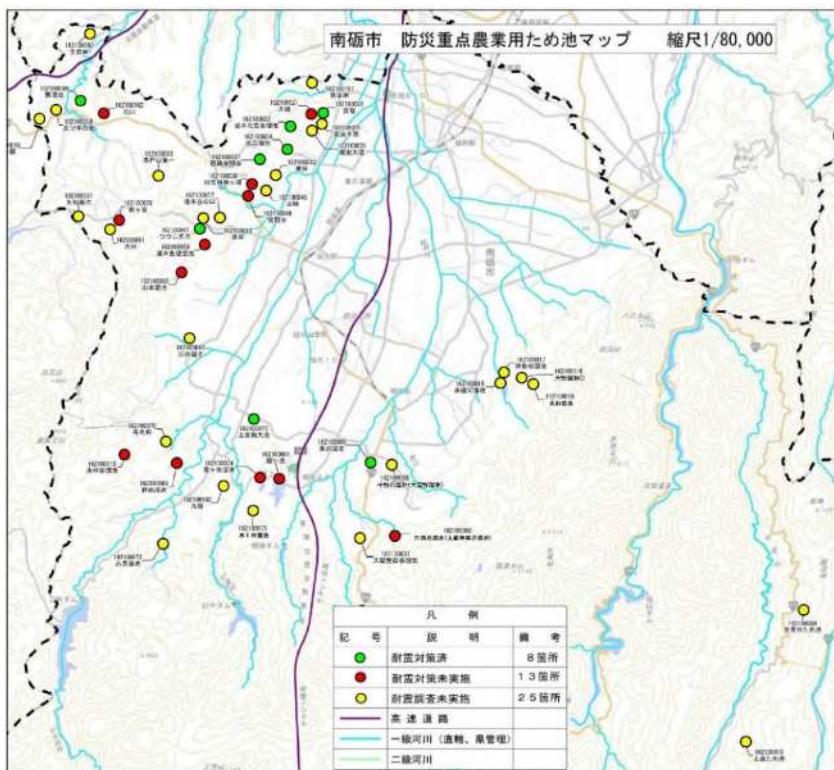


図 4-2 南砺市ため池ハザードマップ（代表例）

■下図の防災重点ため池 46 箇所に対して、地区ごとに分割した「ため池ハザードマップ」を整備している。図 4-2 は代表例の 1 つである。

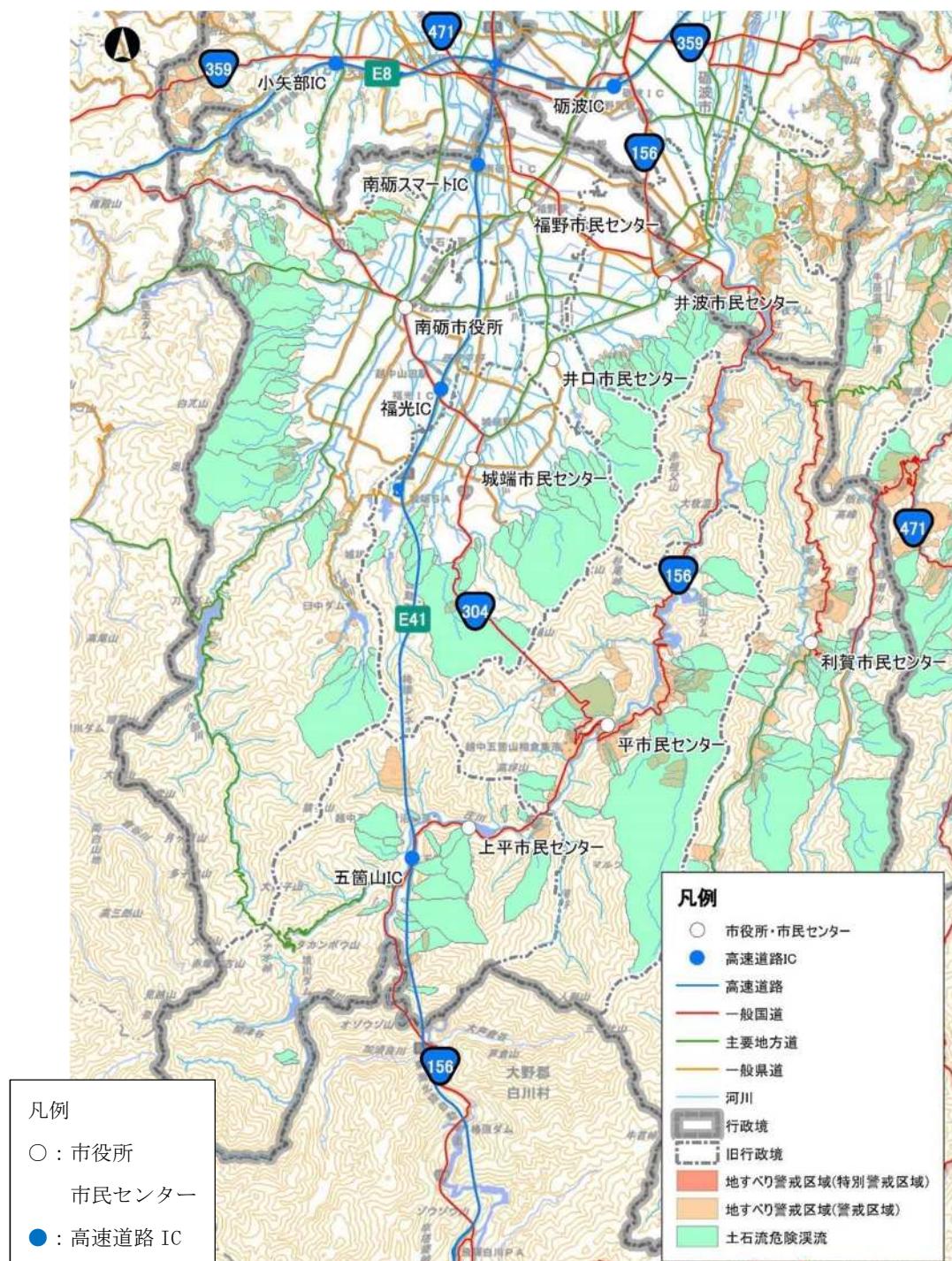


資料：富山県のため池情報について

図 4-3 南砺市 防災重点ため池マップ [再掲]

3) 土砂災害

山間部では、地滑り、山崩れ等の土砂災害が、集中豪雨や雪崩等の発生によって誘発される危険性が高い。山間部や山麓部には、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）も多く、風水害や地震の際は注意が必要である。



注：土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を与えるおそれがある渓流

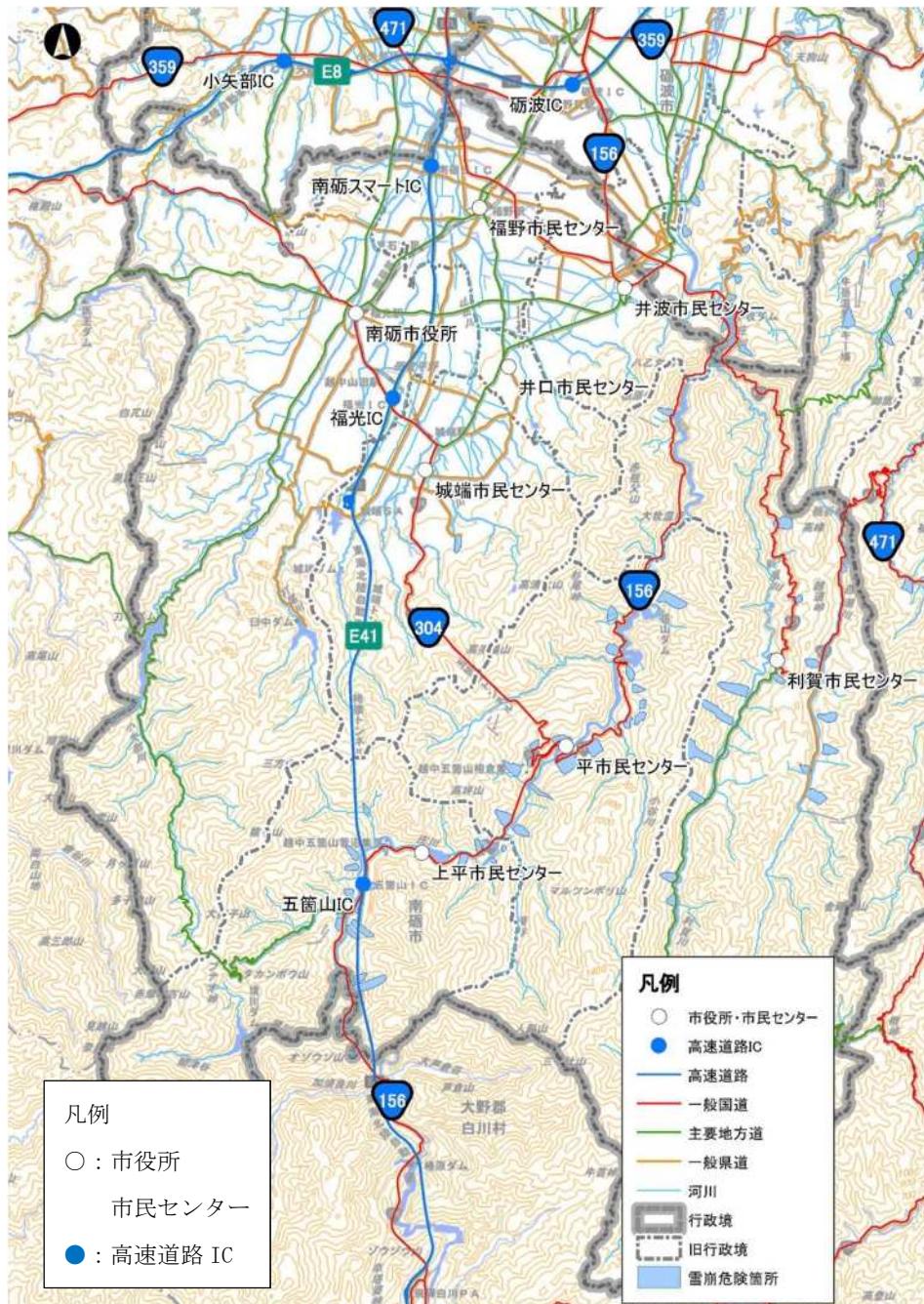
注：地すべりとは、土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象
資料：ハザードマップポータルサイト（国土交通省）、国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）

図 4-4 地すべり警戒区域と土石流危険渓流

(2) 雪害の想定

山間地域では、豪雪年には4メートルに達する積雪がある。特に連続降雪期には雪崩の危険性により除雪ができなくなる可能性があり、孤立する危険性が高い。降雪期における表層雪崩（通称あわ雪崩）、融雪期の全層雪崩による交通機関の麻痺、家屋や施設の被害や孤立が発生しており、警戒が必要である。

平野部においても、豪雪時には多量の降雪をもたらし、交通機関の麻痺、家屋や施設への被害が発生している。



▲道路上に堆積した雪

▲雪崩で被災した落雪防護柵

注：雪崩危険箇所とは、雪崩災害のおそれがある地域において、雪崩により人家等に被害を与えるおそれのある箇所

出典：国土交通省北海道開発局

HP

資料：ハザードマップポータルサイト（国土交通省）、国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）

図 4-5 雪崩危険箇所

(3) 火災の想定

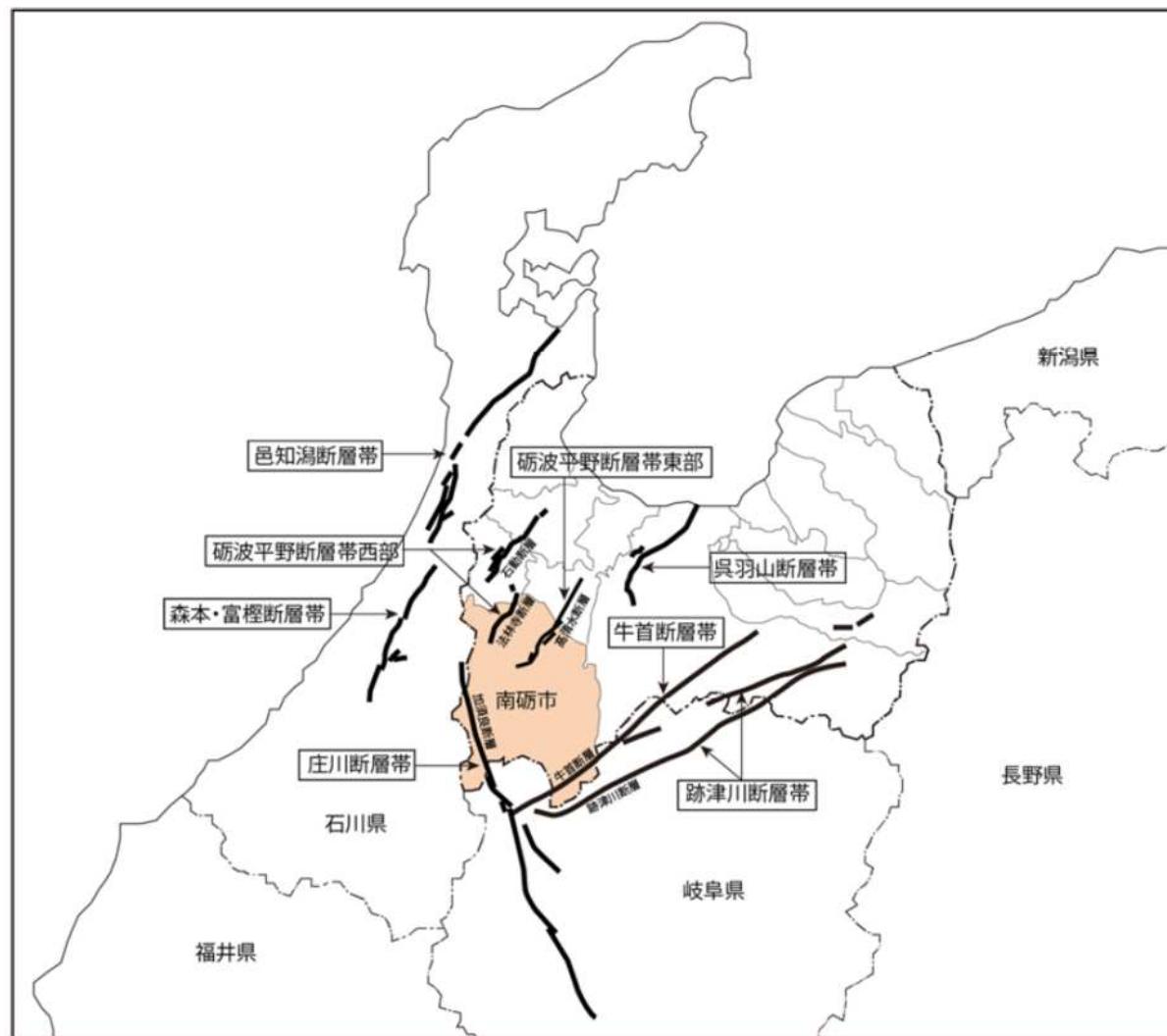
春先のフェーン現象時や台風期に山間を縫って吹く風、又は河川に沿って吹く強風、地域性により発生する強風によって、山林火災などが広く延焼し大災害につながる恐れがある。火災の原因は、火気取扱の不注意などの過失によるものが多く、火気取扱時の注意が必要である。

住宅の密集化、建築様式の多様化、化学合成建材の普及等により、発生した火災が大きな災害につながる危険性が高まってきている。

(4) 地震災害の想定

東日本大震災（2011年3月）の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。

地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼす恐れのある地震は、跡津川断層、吳羽山断層、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）等の大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。



出典：南砺市地域防災計画（地域防災計画には詳細情報記載あり）

図 4-6 南砺市及び周辺に分布する主な活断層

(5) その他事故災害の想定

1) 鉄道事故災害

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとして、次のような事象が想定される。

- ・列車の衝突、脱線、転覆等
- ・列車の火災又は爆発
- ・列車からの危険物等の流出
- ・列車と自動車の衝突（踏切事故）

2) 道路事故災害

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、次のような事象が想定される。

とりわけ、道路トンネル内等の出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する事故には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

- ・道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ・自動車の火災又は爆発
- ・自動車からの危険物等の流出
- ・道路上での大きな交通事故
- ・道路上等での極端な雜踏による被害

3) 危険物等事故災害

石油類、LPガス、火薬類などの危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生し、特に多数の死傷者を生じるおそれのある場合が想定される。

4-2 計画の対象とするリスク（市外）

(1) 原子力事故災害

南砺市には、原子力事業所はなく、原子力事業所の事故による直接的な被害が本市に及ぶことは想定されないが、北陸電力志賀原子力発電所の事故により放射性物質が飛来し、環境汚染や人体への被ばく被害の可能性が想定される。

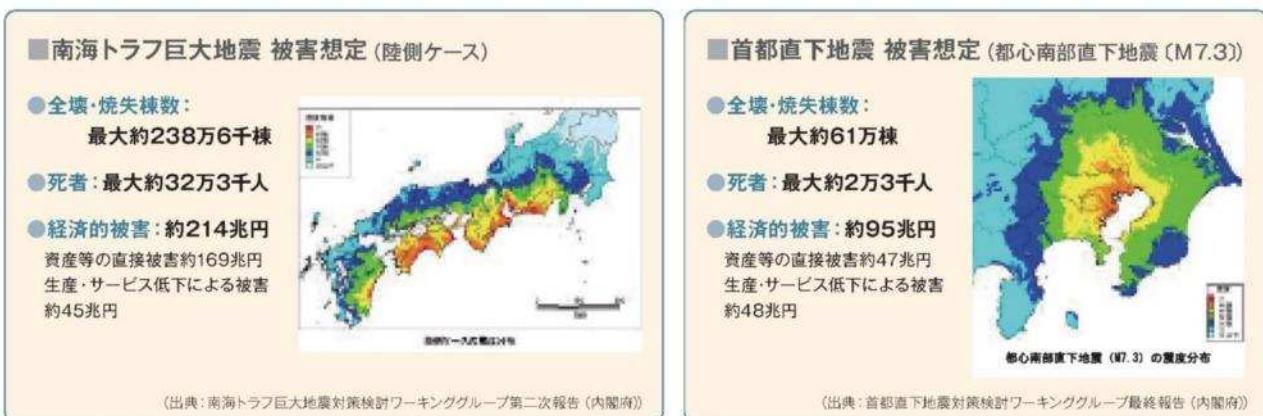
※取扱いは、事故災害の想定とする。

(2) 南海トラフ地震、首都直下地震

太平洋側においては、南海トラフ地震、首都直下地震等が近い将来に発生すると予測されており、一度発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなる。

被害想定の概要は、下図のとおりであり、本県においても震度4から震度5弱の揺れが発生するものと予想されている。

※取扱いは、地震災害の想定とする。



出典：内閣官房パンフレット：国土強靭化とは

図 4-7 今後、発生が予想されている巨大地震

5. 地域を強靭化するまでの目標の明確化

(1) 「基本目標」の設定

基本法第 14 条で、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

国的基本計画及び富山県国土強靭化地域計画では 4 つの基本目標を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、基本計画及び富山県国土強靭化地域計画の基本目標を踏襲する。

【南砺市国土強靭化地域計画の基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図されること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 「基本的な方針」の設定

本計画では、国の基本計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、策定・推進する。

国的基本計画及び富山県国土強靭化地域計画において、4つの基本的な方針を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、富山県国土強靭化地域計画の4つの基本方針を踏襲し、基本方針4. 地域の特性に応じた施策の推進において、「自然との共生を図ること」の細目を追加する。

【南砺市国土強靭化地域計画の「国土強靭化を推進する上での基本的な方針】

基本方針1. 取組姿勢

- ① 南砺市の強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、SDGsや長期的な視野を持って計画的に取り組む。

基本方針2. 適切な施策の組み合わせ

- ③ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ④ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ⑤ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、地域包括医療ケアなどが平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

基本方針3. 効率的な施策の推進

- ⑥ 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

基本方針4. 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑦ 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域の小規模多機能自治において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ⑧ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ⑨ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

(3) 「事前に備えるべき目標」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」を設定している。

富山県国土強靭化地域計画においては、国の基本計画を参考に、富山県内外で想定されるリスク等を踏まえ、太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保されるという目標を追加し、9つの「事前に備えるべき目標」を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、富山県国土強靭化地域計画の9つの「事前に備えるべき目標」を踏襲し、更なる地域の成長を促すため「災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる」を追加する。

【南砺市国土強靭化地域計画の「事前に備えるべき目標」】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される
- ⑩ 災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる

6. リスクシナリオ、施策分野の設定

(1) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8項目の「事前に備えるべき目標」に対して45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

富山県国土強靭化地域計画においても、9項目の「事前に備えるべき目標」に対する38項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

南砺市国土強靭化地域計画においては、上記の計画との調和を図りつつ、市の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象としたリスクを踏まえ、10項目の「事前に備えるべき目標」に対して37項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

※富山県国土強靭化地域計画における「1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生」「7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生」を除き、「10-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下」を追加する。

表 6-1 南砺市国土強靭化地域計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

No	事前に備えるべき目標	No	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	木造密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地や散居村等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	JR等基幹的交通から地域交通網まで、陸上の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による自然豊かな土地の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による自然豊かな土地の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
9	太平洋側の代替性確保に必要な機能が維持・確保される	9-1	太平洋側の基幹的な交通ネットワークの機能停止
10	災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる	10-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

(2) 「施策分野」の設定

国の基本計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策分野としては、12項目の個別施策分野と5項目の横断的分野を設定している。

富山県国土強靭化地域計画においては、5項目の個別施策分野と5項目の横断的分野を設定している。

南砺市国土強靭化地域計画においては、上記の計画との調和を図りつつ、市の地域特性を考慮し、5項目の個別施策分野と5項目の横断的分野を設定する。

表 6-2 施策分野の設定

< 1 >個別施策分野
(1) 行政機能・防災教育分野
(2) 住環境分野
(3) 保健医療・福祉分野
(4) 産業分野
(5) 国土保全・交通物流分野
< 2 >横断的施策分野
(6) リスクコミュニケーション分野
(7) 人材育成分野
(8) 官民連携分野
(9) 老朽化対策分野
(10) 太平洋側のリダンダンシー※の確保分野

*リダンダンシー (redundancy) : 「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、予め機能不全にならないように交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

(3) 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの追加

南砺市の独自性について、南砺市国土強靭化地域計画検討委員会の意見を踏まえ、新たな「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」を検討した。

【設定の背景】

被災後の経済停滞は、企業や住民の安全な地域への移転と、それに伴う地域の活力の低下が予想され、これを防ぐことが必要である。そのためには、防災・減災はもちろんのこと、大規模災害に係る復旧・復興段階を事前に見据え、併せて現在の地域の成長を促し、安全・安心で魅力ある地域づくりを行うことが必要と考える。

(有事の防災・減災対策だけでなく、復旧・復興段階と平時の地域の活性化にも資する取組)

(南砺市総合計画の柱の一つ、未来に希望が持てるまちの推進にも資する取組)

【事前に備えるべき目標】

⑩ 災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる

【リスクシナリオ】

10-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【想定される状況】

災害の発生に伴い、事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用や生活の継続に支障をきたす。

上記のような状態を避けるため、以下のような対策を講じるものとする。

①人口・定住施策の推進

- ・地域活力と防災行動力の維持・強化
- ・少子高齢化の抑制と地域コミュニティの活性化

②雇用機会の創出

- ・災害リスクの少ない区域での企業誘致や事業拡張
- ・耐震化等の災害対策の推進
- ・交通ネットワークの整備による円滑な移動と経済活動の活性化 等

③生活環境の改善

- ・既存構造物の修繕と改築
- ・空き家率の改善による市街地活性化と土地利用の推進 等

④地域特性に応じたSDGs関連事業の推進

- ・災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化や分散化の推進
- ・持続可能な開発を念頭に各種施策を進めることにより、災害発生時の回復力を高める。

⑤行政改革による行財政健全化

- ・公共施設再編などによる身の丈行政の実現
- ・大規模災害発生時でも対応力のある行財政運営

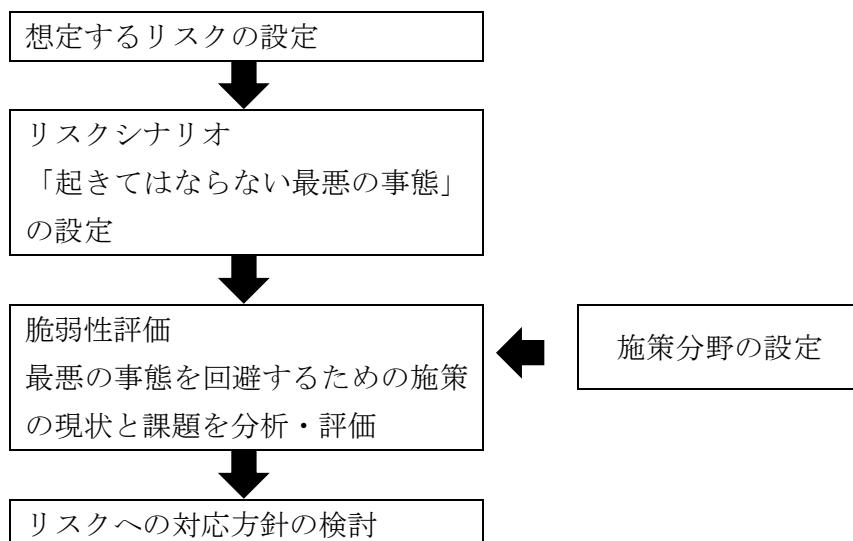
7. 脆弱の分析・評価、課題の検討（脆弱性評価）

7-1 脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靭化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題をリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

上記を踏まえ、地域計画の策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



7-2 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、関連する現行の施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について分析・評価を行う。評価にあたっては、達成度及び進捗状況をできる限り定量的に把握するための指標を設定する。

評価結果の基本的な方向性は以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

- ・防災・減災等に資する国土強靭化施策は、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。東日本大震災で得られた教訓から、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靭化施策を4つの基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性等の確保が必要

- ・いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業（エネルギー、金融、情報通信含む）、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えるとその影響は甚大であり、バックアップ施設／システムの整備等により、代替性等を確保する必要がある。
- ・南海トラフ地震や首都直下地震など太平洋側で想定されるリスクに対しての代替性を確保するため、南砺市の陸の交通インフラ整備のほか、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の市内への移転を促進することが有効である。

(3) 国、県、他市町村、民間等との連携が必要

- ・個々の施策の実施主体は、南砺市だけでなく、国、県、他市町村広域連携、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。効率的、効果的に施策を実施するためには、組織体制の強化や事業主体に対する適切な支援や、各実施主体との徹底した情報共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

また、10項目の「事前に備えるべき目標」ごとの脆弱性のポイントは次のとおりである。

① 直接死を最大限防ぐ

- ・市民の防災意識の向上を図るため、地域や学校、南砺市防災センター等において、市政出前講座などによる防災教育の実施が必要である。
- ・避難場所等となる公園、緑地等においては、飲料水応急給水所となることが想定されることから、上水道施設の老朽化対策が必要である。
- ・近年、農村における宅地造成等の開発行為による雨水流出形態の変化等に伴い、広域的に用排水路からあふれた水による被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る必要がある。
- ・森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく道路網整備や高性能林業機械の活

用により集約化施設を推進し、生産コストの低減を図る必要がある。

- ・雪崩対策施設等の整備により、安全で円滑な道路交通を確保する必要がある。

② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- ・災害発生時に、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
- ・橋梁崩落事故、基幹用排水路破損の発生防止など、基幹的な道路施設、水利施設の安全確保を図る必要がある。
- ・災害時応援協定等の広域連携の推進が必要である。
- ・市の災害救助物資については地震による被害想定をもとに現物備蓄を行っているが、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める必要がある。
- ・南砺市民病院及び公立南砺中央病院の機能停止を回避するため、業務継続計画（B C P）を策定しておく必要がある。
- ・被災者の健康維持体制を整備する必要がある。
- ・福祉避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。避難所や住宅における衛生管理が必要である。

③ 必要不可欠な行政機能は確保する

- ・公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察と連携して業務を円滑に継続する方針及び執務体制等を速やかに定める必要がある。
- ・市の機関が被災した場合であっても、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。

④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- ・電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。
- ・災害時における通信手段の確保が必要である。

⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

- ・大規模な地震が発生した場合に備え、橋梁の耐震対策を推進する必要がある。
- ・災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- ・大規模災害発生後、食料の供給を確保するため、情報収集と連絡体制の整備が必要である。

⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- ・再生可能エネルギーの導入促進など、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

-
- ・市内の水道普及率は高いものの水道施設の耐震化率は低い状況にあり、今後も整備を進める必要がある。
 - ・下水道施設の老朽化対策に併せ、下水処理方法の転換等、管理の効率化を図る必要がある。
 - ・緊急輸送道路を補完するため、地域森林計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。
 - ・長寿命化計画等に基づく維持管理（点検含む）・更新を実施するためには国・県の財政支援の強化が必要である。

⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- ・住宅等の耐震化は緊急の課題となっており、耐震診断・改修支援戸数等については、目標達成に向けてそのペースをさらに促進する必要がある。
- ・多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生するため、耐震化を促進する必要がある。
- ・森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- ・限られた予算で確実な下水処理を実施するため、下水道ストックマネジメント計画(R1)に基づき、終末処理場、下水管等の下水道施設の老朽化対策を含む適正管理を推進する必要がある。
- ・農業・農村の多面的機能を維持・發揮するため、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する必要がある。

⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

- ・災害廃棄物処理計画の実効性を高める必要がある。
- ・地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。
- ・近年、農村における宅地造成等の開発行為による雨水流出形態の変化等に伴い、広域的に用排水路から水があふれ出る被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る必要がある。
- ・文化財建造物の耐震化及び有形文化財収蔵施設の耐震化・防災設備の整備が必要である。
- ・公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が進んでいることに伴い、今後急速に老朽化することが懸念されている社会資本の維持管理を担う技術者の確保や、将来の建設業を担う優秀な若手技術者の確保、更に女性が活躍できる環境の整備、除雪体制の維持、各種PRによるイメージアップ等が新たな課題となっている。
- ・「南砺市中小商工業者災害時利子補給金」等により、被災企業の経営安定を図ることとしているが、利用しやすい制度となるよう、引き続き、企業者のニーズを踏まえた制度の運用、周知を行う必要がある。

⑨ 太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される

- ・災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。

⑩ 災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる

- ・人口・定住施策や小規模多機能自治等の推進により、地域を愛し住み続ける住民による地域活力を維持する必要がある。
- ・地域づくり協議会を中心とした自主防災組織と消防団、市や防災関係機関の連携を高め、災害時の応急対応力を高める必要がある。
- ・企業誘致や市内企業の事業拡大への支援による雇用の拡大を図り、人口減少を抑制する必要がある。
- ・市街地をはじめとした老朽化木造空き家の対策により、市街地の活性化や土地利用の推進が必要である。
- ・S D G s 持続可能な開発目標を観点とした各種施策を進め、エネルギーの多様化や分散化などにより、災害発生時に回復力を高める取り組みが必要である。
- ・大規模災害発生時にも対応力のある行財政運営を維持するため、公共施設再編などの行財政健全化が必要である。

8. リスクへの対応方策の検討（推進方針）

8-1 推進方針

脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策を検討するため、国の国土強靭化に関する施策の分野をもとに 10 項目の施策分野を設定し、それぞれの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

- ①行政機能・防災教育分野、②住環境分野、③保健医療・福祉分野、④産業分野、⑤国土保全・交通物流分野

（横断的施策分野）

- ⑥リスクコミュニケーション分野、⑦人材育成分野、⑧官民連携分野、⑨老朽化対策分野、
⑩太平洋側のリダンダンシーの確保分野

8-2 施策分野ごとの強靭化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価を踏まえ、10項目の「事前に備えるべき目標」を達成するための10項目の施策分野（＜1＞個別施策分野5項目、＜2＞横断的施策分野5項目）に設定した157の推進方針を以下に示す。（【】に記載した記号は、それぞれの個別具体的施策が対応する「起きてはならない最悪の事態」を示している。）

「起きてはならない最悪の事態」とそれぞれの施策分野との間には、相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分配慮する必要がある。

<1>個別施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

- 調査研究の実施
- 行政機能の確保
- 災害対策訓練の実施
- 防災拠点の強化等
- 災害対処能力の向上
- 関係機関との連携
- 伝達体制の強化
- 防災教育の実施・防災意識の向上

(2) 住環境分野

- 施設の耐震化
- 上下水道施設等の整備
- 廃棄物及び有害物質対策
- 市街地等における防災性の向上
- 避難所施設の整備等

(3) 保健医療・福祉分野

- 施設の整備・耐震化
- 訓練の実施・体制の整備
- 衛生管理

(4) 産業分野

- 企業・事業所
- 農林水産
- エネルギー
- 情報通信

(5) 国土保全・交通物流分野

- 国土保全
 - 河川
 - 農地
 - 森林
 - 市街地・中山間地
 - 土砂災害等の対策
 - 雪崩対策
- 交通物流
 - 道路
 - 鉄道
 - 緊急輸送対策

< 2 >横断的施策分野

(6) リスクコミュニケーション分野

- 地域防災力の向上
- 学校の防災機能強化
- 避難支援等

(7) 人材育成分野

- 人材の育成等

(8) 官民連携分野

- 連携体制の構築
- 情報の共有

(9) 老朽化対策分野

- 農業水利施設等
- 道路
- 河川・砂防等
- 治山
- 住環境
- 鉄道
- 適切な維持管理

(10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野

- 道路ネットワーク
- 企業の誘致・企業立地

<1>個別施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

(調査研究の実施)

- ・調査研究の実施 【1-1・2・3・4・5、7-1、10-1】

建物の倒壊や火災、水害、土砂災害、暴風雪などの災害発生時における応急活動、避難活動、被害拡大防止等の対応策について、調査・研究し、防災活動への活用を推進する。

(行政機能の確保)

- ・国土強靭化地域計画の不断の見直し【1-1】

市の国土強靭化地域計画を策定する。また必要に応じて適宜見直しを行う。

- ・業務継続計画等の不断の見直し【4-1・2、10-1】

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための準備体制を定めた業務継続計画（B C P）を必要に応じて見直す。

- ・市有施設の耐震化等の推進【1-1、3-2、7-1】

現在、市有施設全体の耐震化対象施設の耐震化率は98%（対象施設134棟のうち、H30年度末までに131棟が耐震完了）となっているが、耐震力が不足している市有施設について、来所者、職員等の安全確保や、施設の機能保持を図り、災害に強いまちづくりを進めため、引き続き、耐震補強工事及び防災対策改修（更新を含む。）等を計画的に推進する。

(災害対策訓練の実施)

- ・総合防災訓練の実施〔再掲：(8)官民連携〕【1-1・2・3・4・5、7-1、10-1】

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、県、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等の民間や地域自主防災組織及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練等を実施する。

地域づくり協議会や自主防災組織連絡協議会との防災に関する連絡体制を密にし、住民参加の訓練などを通じて、災害時における地域コミュニティの強化を図る。

(防災拠点の強化等)

- ・警察機能維持対策の推進【3-1】

公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、非常用電源、備蓄物資、装備資機材等の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執務体制等の促進を富山県警察本部へ働きかける。

- ・被留置者の安全確保【3-1、10-1】

大規模な災害時において被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、洪水等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等の構築を富山県警察本部へ働きかける。

- ・防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上〔再掲：(7)人材育成〕【3-2、4-1・2】

市各部、国、県等と密接に連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースを確保する。

また、自助や共助につながる地域防災力の向上を図るため、平時には、市民の防災意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

(災害対処能力の向上)

・救出救助活動体制の整備等【1－1・2・3・4、2－3、7－1・3】

大規模な風水害や火災などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。

・早期復旧に向けた取組の推進【2－1・2・3、6－4】

発災後、迅速な道路啓開に向けて、交通情報を収集して緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、災害応急対策を実施する公的機関に対して緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

・災害支援拠点機能の拡充【1－1】

災害への対処に万全を期するため、大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から、大型ヘリコプターの活用などに要する発着場や支援活動の拠点となる消防署所や防災センターの機能強化の促進を図る。

・学校の防災機能の強化〔再掲：(5)リスクコミュニケーション〕【4－2】

モデル校に学校安全アドバイザー（防災士等）を派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練が実践的になるよう見直し、モデル地域に普及啓発することで、地域の学校の防災機能を強化する。

・南砺市防災センターを活用した防災教育の実施【4－2】

南砺市防災センター等において、高齢者・女性・子どもなどを対象とした各種防災講座の実施などにより、防災教育を推進する。

(関係機関との連携)

・防災関係機関との相互協力〔再掲：(8)官民連携〕【1－1・2・3・4・5、10－1】

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進する。

・消防組織の広域化【2－3、10－1】

災害発生時における初動体制の強化、本部の指揮命令系統の統一による効果的な部隊運用、消防車・救急車の現場到着時間の短縮、高度な消防設備の整備による住民サービスの向上や消防体制への基盤強化等が期待できる、広域消防組織の砺波地域消防組合の維持・強化を推進する。

・広域連携の推進【2－1・3・5】

自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の連携のもと、倒壊建物等からの救助、災害医療救護活動等の実践的な訓練に参加する。また、応援協定に基づき、他県・市町村と連携した職員の派遣や緊急物資供給などの訓練を実施するとともに、全国からの人的・物的支援の円滑な受け入れについて定めた受援計画の策定や南砺市地域防災計画を必要に応じて見直す。

(伝達体制の強化)

- ・住民等への情報伝達の強化【1－1・2・3・4・5、2－4、4－1・2】

水害、土砂災害等発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。

- ・避難行動につながる取組の推進【1－3・4・5、4－2】

南砺市のハザードマップ（洪水、土砂災害等）、県内の雨量・水位や土砂災害警戒情報等の情報を提供する富山防災 WEB^{*}や南砺市防災アプリの周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

* 富山防災 WEB <http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

(防災教育の実施・防災意識の向上)

- ・市民の防災意識の向上【1－4】

南砺市防災センターにおける各種防災講座を通じて防災力の向上を図るとともに、自然災害について学べる四季防災館（富山県広域消防防災センター）や立山カルデラ砂防博物館の体験型学習等を通じて、市民の防災意識の向上に努める。

- ・市民への啓発活動【1－1・2・3・4・5、4－2】

市政出前講座を活用した啓発活動や地域の自主防災活動を支援する南砺市防災こころえ隊の活動を通して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。

また、子どもたちの災害対応能力を育成するため、小中学校における防災教育を推進する。

- ・外国人住民への防災情報の提供〔再掲：(5)リスクコミュニケーション〕【4－2】

多言語化した富山防災 WEB の周知や、災害時に役立つ防災情報・南砺市防災アプリを活用し、外国人住民等への防災情報の提供に努める。

(2) 住環境分野

(施設の耐震化)

- ・住宅・建築物の耐震化【1－1、7－1・2】

住宅の耐震化率は約 60% (H25) であり、約 6,500 戸の住宅の耐震性が不足している。これらの耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断・改修工事費への支援を、市と県が連携して行っているところであり、より一層の普及啓発・支援制度の利用促進に努め、耐震化率の向上を図る。

- ・大規模建築物の耐震化【1－1、7－1・2、10－1】

耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震化を促進する。

- ・文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実【8－4】

国・県・市指定の文化財建造物の耐震化及び防災設備の充実を図り、貴重な文化財の損失防止に努める。

(上下水道施設等の整備)

・上水道施設の整備【2-1、5-1、6-2、7-1、10-1】

水道施設の耐震化や老朽化対策、水道未普及地域の解消について配水池の耐震補強や老朽水管路の更新（耐震化）等、国の補助制度等を活用しながら計画的に実施する。

災害時における飲料水供給を確保するため、主要配水池への緊急遮断弁設置や耐震化事業等を推進していく。

・下水道施設の整備【1-3】

下水道処理人口普及率が86.7%（R1）となっているが、引き続き「南砺市下水道事業経営戦略」に基づき、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水を排除して市街地等の浸水被害を防止する雨水幹線などの下水道施設の整備を推進する。

・下水道施設の地震対策【2-6、6-3、7-4、8-3】

地震時における下水道機能の確保のため、終末処理場や下水管等の下水道施設の耐震化を計画的に進める。

・上水道に関する事業継続計画（BCP）の策定【6-2】

上水道について、策定している業務継続計画や管路事故マニュアルに対応する訓練や定期的な点検等を行うとともに、継続的な計画の見直しを実施する。

・下水道に関する事業継続計画（BCP）の策定【2-6、6-3】

南砺市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき、訓練や定期的な点検等を行うとともに、継続的な計画の見直しを実施する。

・下水処理の広域化【6-3】

集落排水施設を公共下水道に接続し下水処理の広域化を推進するとともに、効率的な事業運営を図る。

(廃棄物及び有害物質対策)

・有害物質対策〔再掲：(4)産業〕【7-4】

化学物質管理計画における未然防止措置や事故時の応急措置、緊急連絡体制の構築の必要性を周知し、策定していない事業者等に対しては県と連携して計画策定を促す。

・災害廃棄物対策の推進【8-1】

南砺市災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、県・近隣市町等と行う情報伝達訓練等への参加により連携体制強化、災害対応力の向上を図る。

(市街地等における防災性の向上)

・居住環境の整備改善等の推進【1-1・2、7-1、10-1】

市街地における防災性の向上を図るため、市民と連携・協力（小規模多機能自治）し、空き家再生等推進事業などにより、老朽化した建築物の除却を推進する。

・除排雪活動の支援【1-5】

自力で除排雪が困難な世帯等の安全や利便性を確保するため、市や地域住民、NPO等が連携して行う地域ぐるみの除排雪活動への支援を推進する。

(避難所施設の整備等)

・避難所施設の整備等【2-1・4・7】

高齢者等の要配慮者が避難生活を送るための福祉避難所施設として、社会福祉法人等が障がい者グループホームの整備に併せて防火拠点スペースを整備する場合、補助を図る。社会福祉法人が備蓄する食糧等の補完を含めた市全体の備蓄を計画的に進める。

・災害救助物資の備蓄【2-1・2・4・7】

地震等による被害想定を踏まえ、最低限の食料の供給が円滑に行われるよう、備蓄を進めている飲料水、非常食について、引き続き購入・備蓄を行う。食料以外の備蓄品についても同様に備蓄を進める。

・流通備蓄の推進【2-1・2・4・7】

現物備蓄を補完するための流通備蓄については、現物備蓄以外の食料も含め必要量を確保できるよう、ショッピングセンターなどの協定先から供給可能数量について定期的に確認を行うほか、調達先の拡充に努める。

・避難所への物資供給【2-1・2・4・7、10-1】

災害時における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、協定している運輸事業者等との連携を密にするなど、災害時受援体制の実効性を高める。

・飲料水の確保【2-6、10-1】

災害時に飲用井戸により飲料水を確保している施設については、水質検査等の実施により衛生対策を強化する。

(3) 保健医療・福祉分野

(施設の整備・耐震化)

・福祉避難所の整備促進【2-4・7】

高齢者等の要配慮者が避難生活を送るための福祉避難所施設として、社会福祉法人等が障がい者グループホームの整備に併せて防火拠点スペースを整備する場合、補助を図る。

・災害拠点病院等の設備等の充実化【2-5、10-1】

大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、南砺市民病院・公立南砺中央病院等の発電設備・資機材の充実を促進する。また、各病院の救急室や市民病院に配備されているドクターカーの医療資機材についても拡充する。

・地域包括ケアセンター等非常用自家発電装置の整備【2-1、3-2、4-1・2】

災害発生による停電時の電力供給が停止した場合に備え、市役所庁舎、市民センター、出先機関に非常用発電設備の整備を進める。現に整備済の場合は、非常用電源の供給箇所を把握し、必要箇所への供給を図る。

災害発生による停電時に保健センター機能を維持するため、地域包括ケアセンター等に非常用自家発電装置の整備を図る。

・市直営施設の維持管理【1-1・2・5、7-1・2、10-1】

市の再編計画による施設の譲渡、更新等の方針に基づき、適正な維持管理に努める。

(訓練の実施・体制の整備)

- ・県、関係機関と連携した防災訓練の実施【2-7】

障がい者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、市・県、関係機関が連携し、実践的な防災訓練を実施する。

- ・火葬場の広域的な協力体制の整備【1-5、2-7】

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、遺体の数が極めて多くなり、平常時に使用している火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応できるよう、県及び近隣市町等と連携し、広域的な協力体制の整備を行うとともに災害等を想定した情報伝達訓練を実施する。

- ・医療機関の災害対応マニュアルの整備【2-7】

医療機関の災害対応マニュアルの整備について、策定、見直しを促すとともに、災害訓練や研修会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

- ・他の自治体との相互応援体制の強化【2-7、10-1】

大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他の自治体との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

南砺市民病院・公立南砺中央病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMAT^{*}の研修や訓練への参加を促進するなど、更なる充実・強化を図る。

* 災害派遣医療チーム：災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム

- ・保健・福祉等の受入体制の整備【2-5】

被災地の被害状況や規模、住民の避難状況、被災地の健康ニーズや地域性、保健師の稼動状況等を考慮して、他の自治体に対する保健師の応援、派遣要請の必要性を検討し、早期の受入れ体制の整備を図る。

- ・被災者の健康を守る体制の整備【2-6・7、10-1】

災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による心身のケア、インフルエンザなどの感染症、エコノミー症候群、高齢者的心身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する。

- ・ドクターへリによる救命率の向上【2-2・5】

富山県ドクターへリが被災地近くのランデブーポイントに着陸し、搭乗医師・看護師による現場での救命・救急治療活動を行うとともに、南砺市民病院のドクターカーと連携し、重篤・重症な被災患者を災害拠点病院等へ迅速に搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

- ・災害医薬品等の備蓄【10-1】

市及び医療機関とともに、平時より、災害発生直後から流通を通じて適切に供給されるようになるまでに必要な医薬品等（3日間程度）の備蓄に努める。

- ・輸血用血液の確保【2-6】

医薬品等の安全情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる医薬品等の品質・

安定供給の確保に努める。また、県が実施する血液の安定供給体制の協力のため、献血の普及啓発活動を行う。

・災害拠点病院等の事業継続計画（B C P）の策定【2－5】

被災後、早期に診療機能を回復し、被災患者を含めた診療体制を確保するため、南砺市民病院及び公立南砺中央病院等における多様なリスクに対応する業務継続計画（B C P）を策定する。

・保育施設の危機管理【10－1】

保育園の危機管理マニュアルや避難訓練を実践的なものにするため、必要に応じて適宜見直しを行う。

(衛生管理)

・避難所等における衛生管理【2－6】

市・県・関係団体との連携強化による、避難所や住宅における衛生管理と防疫対策、被災者の健康支援の充実を図る。

また、発災時には、県や関係機関と連携し、避難所の感染症状況等の把握に努め、感染症予防用のリーフレットの配布や手洗い指導の実施等により衛生管理を行う。

・消毒等の実施【2－6】

発災時における感染症法に基づく消毒等の指示について、迅速かつ的確に実施できるよう、県厚生センターにおける地域災害医療連携会議等を活用して県と防疫体制について協議・検討するほか、市が実施する防災訓練において消毒に関する資料の提供等、平時から県と連携し防疫体制を強化する。

(4) 産業分野

(企業・事業所)

・化学物質管理計画の策定の促進〔再掲：(2)住環境〕【7－4】

化学物質管理計画における未然防止措置や事故時の応急措置、緊急連絡体制の構築の必要性を周知し、策定していない事業者等に対しては県と連携して計画策定を促す。

・高压ガス防災・減災対策の促進【6－1、7－4】

高压ガス事業所に対し、大規模地震等への防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や災害訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されている LP ガス設備についても、地震・風水害時の容器の転倒流出防止対策や安全機器の設置などの対策をとるよう LP ガス販売事業者に働きかける。

・被災企業に対する支援対策【5－1、8－5・6】

被害を受けた企業に対し、既往の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、事業の復旧に必要な資金の融資や利子補給を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(農林水産)

・食料の供給確保【5-3、10-1】

大規模災害発生時に、米穀、生鮮食品などの食料の迅速な調達及び供給を確保するため、管内3農協、関係業界等との情報収集と連絡体制の整備に努める。

・農地の災害対応力強化【5-3】

ゲリラ豪雨等による農作物の堪水被害の軽減を図るため、食料生産の基盤である農地についての排水改良等を実施し、水害への対応力の強化を図る。

また、地形的・自然的に厳しい環境にある中山間地域の山腹水路において、土砂災害等を未然に防止するための整備を推進する。

・基幹的農道の保全対策【1-1、2-1・2、5-1・3、6-4、8-6、10-1】

大規模災害発生時の農産物の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的な農道施設の保全対策を推進する。基幹的な農業水利施設の長寿命化対策を推進する。

・農業水利施設の計画的な整備【5-3、6-2、7-3、8-3】

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の長寿命化対策を推進する。ため池については、県が策定するため池工事特措法推進計画に基づき、緊急度の高いものから整備を実施する。

・農地・農業水利施設等の保全【7-5】

農業の有する多面的機能の發揮を促進するため、日本型直接支払制度（地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援）の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

・森林の間伐や更新【1-4、7-5、8-4】

適正な林業活動により持続的に管理すべき森林について、森林所有者などが計画的な間伐や更新の実施などを促進する。

・水資源の有効利用【6-2、10-1】

災害時のほか異常渇水時において、他の水利使用者と相互に協議、調整を行い、必要な農業用水を確保するため、必要に応じ渇水情報連絡会議等を開催する。

(エネルギー)

・電力・ガス・水道の災害対応力強化【2-1、4-1・2、5-1、6-1、7-1、10-1】

災害時における優先供給施設等への電力、燃料等の供給を確保するため、災害時の協定を締結し、ライフライン事業者等との連携を密にする体制を整備する。

災害発時において、病院や避難所など重要施設への給水確保が出来るよう、配水本管（基幹管路）の耐震化を推進する。

災害時における飲料水供給を確保するため、主要配水池への緊急遮断弁設置や耐震化事業等を推進していく。

・再生可能エネルギーの活用【6-1、10-1】

南砺市再生可能エネルギー促進事業に基づき、重点プロジェクト等を着実に推進する。

・発災時における燃料供給体制の整備【2-1・3・5、10-1】

災害時における緊急車両への給油や南砺市民病院・公立南砺中央病院等への燃料供給について、災害時受援体制の実効性を高めるほか、国や県、関係団体等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

(情報通信)

・防災情報システムの整備充実【1-3・4、4-2】

災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、利用している富山県の河川情報システム^{*1}、土砂災害警戒情報支援システム^{*2}、河川監視カメラなど防災情報システムの整備充実を富山県に働きかける。

^{*1} 県下全域に設置された雨量計や河川水位計等のデータを収集・表示するシステム

^{*2} 土砂災害警戒情報や土砂災害の危険性が高まった区域の詳細情報を表示するシステム

・スマートインフラへの進化【1-3・5、4-2】

オープンデータ・ビッグデータやソーシャルメディアの活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を図るとともに、インフラにおける先進技術や5Gの積極的な活用などスマートインフラへの進化を図り、防災対策を推進する。

・中山間地域における携帯電話不感エリアの解消【4-1】

中山間地域における不感エリアの解消に向け、携帯電話等の基地局施設（鉄塔、伝送路等）の整備を促進する。

・情報通信事業者の災害対応力強化【4-1・2、10-1】

災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置や携帯電話充電器の整備等を促進する。

・災害時における通信手段の確保【4-2、10-1】

災害時に情報収集する通信手段として、公衆無線LANの整備を推進する。

・総合防災訓練の実施【4-1】

通信事業者や電力事業者の参加のもと、富山県と連携して迅速な復旧活動や有効な代替手段を確保するための実践的な訓練を実施する。（年1回広域市町村エリアで実施）

(5) 国土保全・交通物流分野

【国土保全】

(河川)

・洪水を安全に流すための治水対策の推進【1-3、2-1・2、6-4・5、8-3】

庄川・小矢部川など世界でも有数の急流河川があり、これまで幾度となく集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を受けてきたことから、河川改修等の治水対策を進めてきたが、整備が必要な区間がまだ多く残っているため、引き続き、計画的かつ重点的に河川やダムの整備事業等のハード対策を推進するとともに、住民が避難する際に必要な情報となる洪水ハザードマップの作成・更新や周知等のソフト対策もあわせて進める。

・災害の未然防止や軽減のための治水対策の推進【1-3、2-1・2、6-4・5、8-3】

堤防、護岸などの河川管理施設は、空積構造の護岸や洗堀・浸食により脆弱な箇所が多

く存在することから、護岸の整備など既存施設の機能強化を進めるほか、河川区域内の樹木の伐採や川底の土砂を取り除くなどの災害の未然防止対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減を図る。

・ダム管理施設の計画的な更新・改良【6-4・5、7-3、8-3】

ダムの安全性及び機能の長期的な保持のため、計画的に更新、改良を進めるよう、国や県に働きかける。

・河川管理施設の耐震化【2-1・2、6-5、8-3】

これまで、水門等河川管理施設や河川堤防の耐震点検調査を実施したところであり、計画的に堤防や水門、樋門等の河川管理施設の耐震化等を進めるよう、国や県に働きかける。

(農地)

・農業用排水施設からあふれた水による被害防止対策【1-3、5-3、8-3】

農村地域における宅地化等を起因とした排水量増大に伴い用排水路からあふれた水による被害を未然に防止するため、農業用排水施設（排水路、調整池等）を整備し、農村地域の防災力の向上を図る。

・ため池の整備【7-3】

決壊した場合に大きな被害が生じるおそれがある防災重点ため池について、詳細調査（耐震・豪雨）や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の高いものから整備を実施する。また、放置されているため池の廃止を推進し、ため池決壊による災害リスクを除去する。

ソフト対策では、ため池ハザードマップを作成し、浸水想定区域を周知するなど、緊急時の迅速な避難行動に繋げる対策を推進する。

・農地の洪水防止機能の保全【1-3】

農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されるなか、担い手への農地集積・集約化とともに農地の大区画化・汎用化整備による農地の確保を通じ、洪水防止機能（雨水を一時的に貯留）の保全を図る。

(森林)

・森林の適正管理と保全の推進【1-4・5、2-1・2、5-1、6-4、7-3・5、8-4】

森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

・森林の整備と防災機能の強化【7-3・5】

山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

(市街地・中山間地)

・短期的な浸水対策の推進【1-3、2-1】

河川等の抜本的な改修には多くの費用と時間がかかるため、短期的な対策として、出水

時の水門管理の徹底など、河川のみならず、流域全体での被害軽減策について、県や近隣自治体等と連携し、ハード・ソフト両面から取り組みを進める。

・地籍調査の推進【6-4、8-5】

地籍調査の進捗率が26%（R元年度）と全国平均の52%を下回っており、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

・孤立集落対策資機材の整備【2-2、10-1】

孤立の可能性のある地域に対し、非常時の通信手段の確保に必要な衛星携帯電話などの通信機器や、応急対策に必要な発電機などの防災資機材の整備を支援する。

(土砂災害等の対策)

・土砂災害等に対する防災意識の向上【1-4、7-3】

土砂災害警戒区域※等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、土砂災害の危険性を周知するとともに、住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

* 土砂災害等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する。

・土砂災害等に対する警戒避難体制の整備【1-4、7-3】

市における、土砂災害ハザードマップの公表や警戒避難体制の整備を促進するとともに、市が避難勧告等を判断するため、土砂災害警戒情報支援システムを活用するなど、各種情報等の適時取得・伝達を行う体制を整備、強化する。

要配慮者への対応も含め住民自らが地区や個人の実情を踏まえ、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを行うことで警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保する。

・土砂災害等に対する災害対応能力の向上【再掲：(9)老朽化対策】【1-4、7-3】

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。

・土砂災害等の対策の推進【1-4、2-1・2・3・5、3-2、4-1、5-1・3、6-4、10-1】

土砂災害危険箇所※¹における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、砂防事業※²、地すべり対策事業※³、急傾斜地崩壊対策事業※⁴等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設※⁵、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

また、土砂が河道を閉塞したことによって水がたまつ際に危惧される土石流等、大規模土砂災害の発生に備えた防災対策を国・県と連携して推進する。

*¹ 国の調査要領に基づき都道府県が実施した調査により抽出された土砂災害の恐れがある箇所

*² 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする事業

*³ 人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による

被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする事業

*⁴ 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする事業

*⁵ 高齢者・障がい者・乳幼児など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

・治山関係施設の老朽化対策【再掲：(9)老朽化対策】【6-5、7-3】

治山堰堤^{*1}や山腹工^{*2}などの治山関係施設の機能及び性能の維持・確保を国や県に働きかける。

*¹ 土砂災害を防ぐため、河川の水及び土砂をせき止めるための構造物

*² 地震や豪雨により崩れた斜面の崩壊拡大を防ぐため、柵や壁を設置して土の動きを抑え、土が流れ出さないよう草木を植えることで、土砂が流出しない安定した山肌に戻す工事

(雪崩対策)

・雪崩対策の実施【1-5、2-1・2・5、6-4】

雪崩から集落の安全や道路の通行を確保するため、雪崩防護柵等の整備を進める。

【交通物流】

(道路)

・災害に強い道路ネットワークの整備【1-1、2-1・2・5、5-1・2・3、6-4、9-1、10-1】

安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を南砺市道路整備5箇年計画等に基づき、引き続き進めるとともに、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助、事前通行規制区間の回避等のため、緊急輸送道路^{*}や避難路となる市内主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。

* 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

・代替性確保のための東海北陸自動車道の整備【再掲：(10)太平洋側のリダンダンシーの確保】【5-1・2、6-4、9-1、10-1】

東海北陸自動車道は、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」(R1.9策定)において、4車線化優先整備区間に位置付けられており、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に広域支援ルートともなることから、救援物資等の大量輸送への対応・リダンダンシー機能の強化につながる早期全線4車線化に向けて、国や高速道路会社等に対し強く働きかけ、整備促進を図る。

・地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急通行確保路線等に架かる橋梁の耐震化【1-1、2-1・2・5、5-1・2・3、6-4】

市管理道路における重要橋梁（橋長15m以上）について、落橋・倒壊を防止するレベルでの対策を完了し、第1次緊急通行確保路線上の重要橋梁について、地震による損傷が限定的に留まり、速やかな機能回復が可能なレベルでの対策を推進する。

・避難路等を確保するための取組みの促進【1-4、2-1・2・5、5-2、6-4、7-

3】

道路防災総点検に基づく要対策箇所について落石、落盤等の対策を引き続き進めるとともに、地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保するための取組みを促進する。

・市街地や観光地等における道路の無電柱化の推進【1-1、4-1、6-1、7-2】

電柱の倒壊による緊急輸送道路等の交通経路の遮断や市街地、観光地等の景観への配慮など、必要性及び整備効果が高い箇所について無電柱化を検討する。

・道路施設が持つ副次的機能の活用【2-1、3-2】

災害時に避難所や防災拠点となり得る市内の道の駅に防災拠点化を働きかける。

・都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進【1-1、7-1、10-1】

安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。

・道路の雪寒対策の推進【1-5、2-1・2・5、5-2、6-4】

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように道路の除排雪等を適切に実施するほか、安定的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターや除雪機械の確保に努める。その他、「地域ぐるみ除排雪活動」や住民等の協力による歩道除雪など市民との協働による除雪を推進する。

・雪寒対策における道路施設整備の推進【1-5、2-1・2・5、5-2、6-4】

安全で円滑な道路交通を確保するため、雪崩予防柵等の整備、消雪施設の更新等を推進する。

・情報収集・共有体制の強化【3-1、4-2】

発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の活用や、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

・信号機電源付加装置等の更新【2-3、3-1、7-2】

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する信号機電源付加装置等の更新及び可搬式発動発電機接続対応信号機の普及を推進するよう富山県警察本部に働きかける。

・緊急輸送道路を補完する林道の整備【2-1・2、5-1、6-4、10-1】

緊急輸送道路を補完（災害時に迂回路として活用）するため、地域森林計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている高成1号線・ふれあいの森線などの林道の整備を推進する。

・地域交通ネットワークの確保・充実【6-4】

北陸新幹線開業などの環境変化を踏まえた南砺市地域公共交通網形成計画（H31.03策定）に基づき、持続可能で多様な地域交通サービスの実現を図る。

(鉄道)

・JR城端線の機能確保【5-1・2、6-4、9-1】

JR城端線の運行を確保するため、浸水被害が想定される場合の車両の退避や車両基地等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に働きかける。

- ・JR 城端線の早期復旧等に向けた取組み【5-1・2、6-4、9-1】

JR 城端線が被災した際には、代替バスの設定など、鉄道事業者に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、国や鉄道事業者に、早期の全面復旧等を要請する。

- ・鉄道の老朽化対策・存続支援【9-1】

JR 城端線においては、橋梁など重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、JR 城端線は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線自治体と連携し、存続を支援する。

(緊急輸送対策)

- ・緊急輸送ネットワークの整備【2-1・2、5-2、10-1】

災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

<2>横断的施策分野

(6) リスクコミュニケーション分野

(地域防災力の向上)

・自主防災組織の組織強化【1-1・2・3・5、7-1、8-4、10-1】

地域防災の要となる自主防災組織の組織化及び活性化を促進するため、自主防災組織の活動事例に関する研修や防災情報の共有を図るための地域づくり協議会との円卓会議等を実施する。

・地域防災力の基盤強化【1-1・2、7-1、10-1】

地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織が実施する、住民が主体となった実践的で地域の特性に応じた初期消火、応急救護、避難訓練の実施や災害時に効果的な活動を支援する。

・土砂災害を想定した避難訓練の実施【1-4】

県と連携して土砂災害を想定した訓練を行う。

・地域コミュニティの強化【10-1】

地域コミュニティを活性化するためには、地域住民自らが主体となって地域の課題を解決していく事が必要であるため、新たな事業に取り組む地域を支援する。

(学校の防災機能強化)

・学校の防災機能の強化〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【4-2】

モデル校に学校安全アドバイザー（防災士等）を派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練が実践的になるよう見直し、モデル地域に普及啓発することで、地域の学校の防災機能を強化する。

(避難支援等)

・福祉避難所の整備促進〔再掲：(3)保健医療・福祉〕【2-1・4・7、10-1】

高齢者等の要配慮者が避難生活を送るための福祉避難所施設として、社会福祉法人等が障がい者グループホームの整備に併せて防火拠点スペースを整備する場合、補助を図る。社会福祉法人が備蓄する食糧等の補完を含めた市全体の備蓄を計画的に進める。

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアを行う。

・外国人住民への防災情報の提供〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【4-2】

多言語化した富山防災WEBの周知や、災害時に役立つ防災情報・南砺市防災アプリを多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

・外国人住民への支援【2-7】

地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(7) 人材育成分野

(人材の育成等)

・ 消火・救助技術の向上【2-3】

高さ45mの主訓練棟や深さ10mの水深可動型潜水プールなど、全国トップクラスの訓練施設を備えた富山県広域消防防災センターにおける実践的な研修・訓練の実施により消火・救助技術の向上を図る。

・ 消防人材・消防団員等の育成【2-3】

複雑・多様化する災害に対応するため、消防職員及び消防団員等の対応能力を高める。

地域防災力の充実強化を図るため、消防団員や支援団員の入団促進及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。

・ 医療・介護人材の育成【2-5、10-1】

災害時に、医療や介護に携わる人材の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、医師会、歯科医師会、看護協会、介護福祉士会などの関係機関と連携し、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むほか、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

・ 保健・福祉人材の災害対応能力の向上【2-5】

保健師や地域包括支援センター職員等に対する研修・訓練による、公衆衛生関係者や福祉人材の災害対処能力の向上を図る。

・ 防災人材の育成・確保【1-1・2・3・4・5、8-2】

地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）を育成・確保する。

また、避難所運営等において、男女別トイレや授乳室の設置、女性用下着等の女性による配布など、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士を育成・確保する。

・ 防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上【再掲：(1)行政機能・防災教育】【3-2、4-1・2】

市各部、国、県等と密接に連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースを確保する。

また、自助や共助につながる地域防災力の向上を図るため、平時には、市民の防災意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

・ 被災建築物応急危険度判定士等の確保・育成【7-3】

大地震の後の二次災害を防止するため、被災した建築物や宅地を調査し、倒壊や外壁・窓ガラス等の落下や宅地崩壊等による危険性を判断する被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士による応急危険度判定の実施体制を整備するため、県・建築関係団体との連携強化に努める。

(8) 官民連携分野

(連携体制の構築)

- ・総合防災訓練の実施〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【1-1・2・3・4・5、7-1、10-1】

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、県、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等の民間や地域自主防災組織及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練等を実施する。

地域づくり協議会や自主防災組織連絡協議会との防災に関する連絡体制を密にし、住民参加の訓練などを通じて、災害時における地域コミュニティの強化を図る。

- ・防災関係機関との相互協力〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【1-1・2・3・4・5、10-1】

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進する。

- ・災害時応援協定締結による連携体制の整備【2-1・4、10-1】

国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結（小売業、運送業、レンタル業、建設業協会等との災害時における応急対策業務などを締結）等により、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備する。

(情報の共有)

- ・土砂災害等に対する災害対応能力の向上〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【1-4、7-3】

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。

(9) 老朽化対策分野

(農業水利施設等)

- ・農業水利施設の計画的な整備〔再掲：(4)産業〕【5-3、6-2、7-3、8-3】

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の長寿命化対策を推進する。ため池については、県が策定するため池工事特措法推進計画に基づき、緊急度の高いものから整備を実施する。

(道路)

- ・道路施設の老朽化対策【5-2、6-4】

橋梁、トンネルなど道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画や5年に1回の法定点検に基づき、計画的に補修等を推進する。

(河川・砂防等)

- ・情報システムの計画的な更新【1-3・4・5、4-1・2、6-5、7-3】

ホームページや防災アプリなどについて、市民に提供する情報の信頼性を確保・維持するため、システムが正常に機能するよう保守や機器更新を計画的に進める。

(治山)

- ・治山関係施設の老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【6-5、7-3】

治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の機能及び性能の維持・確保を国や県に働きかける。

- ・利用者の安全対策【7-5、8-4】

自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、南砺市森林整備計画（南砺市森づくりプラン）に基づき、計画的に森林整備や林道施設の整備を図る。

(住環境)

- ・市営住宅の老朽化対策【1-1】

南砺市公営住宅等長寿命化計画（H24.2策定）に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めるほか、経年劣化が進みやすい外壁や給排水管を中心に耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。

- ・都市公園の老朽化対策【1-1・2、7-1】

公園施設の安全で快適な利用を確保するため、南砺市公共施設等総合管理計画（H27.9）に基づき、避難場所等となる公園、緑地等における老朽化対策を推進する。

避難場所等となる公園、緑地までの管路における老朽化対策を推進する。併せて緊急用飲料水貯水槽の設置を推進する。

- ・下水道施設の老朽化対策【2-6、6-3、7-4、8-3】

限られた予算で確実な下水処理を実施するため、下水道ストックマネジメント計画(R1)に基づき、終末処理場、下水管等の下水道施設の老朽化対策を含む適正管理を推進する。

- ・上水道の老朽化対策【1-1・2、2-1、5-1、6-2、7-1、10-1】

災害発生時において、病院や避難所など重要施設への給水確保が出来るよう、配水本管（基幹管路）の耐震化を推進する。

上水道の送・配水管路は、今後耐用年数を超過するものが多く、安定供給を図る観点から、計画的かつ着実に耐震化更新を進める。

(鉄道)

- ・鉄道の老朽化対策・存続支援〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【9-1】

JR城端線においては、橋梁など重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、JR城端線は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線自治体と連携し、存続を支援する。

(適切な維持管理)

- ・公共施設等の総合的かつ計画的な保全管理【1-1・2・5、3-2、7-1・2、10-1】

第2次南砺市公共施設再編計画(H28.3)に基づき、公共施設等の全体を把握し、被災しても行政機能を維持できるように耐震化を図り、施設の種別毎の性質や利用状況、国・市町村・民間との役割分担なども踏まえ、定期的な施設点検により適切に管理する。

市の再編計画による施設の譲渡、更新等の方針に基づき、適正な維持管理に努める。

災害時において、市が管理する施設（庁舎、市民センター、学校、保育園、体育館、交流センター、その他施設等）は、行政機能の維持や避難所など、災害対応をするために重要な施設であるため、施設の維持管理に努めるとともに、補修・改修・建替え等による環境整備を検討する。

- ・長寿命化計画等に基づく維持管理・更新【1-3・4、5-2、6-4・5、7-3・5、8-3、9-1】

市では公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等を策定しており、計画に基づき維持管理（点検含む）・更新を計画的に推進する。

(10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野

(道路ネットワーク)

- ・代替性確保のための東海北陸自動車道の整備〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【5-1・2、6-4、9-1、10-1】

東海北陸自動車道は、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」(R1.9策定)において、4車線化優先整備区間に位置付けられており、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に広域支援ルートともなることから、救援物資等の大規模輸送への対応・リダンダンシー機能の強化につながる早期全線4車線化に向けて、国や高速道路会社等に対し強く働きかけ、整備促進を図る。

(企業の誘致・企業立地)

- ・企業の誘致・企業立地【9-1、10-1】

地方創生とともに、国全体の強靭化に資する観点から、北陸新幹線延伸等の機会を活かし、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の市内への移転を促進する。

9. 計画の推進

9-1 推進方針の重点化

限られた資源で効率的・効果的に南砺市の強靭化を進めるには、推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「市の役割の大きさ」など下記の視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る 19 の「起きてはならない最悪の事態」を次表（表 9-1 青着色）のとおり選定した。

(重点化の視点)

- ・市の役割の大きさ
- ・影響の大きさ
- ・緊急度
- ・施策の進捗状況
- ・平時の活用

9-2 アクションプランの策定と P D C A サイクル

南砺市の国土強靭化推進のための主要施策をアクションプランとしてとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すという P D C A (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善)) サイクルを回していくこととする。

ここで、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策分野ごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

9-3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び富山県の国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や国土強靭化施策の推進に係る環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、弾力的に計画を見直すこととする。

表 9-1 重点化すべきリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

No	事前に備えるべき目標	No	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	木造密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地や散居村等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	JR等基幹的交通から地域交通網まで、陸上の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による自然豊かな土地の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による自然豊かな土地の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
9	太平洋側の代替性確保に必要な機能が維持・確保される	9-1	太平洋側の基幹的な交通ネットワークの機能停止
10	災害に強く持続可能な地域形成と未来に希望がもてる魅力ある地域をつくる	10-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

9-4 重要業績指標 (KPI)

表 9-2 重点化すべきリスクシナリオと重要業績指標 (KPI)

No	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	指標	現況値 (R1)	目標値 (R7)
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	耐震化率 (多数の者が利用する建築物)	86% (H29)	95%
1-2	木造密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	南砺市防災アプリのインストール数	2,978 件	7,000 件
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地や散居村等の浸水による多数の死傷者の発生	防災研修会・出前講座の実施回数	年 7 回	年 15 回
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	土砂災害ハザードマップの充実・更新	整備済	充実更新
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	除雪機械 1 台当たりの車道延長 (機械更新等、除雪能力の確保)	5.81 km	能力確保
		消融雪路線の延長	122.4 km	130 km
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	配水池の耐震化率	21%	34%
		民間企業との物資供給協定数	12 協定	18 協定
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立集落の発電機整備率 (孤立集落を含む 13 自主防災組織)	53.8% (7/13 組織)	100% (13/13 組織)
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	市立病院の業務継続計画(BCP)の策定率	1/2 病院	2/2 病院
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	高齢者インフルエンザ予防接種率(予防接種啓発指標として)	67.8%	70.0%
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	特定健康診査受診率 (自主健康管理指標として)	62.9%	65.0%
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災士人数	82 人	148 人
5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	市内インターチェンジ数 (城端 SIC の新設)	3 カ所	4 カ所
		東海北陸自動車道 4 車線化事業整備区間	2.3 km	13.0 km
5-3	食料等の安定供給の停滞	現行の道路整備 5 箇年計画完了路線数	9/57 路線	54/57 路線
		民間企業との物資供給協定数	12 協定	18 協定
6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	流域下水道幹線への接続 (集排処理場の電源依存縮減)	2/8 処理場	4/8 処理場
6-4	JR 等基幹的交通から地域交通網まで、陸上の交通インフラの長期間にわたる機能停止	都市計画道路の整備率 (市街地駅周辺道路の改良)	68.6%	72.8%
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	耐震化率(一般住宅)	60% (H25)	72%
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	防災重点ため池の耐震化率	17.4% (8/46 施設)	26.1% (11/46 施設)
8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	洪水ハザードマップの充実・更新	整備済	充実更新
10-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下	住み続けたいと思う市民の割合	69.5%	70%
		市内企業の年間新規就業者	148 人	200 人